

基幹統計調査及び一般統計調査の
承認申請等に関する事務マニュアル
(ver. 1.2)

令和3年10月8日

総務省政策統括官（統計制度担当）

改正履歴

版	改正内容	改正年月日
1.0	<ul style="list-style-type: none"> ・新規作成（旧事務処理要領等の全部改正） <p>《主な改正内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マニュアル全体についての詳細化、具体化、平易化 ② 基幹統計の指定手続に関する説明を追加 ③ 申請書の記載例や留意点を充実 ④ 変更申請時の必要書類の整理 ⑤ 一般統計調査の軽微変更（申請不要）の範囲を整理・拡大 ⑥ 申請書の様式の一部変更 ⑦ 審査の基本的方針・審査の視点ごとの考え方の明確化 ⑧ 参考資料の追加 ⑨ 索引を作成 <p>(注) このマニュアルが大部になったこと、また、国の統計調査において、一般統計調査が多数を占め、その多くについて、統計法の手続になじみの薄い政策部局で行われていることを踏まえ、申請手続の円滑化に資するための簡易資料として、マニュアルに記載している内容のうち、①手続が必要とされる「統計調査」の範囲、②一般統計調査の申請等を行うに当たって必要となる書類、③申請書類を作成する際の記載例や留意点を抜粋し、「一般統計調査の承認申請等に当たっての要点（クイックガイド）」を、マニュアルとは別に作成</p> <p>また、統計調査の手続忘れに対する注意喚起のリーフレットも作成</p>	R2.9.29
1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の組織改正により、「政策統括官（統計基準担当）」を「政策統括官（統計制度担当）」に改正 ・ただし、このマニュアルで引用している「政策統括官（統計基準担当）」が制定した過去の例規のクレジットについては、改正なし 	R3.6.29
1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事項記載書の作成等に関する運用の明確化 ・一般統計調査の軽微変更（申請不要）の範囲について一層の明確化（災害又は感染症等の発生に伴う内容の追加等） ・記載ぶりを含む形式的修正 <p>(注) これら改正を踏まえて、「一般統計調査の承認申請等に当たっての要点（クイックガイド）」及び統計調査の手続忘れに対する注意喚起のリーフレットについても改正</p>	R3.10.8

目次

I 総論

1	マニュアル策定の経緯及び目的	1
2	マニュアルの対象範囲	2
(1)	基幹統計調査	2
(2)	一般統計調査	2
3	用語の定義	3
(1)	調査実施機関	3
(2)	調査計画	3
(3)	母集団、標本	3
(4)	全数調査、標本調査	3
4	申請手続等が必要とされる「統計調査」	4
(1)	概要	4
(2)	「統計調査」の4要件	5
(3)	4要件の全てに該当しても「統計調査」として扱われない場合	8
5	各種問合せ先（申請書等の提出先など）	10
(1)	申請書等の提出先	10
(2)	各種問合せ先	10

II 基幹統計調査に関する申請手続等

1	共通事項	11
(1)	基幹統計調査とは	11
(2)	手続の概要	11
(3)	申請の名義	12
(4)	申請に関する書類の提出	12
(5)	複数の調査票が用いられる統計調査の場合の書類の作成	13
(6)	追加資料の提出	13
(7)	手続の迅速化・効率化に向けた相互協力	13
(8)	調査実施機関から総務省統計審査官室への申請に関する相談時期	13
(9)	基幹統計の指定に関する手続	13
【補足】	基幹統計の指定に関する手続	14
2	基幹統計調査を新規に行おうとする場合（法第9条関係）	16
(1)	手続の概要	16
(2)	申請書の様式	16

(3) 申請事項記載書に記載する事項	18
ア 調査の名称	18
イ 調査の目的	19
ウ 調査対象の範囲	20
(ア) 地域的範囲	20
(イ) 属性的範囲	20
エ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）	22
(ア) 報告者数	22
(イ) 報告者の選定方法	23
(ウ) 報告義務者	25
オ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	26
(ア) 報告を求める事項（調査事項）	26
(イ) 基準となる期日又は期間	28
カ 報告を求めるために用いる方法	30
(ア) 調査系統	30
(イ) 調査方法	31
キ 報告を求める期間	35
(ア) 調査の周期	35
(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限	36
ク 集計事項	38
ケ 調査結果の公表の方法及び期日	39
(ア) 公表の方法	39
(イ) 公表の期日	41
コ 使用する統計基準等	43
サ その他総務省令で定める事項	45
(ア) 調査票情報の保存期間及び保存責任者	45
(イ) 立入検査等の対象とすることができる事項	46
(4) 申請書に添付する書類	48
3 基幹統計調査を変更しようとする場合（法第11条関係）	52
(1) 手続の概要	52
(2) 申請の要否に関する留意点	52
(3) 申請書の様式	54
(4) 申請書に記載する事項	54
(5) 申請書に添付する書類	55
4 基幹統計調査を中止しようとする場合（法第11条関係）	56
(1) 手続の概要	56
(2) 申請書の様式	56
(3) 申請書に記載する事項	56

(4) 申請書に添付する書類	56
5 申請受理後の手続等	57
(1) 手続の概要	57
(2) 審査に当たっての基本的方針	57
(3) 統計委員会への諮問	58
(4) 審査終了後の手続	58
(5) 基幹統計調査の実施に関する意見公募手続についての留意点	60
Ⅲ 一般統計調査に関する申請手続等	
一般統計調査に関する手続のポイント	61
1 共通事項	63
(1) 申請等の名義	63
(2) 申請等に関する書類の提出	63
(3) 複数の調査票が用いられる統計調査の場合の書類の作成	63
(4) 追加資料の提出	63
(5) 手続の迅速化・効率化に向けた相互協力	64
(6) 調査実施機関から総務省統計審査官室への申請に関する相談時期	64
2 一般統計調査を新規に行おうとする場合（法第19条関係）	65
(1) 手続の概要	65
(2) 申請書の様式	65
(3) 申請事項記載書に記載する事項	67
ア 調査の名称	67
(ア) 調査の区分	67
(イ) 調査の名称	67
イ 調査の目的	68
ウ 調査対象の範囲	69
(ア) 地域的範囲	69
(イ) 属性的範囲	69
エ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）	71
(ア) 報告者数	71
(イ) 報告者の選定方法	72
オ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	75
(ア) 報告を求める事項（調査事項）	75
(イ) 基準となる期日又は期間	77
カ 報告を求めるために用いる方法	79
(ア) 調査系統	79
(イ) 調査方法	80
キ 報告を求める期間	83

(ア) 調査の周期	83
(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限	84
ク 集計事項	86
ケ 調査結果の公表の方法及び期日	88
(ア) 公表・非公表の別	88
(イ) 公表の方法	88
(ウ) 公表の期日	90
コ 使用する統計基準等	93
サ その他総務省令で定める事項	95
○ 調査票情報の保存期間及び保存責任者	95
(4) 申請書に添付する書類	97
3 一般統計調査を変更しようとする場合（法第21条第1項関係）	101
(1) 手続の概要	101
(2) 申請の要否に関する留意点	101
(3) 申請書の様式	102
(4) 申請書に記載する事項	102
(5) 申請書に添付する書類	102
(6) 総務大臣の承認を要しない「軽微な変更」	103
4 一般統計調査を中止しようとする場合（法第21条第3項関係）	110
(1) 手続の概要	110
(2) 通知書の様式	110
(3) 通知書に記載する事項	110
(4) 通知書に添付する書類	110
5 申請受理後の手続等	111
(1) 手続の概要	111
(2) 審査に当たっての基本的方針	111
(3) 審査終了後の手続	113
<u>IV 複数の手続が同時に発生する場合の取扱い</u>	
1 複数の統計調査を統合する場合	116
(1) 複数の基幹統計調査を統合する場合	116
(2) 複数の一般統計調査を統合する場合	116
(3) 基幹統計調査と一般統計調査を統合する場合	116
2 基幹統計調査・一般統計調査間の区分変更を行う場合	117
(1) 基幹統計調査として行われていたものを一般統計調査に変更する場合	117
(2) 一般統計調査として行われていたものを基幹統計調査に変更する場合	117
附則	118

別記様式

第1号（その1・基幹統計調査を新規に実施する場合）	119
第1号（その2・一般統計調査を新規に実施する場合）	122
第2号（基幹統計調査を変更する場合）	125
第3号（基幹統計調査を中止する場合）	126
第4号（承認する場合）	127
第5号（承認しない場合）	128
第6号（一般統計調査について「軽微な変更」を行う場合）	129
別紙1 標本設計に関する資料に記載する内容	131
別紙2-1 審査の視点及び当該視点を審査する際の考え方（基幹統計調査）	132
別紙2-2 審査の視点及び当該視点を審査する際の考え方（一般統計調査）	138
参考1 母集団と標本の関係等	145
参考2 「統計調査」該当性についての判断の流れ、「統計調査」に該当した場合 の手續の概要	146
参考3 申請手續等の流れについての一覧表	147
参考4 調査票の回答欄のカウント方法（一般統計調査の変更関係）	148
参考5 地域別表章に関するガイドライン（平成31年3月28日総務省政策統括官 （統計基準担当）決定）	152
参考6 統計法第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認め るもの」の取扱いについて（平成21年3月9日統計委員会決定）	155
参考7 統計幹事による確認書の様式例（「その他の一般統計調査」の変更関係）	156
索引	157

（注）Ⅱの「2 基幹統計調査を新規に行おうとする場合」及びⅢの「2 一般統計調査を新規に行おうとする場合」における「（3）申請事項記載書に記載する事項」については、項目が多岐に分かれる。そのため、「ア」及び「(ア)」レベルの区分についても目次で掲載するとともに、本文においても、「ア」レベルの区分で改頁している。

I 総論

1 マニュアル策定の経緯及び目的

毎月勤労統計調査における不適切な事務処理が発覚したことを端緒として実施された基幹統計及び一般統計調査の一斉点検（平成31年）においては、手続的な問題が大部分ではあるものの、当初の計画どおり行われていないものが多数判明し、その改善を図り、国民の信頼回復を図ることが急務となった。

この信頼回復に向け、政府では、統計委員会の「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委第10号）や、統計改革推進会議統計行政新生部会の「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日）を踏まえ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を変更し（令和2年6月2日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）、政府全体の統計ガバナンスを確立することとしたが、その中では、「統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する」ことも取組の一つとして掲げられた。

このマニュアルは、公的統計基本計画に基づく取組の一環として、これまでの「基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領」（平成20年12月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。令和2年9月7日最終改正）等を再編の上、充実させ、行政機関（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が、法第2条第6項に規定する基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査を実施、変更又は中止しようとする場合に必要とされる手続等に関する事務処理の明確化及び統一化等を図ることにより、手続に必要な書類の効率的な作成や審査の迅速化等に資することを目的として定めるものである。

なお、このマニュアルの運用に当たっては、別途定められる「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）との整合性の確保にも留意しつつ、その取組の成果を活用することにより、審査事務の一層の迅速化を図るとともに、その利活用状況等も踏まえて、このマニュアルを不断に見直すものとする。

2 マニュアルの対象範囲

このマニュアルでは、次に掲げる法の規定に係る手続を対象としている。

(1) 基幹統計調査

- ① 法第9条（基幹統計調査の承認）
- ② 法第10条（承認の基準）
- ③ 法第11条（基幹統計調査の変更又は中止）

(2) 一般統計調査

- ① 法第19条（一般統計調査の承認）
- ② 法第20条（承認の基準）
- ③ 法第21条（一般統計調査の変更又は中止）

3 用語の定義

このマニュアルにおいて頻出する用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 調査実施機関

「調査実施機関」とは、基幹統計調査又は一般統計調査を実施する行政機関をいう。

(2) 調査計画

「調査計画」とは、基幹統計調査又は一般統計調査の実施に関する全体像を明らかにしたものをいう。具体的には、法第9条第2項各号（法第19条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（基幹統計調査については、18～47頁のⅡ2（3）を参照。一般統計調査については、67～96頁のⅢ2（3）を参照）について明らかにしたものであり、統計調査を新規に実施する際の**申請事項記載書（別記様式第1号（その1・その2）の別紙部分）**に相当するものをいう。

また、法第9条第3項に基づき申請の際の添付書類とされている調査票は、「報告を求める事項」（法第9条第2項第3号）を具体化するものであり、調査計画の一部を構成するものである。

(3) 母集団、標本

「母集団」とは、統計調査で調べようとする調査事項に関する情報を保有し、統計調査の実施に当たり、報告を求められる可能性のある個人、世帯、企業、事業所等の全体集合をいう。調査計画においては、母集団の地域的及び属性的な範囲を「調査対象の範囲」として記載する。なお、調査計画において、母集団の規模を示す場合の用語としては、基本的に「母集団の大きさ」を用いる（「母集団数」は用いない。22頁、71頁の「報告者数」の記載例を参照）。

「標本」とは、母集団の中から選ばれた個体（調査計画上は「報告を求める個人又は法人その他の団体」又は「報告者」に相当する。「調査対象者」「調査客体」「被調査者」と呼称する場合もある。）の集まりをいう。「サンプル」と呼称する場合もある。

このように標本は、母集団の部分集合を指すものであることから、標本に含まれる個体の数（調査計画上は「報告者数」に相当する。）を「標本数」又は「サンプル数」と表現することは望ましくなく、このマニュアルにおいても、「報告者数」の言い換えとしては、「標本の大きさ」又は「サンプルサイズ」という用語を用いている。

なお、母集団と標本の関係等については、145頁の**参考1**を参照。

(4) 全数調査、標本調査

「全数調査」とは、母集団に含まれる個体を網羅的に調査する方法をいう。「悉皆調査」と呼称する場合もある。

「標本調査」とは、母集団から抽出された標本に含まれる個体に対して行う調査方法をいう。「サンプル調査」又は「抽出調査」と呼称する場合もある。

4 申請手続等が必要とされる「統計調査」

(1) 概要

法が規律する「統計調査」の定義については、法第2条第5項本文において、次のとおり規定されている。

この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。

つまり、次の①～④に掲げる4つの要件（以下「4要件」という。詳細については、5～8頁の「(2)『統計調査』の4要件」を参照）の全てを満たす調査が、法の定める「統計調査」に該当する（法第2条第5項ただし書に該当する場合を除く。）。

国の行政機関が行う「統計調査」については、基幹統計調査又は一般統計調査の区分に応じて、その実施、変更又は中止のいずれの場合においても、原則として^(注1-1)、事前に総務大臣の承認を得る必要がある。

区 分	要 件
調査の実施主体	① 行政機関等 ^(注1-2) が実施者であること
情報の処理方法	② 統計の作成を目的としていること
情報の入手方法	③ 個人又は法人その他の団体に対して報告を求めていること（報告者が存在すること）
情報の客観性	④ 調査事項が事実に関するものであること

(注) 調査に付される名称（「統計調査」、「実態調査」、「調査」、「アンケート」等）によって、「統計調査」の該当性が左右されるものではないことに留意が必要である。

逆に、4要件のいずれかを満たさない調査については、行政機関が行う調査^(注1-3)であっても、「統計調査」に該当せず、その実施、変更又は中止について、総務大臣に対する手続を要しない。^(注1-4)

なお、「統計調査」該当性についての判断の流れ及び「統計調査」に該当した場合に必要なとされる手続の概要については、146頁の参考2で整理しているが、「統計調査」に該当するか否かについて疑義が生じたときは、前広に総務省政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に掲げる事務をつかさどるものに限る。）付統計審査官室（以下「総務省統計審査官室」という。）に照会すること。

(注1-1) 一般統計調査の「軽微な変更」の場合には、法第21条第1項ただし書の規定に基づき、総務大臣の承認を受ける必要はない（103～109頁の「(6) 総務大臣の変更を要しない『軽微な変更』」を参照）。また、一般統計調査の中止の場合には、法第21条第3項の規定に基づき、総務大臣に対して事前通知することで手続は完了する（110頁の「4」を参照）。

(注1-2) 「行政機関等」は、法2条第3項において、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の総称として用いられているが、このマニュアルは、行政機関が行う基幹統計調査及び一般統計調査に関するものであることから、4要件の①について、後記「(2) 統計調査の4要件」では、「行政機関が実施者であること」として説明している。

(注1-3) 法令に基づいて、個人又は法人その他の団体からなされる許認可申請、届出又は登録等(いわゆる「業務記録」。法第2条第10項に規定する「行政記録情報」の概念に含まれる。)は、個人又は法人その他の団体が、当該法令の定めに基づき、国の行政機関や地方公共団体に対して行うものであり、調査の一環としてなされるものではない。したがって、行政機関が、このような業務記録を受け付ける行為は、そもそも「調査」に該当しない。

(注1-4) 注1-3に記載した業務記録により得られた情報を用いて作成された統計や、後記(2)ア～エの「《この要件に該当しない事例》」に掲げた調査により集められた情報を用いて作成された統計についても、統計の作成者が行政機関等である限り、法第2条第3項に規定する「公的統計」であり、法第3条に規定する「基本理念」及び第3条の2に規定する「行政機関の責務等」(同条第3項を除く。)は適用される。

また、業務記録により得られた情報や、後記(2)ア～エの「《この要件に該当しない事例》」に掲げた調査により集められた情報であっても、それらが、「事業所母集団データベース」(法第2条第8項)に記録された場合、又は、法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供された「行政記録情報」に該当する場合には、その範囲で、これら情報の保護について、法第39条～第41条及び第52条が適用される。

(2) 「統計調査」の4要件

ア 行政機関が実施者であること【調査の実施主体】

行政機関が企画・実施する調査であれば、この要件に該当する。

また、統計調査に係る事務(例えば、調査票の配布・収集や集計)の全部又は一部を行政機関以外の者に委託する場合であっても、行政機関が自らの責任の下で行う調査については、この要件に該当する。

《この要件に該当しない事例》

◆ 民間企業等が企画・実施する調査

- ・民間企業が経営活動等の一環として、独自に行う調査
- ・行政機関が、外部の者(例えば、民間シンクタンクや大学の研究者)に委託した調査研究の一環として、受託者が企画・実施する調査
- ・行政機関の補助金等を受けた研究者が、研究の一環として行う調査

◆ 地方公共団体、独立行政法人等が企画・実施する調査については、法第24条第1項又は法第25条の規定に基づく届出の対象にはなり得るが、基幹統計調査又は一般統計調査に該当することはない。

◆ 行政機関が、地方公共団体に対して調査の方針や概要を示すのみで、実際に調査を行うか否かについては地方公共団体の判断に委ねられている調査についても、法第24条第1項の規定に基づく届出の対象にはなり得るが、基幹統計調査又は一般統計調査に該当することはない。

イ 統計の作成を目的としていること【情報の処理方法】

調査によって得られた情報を集計し、報告者を識別できない形に処理した上で、利用することを前提としていれば、この要件に該当する。(注1-5、注1-6)

《この要件に該当しない事例》

◆ 個別利用を目的とする調査

ア 次の①～③に掲げるような統計を作成すること以外の利用(以下「個別利用」という。)を前提とする調査(注1-7)は、法第2条第5項本文に規定された「統計の作成を目的として」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

- ① 統計目的以外の使用を前提とした名簿(公表の有無を問わない。)を作成するための情報収集として行う調査
- ② 個別の事例研究を行うことを目的とする調査
- ③ 個別の行政指導・監督・命令等を行うための情報収集として行う調査

イ 同一調査の中に、統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項が混在する場合には、統計の作成を目的とする事項に関する部分のみが「統計調査」に該当する。また、個別利用するとともに統計の作成にも用いる事項については、個別利用を目的とする事項として扱う。(注1-8)

(注1-5) 「個別の制度検討、政策評価、法令の企画立案等に利用することを目的として行う調査であって、統計の作成を目的としているわけではない。したがって『統計調査』に該当しない」という誤解が時折見られる。しかし、この要件は、情報の処理方法に関するものであって、調査によって得られた情報を集計して統計を作成し、その上で、活用するという流れである限り、この要件に該当する。

(注1-6) 国の行政機関が地方公共団体に対して行う統計調査の場合、その結果について、地方公共団体に公表されることがある。しかし、これは、当該統計調査によって集めようとする個別の情報について地方公共団体段階で集計したものを、行政機関が報告を受けて公表していると整理されるものである。したがって、地方公共団体が報告した数値を構成する個々の個人・事業所等に係る情報が明らかにされない限り、地方公共団体別の公表がなされたとしても、個別利用には該当しない。

(注1-7) 「統計調査」に該当する場合、調査票情報に対して、法第40条第1項に定める目的外利用の禁止や法第41条に定める守秘義務等の規定が適用されるため、集められた情報を個別利用することはできない。

(注1-8) 個別利用を目的とする事項が含まれる調査については、調査への協力依頼状、調査票又は記入の手引き等に「この調査によって報告された内容については、統計以外の目的に使用しない」旨の記載をすることはできない。

ウ 個人又は法人その他の団体に対して報告を求めていること(報告者が存在すること)【情報の入手方法】

調査を行う際に、個人又は法人その他の団体に対して、個別に報告を求めていれば(すなわち、報告者が存在すれば)、報告者の属性にかかわらず、この要件に該当する。

また、統計理論に基づく調査設計により報告者を選定している場合はもとより、そのような設計を特段していないような場合であっても、個別に報告を求める行為が存在すれば、この要件に該当する。

《この要件に該当しない事例》

◆ 気象観測等に関する調査

次の①又は②に掲げるような調査については、報告者が存在しないことから、「統計調査」に該当しない。

- ① 調査従事者自らが観測・測量・測定することにより行われる気象観測、地形測量、大気汚染等の濃度測定
- ② 調査従事者が、特定の地点を通過する車両台数や人数を数えることのみにより行われる交通量調査

◆ インターネットのホームページにアクセスした者等が自由意思で回答する調査

インターネットのホームページにアクセスした不特定の者や、イベント会場等に来場した不特定の者が自由意思で回答する調査については、法第2条第5項本文に規定する「報告を求める」行為が個別に行われていないことから、「統計調査」に該当しない。

ただし、民間調査機関に登録されたモニターに対して調査を行うような場合であって、あらかじめ報告者を特定して調査への協力を依頼する場合については、個別に「報告を求める」行為が存在することから、「統計調査」に該当する。

エ 調査事項が事実に関するものであること【情報の客観性】

調査事項が、事実に関する内容であれば、この要件に該当する。

なお、事業活動や個人の健康状態についての現状認識、過去又は現在の事実に基づく将来予測に関する事項についても、事実に関するものとして扱う。(注1-9)

《この要件に該当しない事例》

◆ 専ら意識等に関する調査

ア 個人を対象とする調査で、思想や感情その他の内面的意識（以下「意識等」という。）の把握を専らの目的とする調査は、法第2条第5項本文に規定された「事実の報告」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

イ 同一調査の中に「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する場合には、「事実の報告」に該当する部分のみが「統計調査」に該当する。

ただし、事実に関する事項であっても、意識等の把握を専らの目的とする調査の中で設けられている次に掲げる事項については、「事実の報告」に該当しないものとして扱う。

- ① 「フェイス事項」(注1-10) としてのみ用いられる事項
- ② 意識等に関する報告を求めるために従属的に設けられている事実に関する事項(注1-11)

(注1-9) 事業活動に関する事項については、事業を運営するに当たっての考え方も含めて、基本的に、事実に関するものとして扱う。

(注1-10)「フェイス事項」とは、報告された事項を集計する際の区分として使用される報告者の属性のことであり、当該属性の実態そのものを把握するために調べられているものではない事項をいう。

(注1-11)「意識等に関する報告を求めるために従属的に設けられている事実に関する事項」とは、意識等に関する報告を求める前提として、又は、意識等に関する報告を求めることに付随して報告を求める事項をいう。

例えば、次に掲げる事項が該当する。

i) 意識等に関する報告を求めるに当たっての背景・現状に関する事項

【例】制度の認知度を尋ねる設問に付随して、当該認知がどのような情報源から得られたのかを聞くような場合

【例】制度を今後活用したいか否かについて尋ねる設問に付随して、当該制度の利用状況を聞くような場合

ii) 意識等に関する事項に回答する報告者を限定するための事項

【例】制度を利用していない者に対して、その理由を尋ねる前提として、制度利用の有無を聞くような場合

(3) 4要件の全てに該当しても「統計調査」として扱われない場合

4要件の全てに該当するものは、原則として「統計調査」に該当するが、4要件を満たすものであっても、法第2条第5項ただし書の各号に掲げるものについては、「統計調査」としては扱われない。

したがって、これらの調査を実施、変更又は中止しようとする場合に、総務大臣に対する手続は必要ない。

ア 行政機関の内部のみで行われる業務報告等

行政機関が組織内の職員に対して行う調査や、行政機関の本省庁が地方支分部局に対して求める業務報告は、法第2条第5項第1号に規定する「行政機関等がその内部において行うもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

イ 統計法令以外の法律又は政令を根拠として行われる行政機関等に対する報告の求め

統計法令以外の法律又は政令の規定に基づいて、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等^(注1-12)に対して報告を求める行為は、法第2条第5項第2号に規定する「この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

「報告を求めることが規定されているもの」とは、報告を求める行為について、誰が、どのような場合に、どのような事項について報告を求めるのか等の具体的な内容が定められていることが必要であり、各省設置法などの組織法令上等において、一般的な所掌事務として定められているものではない。

(注1-12)「独立行政法人等」は、法第2条第2項に定義・範囲が規定されており、「等」には、いわゆる民間事業者は含まれない。したがって、統計法令以外の法律又は政令の規定に基づいて、民間事業者に対して調査を行い、報告を求める行為は、法第2条第5項第2号には該当せず、「統計調査」該当性は、あくまで、法第2条第5項本文の該当性により判断される。

ウ 政令で定める行政機関が政令で定める事務に関して行う調査

治安や国防に関する事務など、統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第1号から第4号に掲げる行政機関が同条各号に掲げる事務に関して行う調査は、法第2条第5項第3号に規定する「政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

5 各種問合せ先（申請書等の提出先など）

部外の間合せ先も含まれることからホームページ上では表示しておりません。

Ⅱ 基幹統計調査に関する申請手続等（注2-1）

（注2-1）基幹統計調査に関する申請手続の流れについては、147頁の参考3を参照。

1 共通事項

（1）基幹統計調査とは

ア 基幹統計調査とは、行政機関が行う統計調査のうち、「基幹統計の作成を目的とする統計調査」（法第2条第6項）をいう。

イ 「基幹統計の作成を目的とする統計調査」とは、統計調査が基幹統計を作成するための情報収集を専らの目的として行われるとともに、その調査結果が、当該基幹統計の全部又は一部として公表される（注2-2）ことを前提にしていることを意味する。

ウ したがって、次に掲げるような場合については、基幹統計調査に該当せず、一般統計調査として扱われる。

① 基幹統計以外の統計を作成する目的で行われた統計調査については、たとえ、調査票情報（法第2条第11項）が、基幹統計の作成に二次的に利用されたとしても、当該利用の事実をもって、基幹統計調査として扱われるものではない。

② 当該調査が、基幹統計を作成するための参考資料を得るにとどまるような場合には、基幹統計調査としては扱われない。

例えば、統計調査の結果が、基幹統計を作成するための参考資料（案分比率など）として利用されるにとどまり、当該基幹統計の一部としてそのまま公表されるわけではないような場合には、当該統計調査の結果は、当該基幹統計とは別の統計として扱われ、当該統計調査の結果が個別に基幹統計として指定を受けない限り、当該統計調査は基幹統計調査とは扱われない。

（注2-2）一般的に見られるように、一つの基幹統計調査から一つの基幹統計を作成する場合には、当該基幹統計調査の集計結果（法第32条第1号の規定に基づく二次利用の場合を除く。）が、当該基幹統計の全部になる。しかし、複数の基幹統計調査から一つの基幹統計を作成する場合には、個々の基幹統計調査の集計結果それぞれが、外形上、基幹統計の一部となる。

（2）手続の概要

ア 新規に実施する場合

行政機関が基幹統計調査を新規に行おうとする場合には、法第9条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない（16～51頁の「2」を参照）。

イ 変更又は中止する場合

承認を受けた基幹統計調査の調査計画の全部又は一部を変更しようとする場合や、基幹統計調査を中止する場合（承認を受けた基幹統計調査の全部を今後行わないこととする場合）については、法第11条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大

臣の承認を受けなければならない（52～55頁の「3」又は56頁の「4」を参照）。

なお、標本調査の場合に申請書に添付する「標本設計に関する資料」（51頁の「イその他の添付書類」を参照）は、調査計画の一部ではなく、参考書類である。したがって、標本設計に関する資料に記載変更があっても、直ちに変更申請に直結するものではない。しかし、目標精度の見直しや選定方法の変更といった実質的な変更を行う場合には、調査計画に記載した報告者数や選定方法の書きぶりにかかわらず、変更申請が必要になる場合がある。したがって、標本設計に関する資料に変更が生じる場合には、申請の要否について、あらかじめ総務省統計審査官室に相談すること。

ウ 統計委員会への諮問

行政機関の長から基幹統計調査の承認の申請があったときは、総務大臣は、法第9条第4項本文の規定に基づき（変更又は中止の申請の場合には、法第11条第2項において準用する法第9条第4項の規定に基づき）、統計委員会に諮問しなければならない。ただし、法第9条第4項ただし書に規定する「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当する場合には、統計委員会への諮問は行わない（58頁の「5（3）統計委員会への諮問」を参照）。

（3）申請の名義

基幹統計調査に関する総務大臣への申請は、法第9条第1項又は法第11条第1項の規定に基づき、「行政機関の長」の名義で行う。国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関については、特段の事情がなければ、各省大臣とする。なお、大臣の個人名を記載する必要はない。

また、行政機関に置かれた審議会等（国家行政組織法第8条）、施設等機関（同法第8条の2）、特別の機関（同法第8条の3）又は地方支分部局（同法第9条）が統計調査を実施する場合についても、それらの属する行政機関の長の名義で申請する。

（4）申請に関する書類の提出

ア 申請書及び添付書類は、総務省統計審査官室に提出する。申請書の公印及び契印は省略して差し支えない（10頁の「5 各種問合せ先」を参照）。

イ 複数の行政機関による共管で行われる統計調査については、それぞれの行政機関から申請を行っても、連名により一括して申請を行ってもよい。

ウ 申請は、特段の事情（**注2-2-2**）がなければ、法第49条の2に規定する幹事（以下「統計幹事」という。）の属する部局課を経由して行うものとし、当該部局課においては、当該申請に当たって、調査実施機関内における調整に努めるものとする。

（注2-2-2）「特段の事情」とは、例えば、統計調査の実施部課が、統計幹事の属する部局課を経由せずに申請に関する書類を提出することについて、当該実施部課、統計幹事の属する部局課及び総務省統計審査官室との間で合意がなされている場合をいう。

(5) 複数の調査票が用いられる統計調査の場合の書類の作成

申請する統計調査において複数の調査票が用いられる場合、申請事項記載書（別記様式第1号（その1）及び第2号の別紙部分。以下Ⅱの記載において同じ。）は、次の①又は②のいずれかの方法により作成すること。

- ① 調査票ごとに申請事項記載書を作成する。
- ② 一つの申請事項記載書としてまとめて作成する。ただし、この場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分けること。

(6) 追加資料の提出

申請に当たって添付が求められる書類については、手続の区分ごとに、以下の部分で記載している。

- ・新規に行う場合については、48～51頁の「2（4）」を参照
- ・変更する場合については、55頁の「3（5）」を参照
- ・中止する場合については、56頁の「4（4）」を参照

ただし、総務大臣又は統計委員会は、審査又は審議の必要性から、それぞれ法第56条又は第50条の規定に基づき、これらの書類以外に、資料の提出を求めることがある。

(7) 手続の迅速化・効率化に向けた相互協力

総務省統計審査官室及び調査実施機関は、申請前に行う関係書類の調整や疑義の解消等（以下「下審査」という。）について、相互に協力し、手続の迅速化・効率化に努める。

また、総務省統計審査官室は、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく調査実施機関における点検・評価結果を活用し、手続の迅速化・効率化を図る。

(8) 調査実施機関から総務省統計審査官室への申請に関する相談時期

ア 統計委員会への諮問を要する案件については、諮問手続や審議に必要な準備に時間を要することから、調査実施機関は、諮問の約3か月前を目途に、総務省統計審査官室に、申請の概要を連絡するなどして、下審査の相談開始することが望ましい。

諮問を要するか否かに疑義がある案件についても、内容により、統計委員会委員長及び関係する部会の長に確認を要する場合があることから、同様とする。

イ その他申請の要否に疑義が生じた場合には、総務省統計審査官室に、速やかに計画の概要を連絡し、相談すること。

(9) 基幹統計の指定に関する手続

基幹統計調査の申請に併せて、基幹統計の指定に関する手続も必要になる場合があることに留意する（次頁の「【補足】基幹統計の指定に関する手続」を参照）。

【補足】基幹統計の指定に関する手続

ア 「基幹統計調査」が、「基幹統計の作成を目的とする統計調査」（法第2条第6項）であることから、基幹統計調査に関する承認申請の手続を行う際に、基幹統計に関する指定の手続（基幹統計の新たな指定、変更又は解除）も必要になる場合がある。そこで、以下において、基幹統計の指定に係る手続の概要を示す。

イ 基幹統計は、法第2条第4項において、次のとおり規定されている。

（定義）

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

ウ 「国勢統計」及び「国民経済計算」については、同項第1号及び第2号において、基幹統計であることが直接規定されているが、それ以外の統計を基幹統計として扱うには、同項第3号に規定された総務大臣による指定が必要となる。

この指定の手続を定めたものが法第7条であり、次のように規定されている。

（基幹統計の指定）

- 第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

エ 法第7条においては、指定に関する区分が3つあること（表2-1を参照）、及び、いずれの区分についても、4段階の手続が必要になることが規定されている（表2-2を参照）。

表2-1 指定に関する区分

区 分	内 容
①指定（第1項及び第2項）	新規に指定する場合
②指定の変更（第3項）	指定した内容を変更する場合
③指定の解除（第3項）	基幹統計としての指定を、将来に向けて取りやめる場合（①統計の作成そのものが取りやめになる場合と、②統計の作成は継続されるものの基幹統計としての扱いをしなくなる場合の二通りのケースがある。）

表 2-2 指定に関して求められる手続

手 続	内 容
①協議（第1項）	総務大臣から統計を作成する行政機関の長に対して意見を聴くこと
②諮問（第1項）	総務大臣から統計委員会に対して意見を聴くこと
③指定（第2項）	①②の手続を踏まえた上で行う総務大臣としての判断
④公示（第2項）	指定した内容を公にすること（実際の運用では、総務省告示を官報に掲載している。）

オ 公示する内容については、法令で特段の定めが置かれていないが、現状では、表 2-3 に掲げる 4 事項（以下「指定 4 事項」という。）を公示する運用を行っている。

表 2-3 指定 4 事項の公示項目と公示イメージ

公示項目	公示のイメージ
①名称	「〇〇統計」
②作成目的	「～を明らかにすることを目的とする。」
③作成者	「〇〇大臣」（当該統計を作成する行政機関の長を明示）
④作成方法	以下のいずれかの文言で公示 「専ら統計調査の方法により作成する。」（調査統計の場合） 「統計調査以外の方法により作成する。」（加工統計、業務統計の場合）

カ したがって、基幹統計調査の申請内容に連動して、基幹統計の新たな指定や解除、指定 4 事項の内容に変動が生じる場合には、基幹統計に係る手続も併せて必要になる。

一般的には、

- ① 基幹統計調査の新規実施 ↔ 基幹統計の新規指定
- ② 基幹統計調査の中止 ↔ 基幹統計の解除

という対応関係が想定されるが、基幹統計調査の変更（例えば、調査対象の範囲や調査事項の変更）の場合には、指定 4 事項そのものについてまで変更が生じることは少ない。

このようなことから、実際には、基幹統計に関する手続が頻繁に行われることは想定されないが、116～117頁のVIで示す統計調査の統合等の場合には、指定 4 事項の変更が発生する場合もあり、基幹統計調査の手続の際には、基幹統計の手続の要否についても留意する必要がある。

なお、基幹統計に関する手続についても基幹統計調査に関する手続についても、統計委員会への諮問が予定されており、統計委員会における一体的議論を確保する観点から、両者を同時に諮問することが望ましく、それに応じたスケジュール管理が必要であることに注意を要する。

2 基幹統計調査を新規に行おうとする場合（法第9条関係）

（1）手続の概要

行政機関の長は、基幹統計調査を新規に行おうとする場合、法第9条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。この承認を受けようとする行政機関の長は、法第9条第2項各号に規定された事項を記載した申請書に同条第3項に規定された書類を添えて総務大臣に申請しなければならない。

総務大臣は、承認の申請があったときは、法9条4項の規定に基づき、原則として、統計委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない（詳細については、58頁の「5（3）統計委員会への諮問」を参照）。

（2）申請書の様式

申請は、119～121頁の別記様式第1号（その1）により行う。

具体的な調査計画については、同様式の別紙「申請事項記載書」^{（注2-3）}で明らかにする。

《承認の範囲》

法に基づく承認は、この申請事項記載書で示された調査計画に対してなされる。申請事項記載書の別紙として添付される調査票や集計事項一覧などについても、調査計画の一部として承認の範囲に含まれる。

申請の際に添付される「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」（49頁を参照）や「標本設計に関する資料」（51頁を参照）は、審査の対象にはなるが、承認の範囲には含まれない。

（注2-3）調査票が複数ある場合については、以下の記載例のように、①申請事項記載書を調査票ごとに作成する場合には、「調査の名称」の部分に、調査票の名称を括弧書で記載する。②一つの申請事項記載書としてまとめて作成する場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分ける（13頁の1（5）を参照）。

《記載例》

〔申請事項記載書を調査票ごとに作成する場合〕

1 調査の名称

〇〇調査（A調査票）

（注）この場合、申請事項記載書の「2 調査の目的」以下は、A調査票について記載する。

〔一つの申請事項記載書としてまとめて作成する場合〕

（前略）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【A調査票】

① ▲▲▲▲

② ◆◆◆◆

③ ■■■■

【B 調査票】

① △△△△

② ◇◇◇◇

③ □□□□

(2) 基準となる期日又は期間

【A 調査票】

毎月15日現在

【B 調査票】

毎年3月31日現在

(後略)

(3) 申請事項記載書に記載する事項

申請事項記載書には、以下のア～サ（18～47頁）に掲げる事項を記載する。

ア 調査の名称

(ア) この項目では、統計調査を行うに当たって用いる調査の名称を記載する。

(イ) 申請する際の調査名には、原則として年を付さない(注2-4)。ただし、1回限りの統計調査については、年を付しても差し支えない。

(注2-4) 統計調査の実施に当たって用いる調査票に便宜「〇年」（和暦・西暦の別を問わない。）と表示することは差し支えない。

【申請に当たってのポイント】

- 調査の内容から外れていない名称であること。
- 類似調査と同一名称であるなど、調査実施上、又は、調査結果の利活用において、混同するおそれがないものであること。
- 原則として、調査の名称には年を付さない。

イ 調査の目的

基幹統計調査は、「基幹統計の作成を目的とする統計調査」（法第2条第6項）であることから、原則として、作成する基幹統計の名称及び作成目的を引用する形で記載する。

当該基幹統計調査が、基幹統計の作成に加え、関連する統計調査の母集団情報（名簿情報）の提供も目的としている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

なお、申請の段階において想定される主な利活用については、申請書類に添付する「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」の中で記載を求める「調査の目的・必要性」の部分において、より具体的に記載する（49頁の「(イ) その他総務省令で定める書類」を参照）。

《記載例》

- ・〇〇の実態について明らかにする〇〇統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することを目的とする。

【申請に当たってのポイント】

- ・基幹統計との関係が記載されていること。
- ・当該基幹統計調査により把握する事項や、調査により明らかにする内容も記載されていることが望ましい。

ウ 調査対象の範囲

この項目では、報告者（調査対象者）を選定する際の母集団について、その地域的及び属性的な範囲を記載する。（注2-5）

（注2-5）調査によっては、報告者に対して、報告者自身とは異なる者に関する内容について回答を求める場合がある。

例えば、①市町村に対して、域内の農業組織の実態について報告を求める調査、②病院に対して、当該病院を利用した患者の実態について報告を求める調査、③学校に対して、個々の生徒の実態について報告を求める調査。

このような場合であっても、「調査対象の範囲」には、あくまで、報告者となり得る者の範囲を記載する。

上記の例でいうと、それぞれ、市町村、病院、学校が「調査対象の範囲」であり、農業組織、患者又は生徒に係る実態は、「報告を求める事項」として扱う。

（ア）地域的範囲

「全国」又は「その他」のいずれか該当する選択肢の「□」を「■」とする。

ただし、「全国」を対象としつつ一部地域を除く場合や、「その他」に回答する場合には、その範囲を具体的に記載する。その場合、適宜、別紙に記載して差し支えない。

《記載例》

・ 全国 その他

ただし、別紙に掲げる地域を除く。

・ 全国 その他

○○大臣が指定する別紙に掲げる地域

【申請に当たってのポイント】

- ・ 作成する統計やその利活用目的を踏まえて、必要な地域を範囲としていること。
- ・ 特定の地域を対象とする場合、又は、除外する地域がある場合、その範囲が明確になっていること。

（イ）属性的範囲

「個人」「世帯」「事業所」「企業・法人・団体」「地方公共団体」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にした上で（複数選択可）、その具体的な内容を記載する。なお、学校等の教育施設は、区分上「事業所」として扱う。

《記載例》

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる大分類〇ー〇〇業に属する事業所のうち、従業者数

○人以上のもの

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所

「大分類○－○に属する個人経営の事業所」

「大分類○－○のうち、中分類○－○」に属する事業所

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類に掲げる大分類○－○○業に属する企業のうち、同分類の中分類ごとに、売上高を上位から累積し、当該中分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

○○法 (○年法律第○号) 第○条に規定する「…」に該当する団体

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

○○大臣が指定する以下 (又は別紙) に掲げる施設

【申請に当たってのポイント】

- ・ 報告者となり得る者が含まれる範囲について記載すること (把握する調査事項に関する属性が記載されている場合があるので注意すること。20頁の注2-5を参照)。
- ・ 範囲が明確に画定されていること。
- ・ 調査目的を踏まえ、適切な属性の者を対象にすること。
- ・ 調査目的と関係のない属性が含まれていないこと。

エ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）

この項目では、調査実施機関が実際に統計調査の回答を求める者（報告者）について、次に掲げる事項を記載する。

- ① 報告者数
- ② 報告者の選定方法
- ③ 報告義務者

（ア）報告者数

- a. 全数調査の場合には、母集団（20～21頁の「ウ 調査対象の範囲」で示された集団）の範囲と報告者の範囲が一致することから、母集団の大きさを記載する。概数で記載しても差し支えない。（注2-6）

《記載例》

〔過去の実績など確定している情報に基づいて記載する場合〕

- ・ 13,294事業所（令和〇年〇〇調査結果）

〔想定される概数で記載する場合〕

- ・ 約15,000事業所

- b. 標本調査の場合には、報告者数に加えて、母集団の大きさも併せて記載する。いずれについても、概数で記載しても差し支えない。（注2-6）

《記載例》

- ・ 約16,000世帯（母集団の大きさ：約500万世帯）
- ・ 約1,500企業及び約3,500事業所（母集団の大きさ：約20万企業・事業所）

（注2-6）報告者数を概数で記載する場合には、報告者数が1,000以上の場合には、上から3ケタ目を四捨五入して表記し（例：1,545⇒約1,500）、10以上999以下の場合には、上から2ケタ目を四捨五入して表記することを基本とする（例：580⇒約600、38⇒約40）。報告者数が一桁の場合には、実数で表記する。

- c. 申請時において、母集団情報が確定しておらず、それに伴い、報告者数についても確定できない場合には、見込みの数（過去の実績で仮置きした場合を含む。）で申請することができる。

この場合において、承認後の母集団情報の確定を受けた報告者数の再計算の結果、承認時の報告者数と差異が生じたとしても、標本設計の考え方やサンプルの選定方法が承認時から変更がなければ、承認されたとおりの対応として、改めて計画の変更を行う必要はない。

(イ) 報告者の選定方法

a. 選定方法

この項目では、「申請した周期で、今後、統計調査を実施するに当たり、どのような方法で報告者を選定するか」について記載する。

「全数」「無作為抽出（□全数階層あり）」「有意抽出」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」した上で、母集団（20～21頁の「ウ 調査対象の範囲」で示された集団）から報告者を選定する具体的な方法を記載する。

各区分の補足説明は、下表のとおり。

標本調査の場合には、申請事項記載書に選定方法の概要を記載した上で、詳細は、申請書の参考資料として添付する「**標本設計に関する資料**」（詳細は51頁を参照）において記載する。また、統計調査によって、①調査を行う都度、報告者を選定し直す場合があるほか、②一定の周期ごとに報告者の選定し直し、その間は報告者を固定する場合など、「標本の交替」についても、様々なケースが想定される。これについても、「標本設計に関する資料」に記載する。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
全数 (注：全数調査のことをいう。)	<ul style="list-style-type: none">・母集団に含まれる個体を網羅的に調査する場合をいう。・例えば、調査対象の範囲において、「日本標準産業分類に掲げる大分類〇ー〇〇業に属する企業のうち、同分類の中分類ごとに売上高を上位から累積し、当該中分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業」のように、範囲に条件付けをした上で、該当する者を全て選定するような場合も「全数」として扱う。
無作為抽出	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ設定した標本設計の考え方にに基づき、標本の選定に当たって、恣意的な判断が入らないようにする方法をいう。・標本設計において、母集団を複数の階層に区分し、一部の階層について全数を選定する場合には、「■無作為抽出（■全数階層あり）」とした上で、どのような階層を全数としているかについて具体的に記載する。・「全数階層あり」が該当する場合については、<ol style="list-style-type: none">① 層の大きさが小さく、結果的に全数を選定せざるを得ない場合と、② 調査全体の標本設計の考え方として、一定の範囲について、層の大きさに関係なく、全数を選定する場合の2通りが想定される。 ①のケースについては、該当する層が大きくなることで全数階層とする必要がなくなる可能性があり、その場合には「■全数階層あり」が「□全数階層あり」になり、変更申請が必要となる場合がある。

区 分	説 明
有意抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査実施機関が、その知識、経験等により「典型的」あるいは「代表的」であると考えられる標本を、母集団の中から恣意的に選定する方法をいう。 ・ 民間調査機関に登録されているモニターから選定して統計調査を行う場合については、基本的に有意抽出として扱う（モニターの範囲が、実施しようとしている統計調査の対象範囲の母集団を網羅するわけではないため）。 ・ 「有意抽出」として行うことが適切か否かについては、「調査対象の範囲」（母集団）や「調査の目的」との関係が重要となるので、留意が必要である。

b. 母集団情報

具体的な選定方法の記載に当たっては、報告者の選定に使用する母集団情報の名称についても、併せて記載する。特段の名称がない場合には、その出典（行政記録情報等の場合は根拠規定等）や母集団情報の整備方法を記載する。

1年以下の周期で継続して実施される統計調査において、随時（定期・不定期を問わない。）更新される母集団情報を用いる場合には、年次等は記載せず、「調査実施時期に利用可能な最新の〇〇名簿」などと記載する。

一方、1回限りの統計調査、1年を超える間隔で行われる統計調査又は不定期の調査については、母集団情報の時点も明記する。

《記載例》

〔全数調査の場合〕

・ 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、調査対象の範囲に示した事業所の全数を報告者とする。

〔無作為抽出であって、かつ、全数把握する階層がある場合〕

・ 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、業種別・常用労働者規模別に層化2段無作為抽出により選定する。このうち常用労働者が10,000人以上の企業は全数とする。

〔無作為抽出であって、かつ、全数把握する階層がない場合〕

・ 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出

〇〇許可台帳を母集団情報とし、都道府県別に層化無作為抽出により選定する。

- ・ 全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出

直近の国勢調査の調査区から都道府県別人口規模別に層化して調査区を無作為抽出し、さらに調査を行う調査区内に所在する世帯から、〇〇大臣が定める方法により都道府県が選定する。（「〇〇大臣が定める方法」については、別紙参照）

〔有意抽出の場合〕

- ・ 全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、産業中分類別に、生産額や従業員規模について代表的とみられる企業を選定する。（選定方法の詳細については、別紙参照）

【申請に当たってのポイント】

- ・ 報告者を選定するための母集団情報の記載を忘れないこと。
- ・ 事業所・企業を対象にする場合には、原則として、事業所母集団データベースに基づく情報を母集団情報とすること。同データベースを用いず、独自の母集団情報を用いる場合には、審査の過程において、当該母集団情報を用いる必要性・合理性についての説明が必要。
- ・ 全数調査として行うためには、次の①～④のいずれかに該当していること。
 - ① 当該分野における基本的な調査として詳細な構造把握が必要であること。
 - ② 他の統計調査の母集団情報としての利用が想定されていること。
 - ③ 母集団の大きさがかなり小さいため、標本調査として行う実益がないこと。
 - ④ ①～③のほか、一般的に許容される合理的な理由があること。
- ・ 「無作為抽出」の場合、申請書の参考資料として、「標本設計に関する資料」の添付が必要。仮に、具体的な説明があったとしても、報告者数が著しく大きい場合には、真に必要な報告者数なのか、再考が必要になる場合あり。

（ウ） 報告義務者

この項目では、法第13条に規定する報告義務を負う者の属性を記載する。

《記載例》

- ・ 世帯主又は世帯の代表者
- ・ 事業所の代表者
- ・ 企業（団体）の代表者
- ・ 施設の管理者

【申請に当たってのポイント】

- ・ 必要とされる情報を得る上で、適切な者を報告義務者としていること。

オ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(ア) 報告を求める事項（調査事項）

- a. 「報告を求める事項」とは、統計調査によって集める情報の内容、いわゆる「調査事項」をいう。

調査事項には、報告者から直接報告を得る事項（報告者自らが調査票に記載する事項に加え、統計調査事務に携わる者が、報告者への質問により回答を得る事項を含む。）だけでなく、統計調査の円滑な実施に資する観点から、統計調査事務に携わる者が、外観による確認や実測により把握する事項（例えば、住宅の構造や農地・宅地の広さについて、報告者に報告を求めることに代えて、統計調査員や職員が自ら確認や実測を行うもの）も含めて記載する。

- b. 申請の際には、法第9条第3項の規定に基づき、「報告を求める事項」を具体化するものとして、調査票を添付するとともに（詳細は48頁「(ア) 調査票」を参照）、記載例のとおり、調査票を添付している旨を記載する。

また、申請事項記載書にも調査事項を記載する。ただし、調査票上の項目名どおりに網羅的に列挙する必要はない。

なお、申請事項記載書に記載した調査事項に変更が生じない場合であっても、調査票に変更があれば、変更申請が必要になる場合があるので、申請の可否に疑義がある場合には、総務省統計審査官室に相談すること（調査票に実質的な変更が生じない場合には、基本的に変更申請を要しない。54頁のオ（エ）を参照）。

- c. 調査事項は、本来、集計するために報告を求めているものであることから、「集計しない事項の有無」の「有」を■としている場合には、申請事項記載書に、集計しない事項の内容と、当該事項の報告を求める必要性について記載する。

例えば、「法人番号」については、事業所母集団データベースを充実させるために用いられるほか、調査票情報の二次的な利用の一環として、他の統計調査とのデータ接続を行う際に用いられる場合が考えられるが、それ自体が集計されるものではないことから、「集計しない事項」に該当する。

一方、「生年月日」については、それ自体を集計することはないが、この情報から年齢を計算し、年齢別集計に用いられることから、「集計しない事項」には該当しない。

- d. 統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項（5～6頁の「イ 統計の作成を目的としていること」を参照）が混在する調査については、個別利用を目的とする事項を記載する必要はない。また、「事実の報告」と「意識等に関する事項」（7～8頁の「エ 調査事項が事実に関するものであること」を参照）が混在する調査については、意識等に関する事項に該当する事項を記載

する必要はない。

なお、このように申請事項記載書に記載しないのは、承認申請の対象に含まれていないことを明示するための申請事務の便宜上の取扱いであって、実際に使用する調査票において、該当する部分を削除する必要はない。

- e. 調査員調査又は郵送調査で用いる紙媒体の調査票とオンライン調査で用いる調査票の様式が異なる場合、レイアウト等が異なっても、オンライン調査の調査票様式について別途承認を受ける必要はない。

オンラインのみで調査を行う場合であって、一定の帳票がなく、調査事項ごとに画面が遷移する場合には、画面の遷移が分かる資料を添付する（48頁の「(ア) 調査票」を参照）。

なお、調査票様式で用いられる色、フォント、デザインについては、審査の対象としては扱わない（ただし、基幹統計調査において統計委員会の答申で指摘された場合を除く。）。

《記載例》

〔調査事項を全て集計する場合〕

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項（詳細は別添〇の調査票を参照）
ア . . .
イ . . .
ウ . . .

〔集計しない事項の有無〕 無 有

〔調査事項のうち、集計しない事項がある場合〕

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項（詳細は別添〇の調査票を参照）
ア 事業所の名称及び所在地
イ . . .
ウ . . .

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・事業所の名称については、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・〇〇〇に関する事項は、～～の集計を行う際のウェイト付けにのみ用いるものであり、集計は行わない。

〔調査事項のうち、集計しない事項がある場合〕（法人番号の報告を求める場合）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添○の調査票を参照）

ア 企業の名称及び所在地

イ 法人番号

ウ . . .

〔集計しない事項の有無〕 無 有

・企業の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【申請に当たってのポイント】

- ・調査目的に照らして、関係のない調査事項や関連性が極めて薄いと考えられる調査事項は、基本的に認められない。
- ・年次調査（注：毎年定期的に行う調査をいう。）において、複数年（度）の実態について同時に報告を求めようとする場合には、審査の過程において、単年（度）の実態把握では足りない理由について説明が必要。
- ・集計しない事項については、その必要性についての記載が必要。
一般的には、以下のような利活用が想定される。
 - ① 疑義照会又は審査で用いる事項
 - ② 他の統計とのマッチング等で用いる事項
 - ③ 表章項目として集計結果には表れないが、集計の過程で、ウェイト付けの情報として必要な事項
 - ④ 公的統計基本計画等で一律に報告を求める事項とすることが求められている事項（例えば、法人番号）
 - ⑤ 他の調査の母集団情報として活用する事項
- ・他の統計調査の結果又は行政記録情報により、容易に代替できる調査事項については、基本的に認められない。

（イ）基準となる期日又は期間

- a. この項目では、調査事項について、いつの時点又はどの期間の内容について報告を求めるのかを記載する。調査事項により、時点・期間が異なる場合には、書き分ける。
- b. 36～37頁の「キ（イ）」に記載している「調査の実施期間又は調査票の提出期限」は、実際に統計調査を行う期間（調査票の配布から取集を行う期間等）を意味し、「基準となる期日又は期間」とは異なることに注意する。

《記載例》

統計調査の周期による区分	左の区分による記載例
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月末日現在 ・ 調査月の前月 1 か月間
四半期	<p>〔四半期ごとの特定の日とする場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月のそれぞれ 15 日 ・ 毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間について、第 1 四半期（4～6 月）、第 2 四半期（7～9 月）、第 3 四半期（10～12 月）及び第 4 四半期（翌年 1～3 月）に区分し、各四半期の末日 <p>〔四半期ごとの期間中の実績を求める場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間について、第 1 四半期（4～6 月）、第 2 四半期（7～9 月）、第 3 四半期（10～12 月）及び第 4 四半期（翌年 1～3 月）に区分し、各四半期の 3 か月間
1 年	<p>〔調査全体を通じて期日・期間が同じ場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 10 月 1 日現在 ・ 毎年 6 月の 1 か月間 ・ 調査実施年の前年の 1 年間（1～12 月） <p>〔調査事項により期日・期間が異なる場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査実施年の前年の 1 年間（1～12 月）。ただし、〇〇に関する事項については、毎年 6 月 1 日現在 ・ 「報告を求める事項」に記載した項目のうち、ア～ウについては、毎年 3 月 31 日現在。エ～カについては、調査実施年の前年の 12 月 31 日現在。それ以外の事項については、調査実施年の前年度の 1 年間（4～3 月）
1 年を超えるもの (注) 対象となる年を明示すること	<p>〔調査全体を通じて期日・期間が同じ場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年度 1 年間の実績 <p>〔調査事項により期日・期間が異なる場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年度 1 年間の実績。ただし、〇〇に関する事項については、令和〇年 6 月 1 日現在

【申請に当たってのポイント】

- ・ 調査目的等を踏まえ、期日・期間の設定理由について説明できることが必要

カ 報告を求めるために用いる方法

(ア) 調査系統

- a. この項目では、どのような組織を用いて、また、どのような組織を經由して統計調査を行うのかを記載する。
具体的には、調査実施機関と報告者との間における調査票（記入前の調査票の配布及び記入済の調査票の取集）のやり取りが、どのような組織を經由して行われるのかを明らかにする。
- b. 民間事業者又は地方支分部局が、調査票の配布又は取集に関する事務を行う場合には、系統に記載する。
- c. 複数の調査系統を併用する場合には、それら全てを記載する。
調査票の配布と取集で調査系統が異なる場合には、書き分けて記載する。

《記載例》

〔都道府県を經由する調査員調査として行う場合〕

- ・ ○○省－都道府県－統計調査員－報告者

〔調査票の配布・取集に関する事務を民間事業者に委託している場合〕

- ・ ○○省－民間事業者－報告者

〔調査実施機関の地方支分部局を經由する場合〕

- ・ ○○省－地方○○局－報告者

〔本省庁が郵送・オンラインにより報告者と直接やり取りをする場合〕

- ・ ○○省－報告者

〔複数の系統を併用する場合（例えば、民間事業者による郵送とオンラインを併用する場合）〕

（郵送） ○○省－民間事業者－報告者

（オンライン） ○○省－報告者

〔配布と取集において、調査系統が異なる場合〕

- ・ 配布：○○省－民間事業者－報告者

- ・ 取集：報告者－○○省

【申請に当たってのポイント】

- ・ 調査を円滑に行うために適切な系統になっていること。
- ・ 複数の調査系統を併用する場合や、配布と取集で系統が異なる場合、それぞれの系統による役割分担が明確に整理されていること。

(イ) 調査方法

a. この項目では、報告者との間で調査票を配布・収集する際に用いる方法を記載する。

調査票の配布・収集を伴わない方法（例えば、聞き取り調査）を用いる場合には、報告者から調査事項について回答を求める方法を記載する。

調査実施機関と、統計調査事務を分掌する経由機関との間における情報の收受方法を指すものではない。

b. 「郵送調査」「オンライン調査」「調査員調査」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にした上で、具体的な方法（報告義務の履行方法を含む。）を記載する。各区分の補足説明は、下表のとおり。

複数の方法を併用する場合には、該当する選択肢の「□」を全て「■」とする。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
郵送調査	・①紙媒体の調査票の配布又は収集を郵便で行う場合や、②報告内容が格納された磁気媒体等を郵送するような場合をいう。
オンライン調査	・①政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを用いる場合、②統計調査を実施するために特別に設けられたシステムを用いる場合のほか、③電子メール等電子情報のまま直接配布又は収集する場合も含む（ただし、FAX調査は除く。）。 ・申請事項記載書では、「政府統計共同利用システム」「独自のシステム」「電子メール」のいずれか該当する選択肢の□を■にする。 ・「独自のシステム」の場合には、システムの概要を記載する。 「電子メール」の場合には、方法の概要を記載する。
調査員調査	・①非常勤の公務員として任用された者が、報告者が所在する現地に赴いて、対面等 ^(注) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う場合のほか、②統計調査事務を受託した民間事業者が、その社員（臨時に雇用した者を含む。）を報告者が所在する現地に赴かせ、対面等 ^(注) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う場合をいう。 (注) 実際に対面するほか、インターホン越し、ドア越し又は郵便ポストに投函するような場合も含まれる。

区 分	説 明
その他	<p>・例えば、以下の方法が該当する。</p> <p>①「職員調査」(調査員以外の国又は地方公共団体の職員が、報告者が所在する現地に赴いて、対面等^(注1)により調査票の配布・取集又は調査事項の聞き取りを行う調査)^(注2)</p> <p>(注1) 実際に対面するほか、インターホン越し、ドア越し又は郵便ポストに投函するような場合も含まれる。</p> <p>(注2) 職員が、報告者が所在する現地に赴かず、報告者から直接報告を得ることに代えて、</p> <p>① 報告者から郵送、電子メール又はFAXにより調査事項に関する資料の提供を受けて調査票を作成する場合</p> <p>② 報告者が設けたウェブサイト等から調査事項を把握する場合については、報告者自らが調査票に記入して提出しているのではなく、職員による聞き取りと同視できることから、職員調査に区分する。</p> <p>②「電話調査」(国若しくは地方公共団体の職員(調査員を含む。)又は調査事務を受託した民間事業者が、電話を用いて、報告者から調査事項について聞き取る調査)</p> <p>③「FAX調査」(FAXにより、調査票の收受を行う方法)</p> <p>・これらが該当する場合には、それぞれ「■その他(職員)」「■その他(電話)」「■その他(FAX)」のように記載する。</p> <p>・ただし、郵送調査、オンライン調査又は調査員調査により統計調査を行う過程において、報告者に対し、職員の訪問や電話又はFAXにより督促や疑義照会を行う行為を、殊更に「職員調査」「電話調査」「FAX調査」として、申請事項記載書に記載する必要はない。</p>

c. 統計調査員(法第14条)を置く場合、統計調査員は、法令に基づく事務(法定受託事務を含む。)の一部を行うことになることを踏まえ、調査方法を記載するに当たっては、統計調査員が行う事務も分かる形で記載する。

d. 民間事業者に統計調査に関する業務を委託する場合、「調査方法の概要」を記載する中で、調査票の配布・取集、督促・疑義照会に関する事務のみを記載する(調査票の印刷や、データ入力、集計作業などを含め、委託する業務内容を網羅的に記載する必要はない。)

e. 次に例示する場合のように、統計調査の実施過程において、報告者の要望又は事情等により、緊急避難的に、調査計画に定めた方法以外の方法により調査票の配布又は取集を行わざるを得ない場合を想定した記載は必要ない（実際に、このような対応がなされても、計画を逸脱したものとは扱わない。計画を変更する必要もない。）。

① 郵送により調査票の配布・取集を計画していた統計調査の実施過程において、報告者側の要望又は事情により、職員又はFAXにより配布又は取集を行う場合、又は電話による聞き取りを行う場合

② 調査員により調査票の配布・取集を計画していた統計調査の実施過程において、報告者側の要望若しくは事情又は調査員の事故により、職員、郵送又はFAXによる配布又は取集を行う場合、又は電話による聞き取りを行う場合

《記載例》

〔郵送調査のみで行われる場合〕

■郵送調査 □オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出する。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

〔オンライン調査のみで行われる場合〕

□郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

（注）「政府統計共同利用システム」の場合には方法の概要について記載不要。「独自のシステム」の場合にはシステムの概要を、「電子メール」の場合には方法の概要を記載する。

〔複数の方法を併用する場合〕

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） ■調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・調査員が、報告者となる各世帯に調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。
- ・世帯主又は世帯員は、調査員が配布する調査票に記入し、調査員に提出又は郵送により回答を提出するほか、政府統計オンライン調査システムを利用して回答することができる。

■郵送調査 ■オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出する。
- ・報告者から要望があれば、〇〇省又は民間事業者は、調査票の様式を電磁的記録媒体にしたものを電子メールにより送付し、報告者は、当該様式に入力し、電子メールにより提出することができる。

【申請に当たってのポイント】

- ・調査方法の選択が合理的であること。
- ・政府としてオンライン調査の推進を図っていることから、調査方法の1つとしてオンライン方式が含まれていない場合には、審査の過程で、理由の説明が必要。

キ 報告を求める期間

(ア) 調査の周期

- a. この項目では、調査が行われる周期について、「1回限り」「毎月」「四半期」「1年」「2年」「3年」「5年」「不定期」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にする。「その他」を選択した場合は具体的な周期を記載する。(注2-7、注2-7-2)

(注2-7) 限られた期間内に複数回実施して終了する調査については、「その他」として、具体的な実施回数をカッコ内に記載する。

(注2-7-2) 定期的又は継続的に行うものとして申請された調査であっても、審査の結果、「1回限り」との条件を付して承認する場合がある。

- b. 「不定期」とは、将来にわたって継続して行うことは明確であるが、一定の周期が決まっていないものをいう。不定期の調査については、調査実施の都度、必要性を確認するため、申請手続が必要となる（なお、2回目以降は変更申請として行う。）。将来にわたって継続して行うこと自体が不明確な場合は、「1回限り」として申請する。
- c. 調査の周期が1年を超える場合又は不定期の場合は、直近の実施年も記載する。
- d. 統計調査を行う便宜上、毎月等の周期で報告を求めつつも、調査結果は年次で公表する場合は、調査の周期を「1年」とし、「(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限」の欄において、公表と異なる周期で報告を求める理由についても記載する。

《記載例》

〔周期が1年以下の場合〕

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)

〔周期が1年を超える場合又は不定期の場合〕

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和元年)

【申請に当たってのポイント】

- 調査の目的に照らして、適切な調査周期となっていることが必要
(例えば、詳細な構造変化を把握する目的であるにもかかわらず、短い周期で行うことを計画している場合は、必要性や報告者負担の観点から再考の余地がある。)

(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

この項目では、調査を実施する時期について、「調査の実施期間」又は「調査票の提出期限」のいずれかで記載する。

a. 調査の実施期間

「調査の実施期間」で記載する場合は、「調査の始期～調査の終期」の形式で記載する。

「調査の始期」及び「調査の終期」の補足説明は、下表のとおり。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
調査の始期	<ul style="list-style-type: none">・報告者において調査票への記入が可能になる時期を意味する。・具体的には、<ol style="list-style-type: none">① 調査員が調査票の配布を始める時期、② 郵送により調査票が報告者に到達する時期、③ オンライン調査のシステム上、入力が可能になる時期等をいい、マスコミによる広報や調査実施機関が行う報告者への事前周知の開始時期を意味するものではない。
調査の終期	<ul style="list-style-type: none">・調査票等に明記するなどにより報告者に示すことが予定されている調査票の提出（入力）期限をいう。・提出期限経過後に未提出の報告者に対して行われる督促の期間を加える必要はない。

始期及び終期はできるだけ具体的であることが望ましいが、申請の段階で、始期及び終期の日程の詳細が明確にできない場合は、一定の幅をもった記載でも差し支えない。

《記載例》

[1年を超える周期、1回限り又は不定期で行われる調査の場合]

(注) 年を明示することが必要

- ・令和〇年〇月〇日～〇月〇日
- ・令和〇年〇月上旬～〇月下旬
- ・令和〇年〇月～〇月

[年次調査の場合]

- ・毎年〇月〇日～〇月〇日（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。）
- ・毎年〇月上旬～〇月下旬（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。）
- ・毎年〇月～〇月

b. 調査票の提出期限

毎月行われている統計調査のように「調査の始期～調査の終期」による記載が困難な場合には、「調査票の提出期限」の形で示すこともできる。

その際、「毎月〇日」のように特定の日付を記載した場合、暦の関係で、土休日に当たる場合もあることから、直近の営業日が期限となる旨を追記しても差し支えない。

《記載例》

- ・ 調査票の提出期限は、毎月末日（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）
- ・ 調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の10日（10日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

【申請に当たってのポイント】

- ・ 調査事項の的確な内容を得るために適切な調査時期となっていること。
- ・ 報告者における負担を踏まえ、調査票の配布から回収までの期間が著しく短くなっていないこと。

ク 集計事項

(ア)「集計事項」とは、統計調査により集められた情報を用いて作成することが予定されている統計（集計表）の内容をいう。ここで明らかにされた統計が「基幹統計」に該当する。

(イ) 基幹統計については、法第58条により公表期日以前の漏洩等に対する罰則が設けられており、該当する疑いのある事案が発生した場合に罰則適用の可否を判断するためにも、あらかじめ基幹統計の範囲が画定されている必要がある。

このため、集計表の様式を添付する必要はないが（注2-8）、次の①又は②のような対応が必要である。（注2-9）

- ① 「集計事項」欄に具体的な集計事項の一覧（例えば、作成される集計表の表題を列記したもの）を記載する。
- ② 「集計事項」欄に「～に関する集計」と概括的に記載した上で、具体的な集計事項の一覧（例えば、作成される集計表の表題を列記したもの、又は、集計区分・集計項目等の対応関係を表形式にしたもの）を別途添付する。

（注2-8）集計表の様式を添付する方が簡易である場合には、その対応でも差し支えない。

なお、集計表の様式を添付しない場合であっても、審査の過程において、参考資料として、必要な範囲で集計表の様式や集計プロセスに係る資料の提出を求める場合がある。

（注2-9）集計における都道府県別又は地域ブロック（複数の都道府県をまとめた区分）別の表し方については、公的統計基本計画を踏まえ、「地域別表章に関するガイドライン」（平成31年3月28日、総務省政策統括官（統計基準担当）決定）が策定されている。

地域ブロック別の集計を行う場合の表し方（ブロック別の都道府県の構成）については、調査計画に記載する必要がないものであるが、集計を行う際の参考資料として、152～154頁の参考5で掲載している。

《記載例》

〔集計事項の一覧を申請事項記載書に直接記載する場合〕

第1表 ○○○

第2表 ○○○

第3表 ○○○

・・・

〔集計事項の一覧を別紙として添付する場合〕

1 ……に関する集計

2 ……に関する集計

・・・

（集計事項一覧については、別紙参照）

【申請に当たってのポイント】

- ・調査事項の全てが集計事項に使われていること。
（集計しない調査事項がある場合には、当該事項の必要性を別途審査）

ケ 調査結果の公表の方法及び期日

(ア) 公表の方法

a. 「公表」とは、不特定多数の人々が知ることができるように発表することをいう。この項目では、前記「ク 集計事項」において明らかにした集計表の公表の方法について、「e-Stat」（「政府統計の総合窓口」。以下同じ。）「インターネット（e-Stat以外）」「印刷物」「閲覧」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にする。（注2-9-2）

複数の方法を併用する場合には、該当する選択肢の「□」を全て「■」とする。各区分の補足説明は、下表のとおり。

（注2-9-2）「ク 集計事項」において明らかにした集計表とは別に、説明やグラフを付した調査結果の概要資料が公表される場合があるが、その公表方法についてまで記載する必要はない。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
e-Stat	<ul style="list-style-type: none"> ・「ク 集計事項」において明らかにした集計表をe-Statに掲載している場合をいう。 ・e-Statに集計表を掲載した上で、調査実施機関のホームページにおいてリンクを張っている場合も該当する。
インターネット (e-Stat以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ク 集計事項」において明らかにした集計表を調査実施機関のホームページのみで公表し、e-Statに掲載していない場合をいう。
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・「ク 集計事項」において明らかにした集計表を不特定多数の者が利用できる形で紙媒体により提供する場合をいう。例えば、全国の図書館に報告書の配布が予定されている場合、官報への掲載が予定されている場合が該当する。「〇〇調査結果報告書」「〇〇調査年報」等の印刷物の名称は問わない。 ・ホームページ上に掲載している集計表を、個別の求めに応じて印刷して提供することは、インターネットで公表していることの運用の一環であり、印刷物による公表には該当しない。 ・報道発表の際に紙媒体の資料を配布するだけの場合についても、印刷物による公表には該当しない。
閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・上記3区分のいずれにおいても掲載していない集計表について、閲覧により提供する内容及び提供方法について周知した上で、利用の求めに応じて提供する方法という。 ・例えば、調査実施機関の指定する場所において、磁気媒体等に記録された集計結果を紙面又は電子計算機の画面上に表示して希望者に提供する方法が該当する。

- b. 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2012年(平成24年)9月7日最終改定)において、公的統計は、原則として、e-Statから一元的に提供するとされていたところであり(注2-10)、公的統計基本計画においても、e-Statによるデータ提供の推進が求められている(注2-11)。したがって、原則として、「e-Stat」の区分に該当していることが必要である。「e-Stat」の区分に該当しない場合には、審査の過程で、その理由を説明する必要がある。

「閲覧」の区分については、具体的な閲覧場所及び閲覧方法についても記載する。

《記載例》

[e-Statのみで公表する場合]

■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧()

[複数の方法を併用する場合]

■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) ■印刷物 ■閲覧(〇〇省△△課において紙媒体で出力した表を閲覧に供する。)

【申請に当たってのポイント】

- ・原則として、e-Statが公表方法に含まれていることが必要。仮に、含まれていない場合、その理由が、e-Statへの掲載を否定するほどに合理的なものであることが必要。

(注2-10) 統計調査等業務の業務・システム最適化計画(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2012年(平成24年)9月7日最終改定)(抄)

第2 最適化の実施事項

I. 共通計画

7. 統計情報の電子的提供の推進

(2) 各府省は、2008年度(平成20年度)から、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート又はCSV形式ファイルにより作成するものとし、これらのスプレッドシート等を政府統計共同利用システムの統計表管理システムに蓄積するとともに、各府省のホームページから同システムへのリンクにより提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

また、各府省のホームページにおいて提供する統計表に係るスプレッドシート等について、2009年度末(平成21年度末)までに統計表管理システムからの提供に移行するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

(注2-11) 公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)(抄)

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計の利活用促進・環境改善

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

(略) また、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。

(イ) 公表の期日

- a. この項目では、作成した統計を、広く一般の利用に供する時期を記載する。
統計の公表については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において、

原則として、すべての指定統計（注：現行の基幹統計）の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査（注：毎月定期的に行う調査をいう。）は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表する。

とされていることから、特段の理由のない限り、この要件を充足する必要がある。（注2-12）

また、集計事項が多岐にわたり、段階的に公表する場合は、段階ごとに公表の期日と内容を記載する。

（注2-12）「申請負担軽減対策」における「60日以内」及び「1年以内」に該当するか否かについては、調査票の提出期限の翌日から第1報の公表日までの期間で判断する。

- b. 申請の段階で、公表予定日を特定することまでは求めないが、「○月下旬」「○月○日まで」等、一定の時期を明らかにすることが必要である。
ただし、基幹統計については、法第8条第2項の規定に基づき、公表の期日を公表の方法とともに、あらかじめ公表する必要があることから、公表日が確定した段階で、インターネット（e-Stat又は調査実施機関のホームページ）等で公表日を公表しなければならない。
- c. 同じ内容を複数の方法で公表する場合であって、それぞれの方法による公表時期が異なる場合には、基本的に、最も早い時期を記載すれば足りる（例えば、確報をe-Statと印刷物で公表する場合であって、e-Statが令和2年10月、印刷物が令和2年12月である場合、調査計画には「確報については、令和2年10月」のように記載すればよい。）。なお、公表方法ごとの詳細な公表予定を計画に記載することを妨げるものではない。
- d. 公表の期日として記載した日が土休日に当たる場合の対応についても、あらかじめ記載することが望ましいが、既に承認がなされている場合において当該記載がない場合であっても、土休日を理由として公表が数日間繰下げになる場合には、変更申請を要しない。
- e. 承認を得た後、統計の精度を確認・確保するために（注2-13）、一時的に公表日を繰り下げる場合についても変更申請を要さない。ただし、公表日が遅れる理由及び新たな公表日を、インターネット（e-Stat又は調査実施機関のホームページ）等で公表しなければならない。

（注2-13）月次調査の場合であって、土休日の関係で、集計作業を行う営業日が確保できない場合を含む。

《記載例》

〔月次調査のような短い周期の統計調査の場合〕

- ・原則として、調査月の翌月末（翌月末が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）
- ・原則として、調査月の翌月10日（10日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）
- ・原則として、速報は、調査月の翌々月の第1週。確報は、調査月の翌々月下旬

〔年次調査の場合〕

- ・調査実施年の翌年6月末（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）までに公表する。

〔1年を超える周期で行う調査の場合〕（注）年を明示することが必要。

- ・速報：○年○月末までに公表
（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）
- ・確報：○年○月下旬に公表

【申請に当たってのポイント】

- ・第1報の公表期日が、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）の記載を満たすものになっていること。満たさない場合には、その理由が合理的であること。
- ・公表の期日が、土休日に当たる場合の取扱いについても記載することが望ましい。

コ 使用する統計基準等

(ア) この項目では、「調査対象の範囲」の画定や作成した統計の表章の際に使用する統計分類等の「統計基準」（法第2条第9項に規定する統計基準をいう。以下同じ。）等の使用状況について記載する。

現在、「統計基準」とされているのは、次の①～⑤に掲げるものである。

- ① 日本標準産業分類
- ② 日本標準職業分類
- ③ 疾病、傷病及び死因の統計分類
- ④ 指数の基準時に関する統計基準
- ⑤ 季節調整法の適用に当たっての統計基準

また、「統計基準」ではないが、統計作成に係る技術的な基準として、⑥及び⑦がある。

- ⑥ 日本標準商品分類
- ⑦ サービス分野の生産物分類

(イ) 前記(ア)①～⑦のいずれかを使用している場合には、「使用する」の「□」を「■」とする。

その上で、「日本標準産業分類」「日本標準職業分類」「その他」のうち、該当する選択肢全ての「□」を「■」とし、具体的な使用方法についても記載する。「その他」の場合には、使用する統計基準等の名称を括弧内に記載する。

なお、統計基準等に準拠するには至っていないが、参考情報として用いている場合についても、「使用する」の「□」を「■」とした上で、具体的な使用方法を記載する。

(ウ) 日本標準産業分類など今後の改定が想定される統計基準等を用いる場合、「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」のように、どの時点の統計基準等を用いているかについてまで記載する必要はない。

ただし、集計結果を公表する際には、利用者への情報提供の観点から、使用した統計基準等の年次についても公表することが望ましい。また、統計基準等が改定された際には、遡及集計の取扱いについても、情報提供することが望ましい（この関係で集計事項に変更が生じる場合には、変更申請が必要になる場合がある。）。

《記載例》

〔使用する場合〕

- ・ ■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（ ）
- 使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。なお、小分類の区分については、それぞれの中分類の範囲内で集約して表章に利用する。

〔使用しない場合〕

- ・ 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、～～～を対象とした（～～～を対象を限定した）調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さい（ない）ことから、いずれの統計基準も使用しない。

【申請に当たってのポイント】

- ・ 統計基準等が可能な範囲で使用されていること。
- ・ 統計基準等を全く使用しない場合、その理由が適切であること。

サ その他総務省令で定める事項

申請事項記載書には、前記ア～コに掲げる事項のほか、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項を記載する（法第9条第2項第9号の「その他総務省令で定める事項」の内容を定めた統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第3条の規定）。

（ア）調査票情報の保存期間及び保存責任者

- a. この項目では、法第2条第11項に規定されている「調査票情報」について、
- ① 記入済み調査票（注2-14）
 - ② 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体
 - ③ 当該統計調査の業務の一環として調査票情報を転記することにより作成する書類（注2-15）
- の保存期間及び保存責任者を記載する（表形式でもよい）。
- b. 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体についての保存期間については、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。平成31年4月19日最終改正）により、原則として、期限の定めなく保存し続けるとされていることに準拠する必要がある。（注2-16）
- c. 保存責任者は、それぞれの調査実施機関における文書管理に係る例規類により定められている保存責任者を記載する。
- d. 集計の過程で必然的に発生する中間生成物（注2-17）については記載する必要はない。また、集計結果は「調査票情報」に該当しないことから記載する必要はない。

《記載例》

〔表形式で記載する場合〕

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	〇〇省〇〇局長
調査票の内容を記録した電磁的記録	常用 (又は永年)	〇〇省〇〇局長
〇〇名簿	2年	〇〇省〇〇局長

〔表形式で記載しない場合〕

保存期間：記入済み調査票は1年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年
保存責任者：〇〇省〇〇局長

【申請に当たってのポイント】

- 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、再集計や二次利用に支障が生じないよう十分な保存期間（「常用」又は「無期限」等）とされていること。

（注 2-14）「記入済み調査票」とは、収集された紙媒体の調査票や、報告者が報告内容を格納して提出した CD-R 等の磁気媒体を想定したものである。

したがって、オンライン調査のみで行われ、報告者との間において、紙媒体や磁気媒体の収受が発生しない場合には、「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」についてだけ記載すればよく、「記入済み調査票」について記載する必要はない。

（注 2-15）例えば、統計調査の実施過程において得られた調査票情報を用いて、別途名簿作成し、当該統計調査又は他の統計調査の実施に利用している場合が該当する。

（注 2-16）「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」では、調査票情報の保存期間について、次のとおり定められている。

第 3 調査実施者における調査票情報等の取扱い

1 共通事項

(3) 保存期間

ア 期限の定めなく保存し続ける必要のあるもの

将来にわたって利用するため電磁的方法で記録する調査票情報及びドキュメントの保存期間は、個別の基幹統計調査の実施に係る政省令に規定している場合はその保存期間とし、それ以外については「常用（無期限）」として保存し続けるものとする。

（注 2-17）「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」では、中間生成物の定義について、次のとおり定められている。

第 1 総則

2 用語の定義

(7) 中間生成物

本ガイドラインにおいて「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

（イ）立入検査等の対象とすることができる事項

a. 統計法施行規則第 3 条第 2 号に規定する「法第九条第二項第三号の報告を求める事項のうち、法第十五条第一項の規定による立入検査等の対象とすることができる事項」をいう。

b. 基幹統計調査を行う一環として、当初から立入検査等に該当すると考えられる行為が想定されている場合には、申請時において忘れずに記載することが必要。

例えば、調査事項である建物（空き家を含む。）の構造や農地・宅地の広さについて調べるため、統計調査員や職員などの統計調査事務に携わる者が、その場所に立ち入り、自ら確認や実測を行う場合などが該当する。

c. 立入検査等に関する事務を法定受託事務として、新たに地方公共団体に行わせようとする場合には、統計法施行令別表の改正手続が別途必要になるため、あらかじめ総務省統計審査官室に相談すること。

《記載例》

〔立入検査等の対象となる事項が限定される場合〕

- ・「5（1）報告を求める事項」のうち、○○、○○及び○○

〔立入検査等の対象となる事項が限定されない場合〕

- ・「5（1）報告を求める事項」に掲げる事項

〔立入検査等を計画上想定していない場合〕

- ・該当なし

【申請に当たってのポイント】

- ・当初から立入検査等に該当すると考えられる行為が想定される場合には、申請時において忘れずに記載することが必要。
- ・立入検査等の対象となる事項の範囲が明確であること。

(4) 申請書に添付する書類

ア 調査票その他総務省令で定める書類

申請書には、法第9条第3項の規定に基づき「調査票その他総務省令で定める書類」を添付しなければならない。

このうち、調査票については、申請事項記載書における「報告を求める事項」を具体化するものであり、申請事項記載書と一体のものとして、承認の範囲に含まれる。

(ア) 調査票

a. 「調査票」とは、報告者に記入を求める場合は、報告者が回答を記入する様式をいう。聞き取り調査のような場合は、統計調査事務に携わる者が報告者から聞き取った内容を記録する様式（統計調査員がタブレット端末を使用して報告する場合を含む。）をいう。

b. 調査員調査又は郵送調査とオンライン調査を併用する場合には、紙媒体の調査票とオンライン調査票の様式が異なる場合がある。この場合、紙媒体の調査票のみを添付すれば足りる（27頁の「(ア) 報告を求める事項」 e を参照）。

オンラインのみで調査を行う場合であって、一定の帳票がなく、調査事項ごとに画面が遷移する場合には、画面の遷移が分かる資料を添付する。

c. 統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項が混在する調査票の場合には、個別利用を目的とする事項に該当する部分を赤枠で囲む等、区分を明確にする（注2-18）。「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する調査票の場合についても、意識等に関する事項に該当する部分を同様に区分する（26～27頁の「(ア) 報告を求める事項」 d を参照）。

（注2-18）赤枠で囲む等は、承認申請の対象には含まれていないことを明示するための申請事務の便宜上の取扱いであって、実際に使用する調査票において、該当する部分を赤枠で囲む等の対応をする必要はない。

【申請に当たってのポイント】

- 報告者にとって記入しやすい調査票となっていることが必要。
例えば、次のようなケースに該当する場合、再考が必要になる場合あり。
- ① 質問文が長文で分かりにくい。
- ② 調査事項の定義が明確でなく、回答が複数生じ得る。
- ③ 調査票の記入に当たって複雑な計算が必要になるなど、報告者に過度の負担をかける事項がある。
- ④ 報告者が記入しにくい構成になっている。
- ⑤ 合理的な理由ないままに、調査票全体で、調査事項が著しく多い。

(イ) その他総務省令で定める書類

a. 申請に当たっては、前記(ア)で記載した調査票のほか、「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」を添付しなければならない(法第9条第3項の「その他総務省令で定める書類」の内容を定めた統計法施行規則第4条の規定)。

b. 「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」では、「調査の目的・必要性」について具体的に記載することを含め、統計技術的合理性・妥当性や統計調査の重複が合理的範囲内であることを判断するため、下表の「記載項目」に掲げる事項を記載する。なお、書類の様式は問わない。

記 載 項 目	具体的な記載内容
調査の目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する統計調査を実施する背景事情や、統計調査の実施が不可欠である理由、想定される主な利活用を記載する。 ・「想定される主な利活用」については、以下のような形式で、区分について、該当する事項の□を■にするとともに、具体的な利活用を記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【政府内において想定される主な利活用】</p> <p>[区分]</p> <p><input type="checkbox"/>重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料</p> <p><input type="checkbox"/>基幹統計など重要な統計作成への利用</p> <p><input type="checkbox"/>国際機関への提供など国際比較上の利用</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>[具体的な利活用]</p> </div>
他の統計調査との重複	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する統計調査と同様の内容を調査事項としている調査との間の重複状況や、仮に重複があっても、本調査を行わねばならない必要性を記載する。
行政記録情報等の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報等(例えば、法令に基づく許認可申請、届出、登録等の情報)に係る事前確認を行い、申請する統計調査の調査事項と類似の事項がある場合、代替利用の可能性等について記載する。 <p>(注)「行政記録情報」は、法第2条第10項の規定により、国の行政機関が保有する情報に限定され、地方公共団体が保有する情報は含まれない。そのため「行政記録情報等」として、地方公共団体が保有する情報も包括するものとしている。</p>

記 載 項 目	具体的な記載内容
事業所母集団データベースを利用した重複是正等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や企業・法人・団体を対象に行う標本調査の場合、原則として、事業所母集団データベースによる重複是正（報告者負担の平準化）の手続を別途行う必要がある。重複是正は、同データベースを母集団情報として用いない場合についても必要である。 ・また、全数調査を含む全ての統計調査について、調査に回答した報告者の情報（調査結果名簿）を、同データベースに登録（調査履歴登録）しなければならない。 ・そこで、事業所や企業・法人・団体を対象に行う統計調査について申請する場合には、この記載項目において、次に掲げる事項の予定時期を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 重複是正の実施（標本調査の場合） ② 調査結果名簿の履歴登録（全ての統計調査） <p>（注1）変更申請の場合には、前回調査の履歴登録の実施時期も記載する。</p> <p>（注2）重複是正等の具体的な手順等については、「事業所母集団データベース運用管理規程（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定。令和3年6月29日最終改正）を参照。</p>

《記載例》

【他の統計調査との重複】

- ・ ○○に関する統計調査としては、本調査のほかに、○○調査（○○省実施（基幹統計調査））及び○○調査（○○省実施（一般統計調査））がある。

しかし、前者については、・・・のみを調査の対象としているとともに、2年周期でしかデータの把握ができないものであり、・・・分野全体について、毎年行っている本調査を代替することはできない。また、後者については、①・・・、②・・・及び③・・・について報告を求めるものであり、・・・について把握しようとしている本調査とは、調査事項の内容が基本的に異なっており、代替することができない。

したがって、本調査と他の類似統計調査との重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

【行政記録情報等の利活用】

- ・ ○○に関する行政記録情報等としては、○○法（○年法律第○号）第○条に基づく○○大臣に対する報告がある。しかし、これは、①・・・、②・・・

及び③・・・の概要のみについて報告するものであるとともに、これらの内容に変更が生じた都度に報告することとされている。

そのため、本調査で把握しようとしている・・・に関する詳細な情報を把握することができないだけでなく、一律の時点における情報としても利用できない。

したがって、当該報告で本調査の内容を代替することはできず、他に同種の行政記録情報等は認められない。

【事業所母集団データベースを利用した重複是正等】

〔重複是正の対象となる統計調査の場合〕

- ・ 重複是正については、承認後速やかに行う（令和〇年〇月〇旬）。
- 調査結果名簿の履歴登録については、令和〇年〇月〇旬までに行う予定。

〔重複是正の対象とならない統計調査の場合〕

- ・ 本調査は、全数調査として行っていることから、重複是正の対象とはならない。
- 調査結果名簿の履歴登録については、令和〇年〇月〇旬までに行う予定。

イ その他の添付書類

前記ア記載の書類のほか、以下の書類を添付すること。

○ 標本設計に関する資料

無作為抽出により報告者を選定する場合には、以下に掲げる①～③の事項について明らかにした標本設計に関する資料を、申請書の参考資料として添付する。

既存資料があれば、原則として、その添付で足りるが、作成していない場合は、131頁の別紙1を参考に資料を作成する（ただし、既存資料がある場合でも、記載事項が足りない場合には、追加資料が必要）。

- ① 標本抽出の具体的な方法
- ② 標本交替等を行う場合の方法
- ③ 母集団推計（標本調査の結果から、母集団全体の大きさを推計すること）を行う場合の推計方法

3 基幹統計調査を変更しようとする場合（法第11条関係）

（1）手続の概要

ア 行政機関の長は、総務大臣の承認を受けた基幹統計調査の調査計画の全部又は一部を変更しようとする場合（周期的に行うことが予定されている基幹統計調査を一時的に休止する場合や、基幹統計調査の一部を今後行わないこととする場合を含む。）には、法第11条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

法第9条第1項の承認を受けた後、法第11条第1項に基づく変更の承認を受けた基幹統計調査を更に変更しようとする場合についても同様である。

イ 総務大臣は、承認の申請があったときは、法第9条第4項本文の規定に基づき、原則として、統計委員会に諮問し、その意見を聴かななければならない。

ただし、法第9条第4項ただし書に規定する「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当する場合には、統計委員会への諮問は行わない（詳細については、58頁の「（3）統計委員会への諮問」を参照）。

（2）申請の要否に関する留意点

ア 1回限りの統計調査

1回限りで承認された統計調査を再び行おうとする場合には、仮に、それが従前の調査計画の一部を変更して行おうとする場合であっても、手続上は、新規に行うものとして申請する必要がある。

イ 災害の発生や感染症の感染拡大等に伴う調査計画の変更

災害の発生や感染症の感染拡大等（以下「災害の発生等」という。）に伴い、調査対象となる地域の変更、災害の発生等を受けた地域の統計調査からの除外、調査方法の変更、一時中止又は延期等を行う場合についても申請が必要であるが、実際には事前申請を行い、承認を受けることが困難な場合が少なくない。

これまでの災害の発生等の場合においては、緊急避難的な措置として、次の①～③の手順による柔軟な対応をしてきた。

- ① 既に承認されている調査計画と異なる取扱いをする状況が明らかになった時点で、調査実施機関が、総務省統計審査官室に、当該取扱いの内容を連絡
- ② 調査実施機関は、①に併せて、調査計画に変更が生じる旨を、e-Stat又は調査実施機関のホームページ等において国民等に周知
- ③ 変更申請は、状況等を勘案しつつ、申請の準備が整い次第、速やかに申請

今後であっても、災害の発生等の際には、同様の対応とすることが想定されるが、実際の取扱いについては、災害の発生等に当たり、その都度、文書にて通知する。

ウ 標本設計の変更

標本調査の場合に提出する「標本設計に関する資料」は、申請書の一部ではなく、

参考書類である（51頁の「イ その他の添付書類」を参照）。したがって、標本設計に関する資料に記載変更があっても、直ちに変更申請に直結するものではない。

しかし、目標精度の見直しや選定方法の変更といった実質的な変更を行う場合には、調査計画に記載した報告者数や選定方法の書きぶりにかかわらず、変更申請が必要になる場合がある。したがって、直近の段階で提出している標本設計に関する資料に変更が生じる場合には、申請の要否について、あらかじめ総務省統計審査官室に相談すること。

エ 調査票の変更

申請事項記載書に記載した調査事項に変更が生じない場合であっても、調査票に変更があれば、変更申請が必要になる場合があるので（後記オ（ウ）に該当する場合には変更申請不要）、申請の要否に疑義がある場合には、総務省統計審査官室に相談すること。

オ 基本的に変更申請を要しない場合

以下の（ア）～（エ）に掲げる変更については、改めて審査を行う必要がないものとして、基本的に、変更申請の必要はない。

ただし、公的統計基本計画（注2-19）において、調査計画についてホームページでの掲載が求められていることを踏まえ、調査実施機関は、変更後の調査計画（以下の（ア）～（ウ）の場合）又は調査票（以下の（エ）の場合）を、調査の実施前（以下の（イ）の場合にあっては公表前）に、統計審査官室に提供すること。

（注2-19）公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア P D C Aサイクルの確立等

総務省は、(略) 透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。

（ア）調査計画中に、最新の母集団情報を利用する旨の記載があり、当該母集団情報の定期的な更新により報告者数に変動が生じる場合（全数調査又は標本調査における全数抽出の階層における報告者数の増減の場合を含む。ただし、標本設計の考え方を含め、報告者の選定方法に変更が生じる場合は、これに当たらないので、変更申請が必要である。）

（イ）申請時においては、集計を予定していたものの、調査を行った結果、集計区分が細かすぎる等に起因して、結果精度が著しく低い場合や秘匿措置により集計値のほぼ全てが秘匿となる場合等において、集計区分を統合して公表する場合、又は、公表を差し控える必要が生じた場合（注2-19-2）

(注2-19-2) この取扱いは、あくまで、一部の統計表についての対応を想定したものである。基幹統計調査において、速報や確報などのカテゴリー全体を公表しないということは想定されない(仮に、速報や確報などのカテゴリー全体を公表しない場合には、調査計画、集計事項及び公表の期日の変更として変更申請が必要である。)

(ウ) 調査の周期が1年を超える統計調査について、同じ内容で、承認された周期どおりに調査を行う場合(調査計画は、「基準となる期日又は期間」、「報告を求める期間」及び「公表の期日」に記載されている年のみが更新される。)

(エ) 次の①～③に掲げるような調査票に実質的な変更が生じない場合

① 調査票に記入するための説明の明確化

(ただし、調査事項の定義を実質的に変更する場合は、調査事項として用いる用語自体に変更がなくても、変更申請が必要)

② 調査事項として用いる用語についての形式的な変更

(例えば、用語を簡潔にすること等。ただし、報告者において、調査事項の内容が分かりにくくなると考えられる変更や、統計委員会において具体的に審議された結果として用いられている用語を変更する場合には、原則として変更申請が必要)

③ 記入欄の微細な変更

(例えば、金額を記入する欄について、一桁ごとに記入枠を設ける等)

(3) 申請書の様式

申請は、125頁の別記様式第2号により行う。

(4) 申請書に記載する事項

ア 申請事項記載書(別記様式第2号の別紙部分)には、調査計画のうち、変更する事項について、変更の内容及び理由を記載する。

イ 調査名を変更する場合は、次の記載例のとおり、申請書の鑑(別記様式第2号の別紙ではない部分。以下同じ)の「記」の部分に新旧の調査名を二段書きする。

《記載例》

記
変更後の調査名
○○実態調査
(変更前：○○活動に関する状況調査)

ウ 承認の効力は、特段の留保がなければ、承認後の直近の調査から発生するが、月次調査のように短い周期で行われる場合などにおいては、承認後の直近の調査とは異なる特定の時期(例えば、承認の3か月後の調査)から調査計画の変更を予定し

ている場合がある。このような場合には、次の記載例のとおり、申請書の鑑の「記」の部分に、調査計画の変更予定時期を記載する

《記載例》

記

〇〇動態統計調査（注：令和〇年〇月調査以降）

(5) 申請書に添付する書類

ア 申請書には、次に掲げる①～⑩の書類のうち、必要な書類を添付する。

なお、⑩を添付する場合は、その記載内容によって、③～⑤の添付が省略できる場合がある。

《必ず添付するもの》

① 変更後の調査計画

(注) 直近の調査計画に、今回の変更内容（申請事項記載書に記載した変更内容）を反映したものをいう。書類のタイトルについては、原則として、「調査計画（変更後）」にする。

② 承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類（49～51頁の「(イ) その他総務省令で定める書類」を参照）

③ 前回承認時に「今後の課題」として指摘した事項の対応状況

④ 調査結果の利活用状況

⑤ 過去に実施した調査における取集状況（調査票回収率（オンライン回答率を含む。）、有効回答率等）に関する書類

《調査票に変更が生じる場合に添付するもの》

⑥ 変更後の調査票

⑦ 調査票の新旧対照表

《標本設計に変更が生じる場合に添付するもの》

⑧ 標本設計に関する資料（51頁の「イ その他の添付書類」を参照）

《添付可能な場合に添付するもの》

⑨ 調査計画の変更に関する有識者の助言・意見等

⑩ 「PDCAサイクルの確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく当該統計調査に係る点検・評価結果

イ 前記アの添付書類の作成・提出に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(ア) 調査票が複数ある調査であって、一部の調査票についてのみ変更を行う場合には、変更が生じる調査票に関するもののみ添付すれば足りる。

ただし、調査票に変更が生じない場合であっても、審査に関連して提出を求める場合がある。

(イ) 合理的な理由のないままに、調査結果の一部の公表がなされていない場合、又は、経常的に公表が遅れている場合については、公表が遅れている理由と対応方策について、説明資料を添付する。

4 基幹統計調査を中止しようとする場合（法第11条関係）

（1）手続の概要

行政機関の長は、総務大臣の承認を受けた基幹統計調査の全部を今後行わないこととする場合（注2-20）には、法第11条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

総務大臣は、承認の申請があったときは、法第9条第4項本文の規定に基づき、原則として、統計委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない（詳細については、58頁の「（3）統計委員会への諮問」を参照）。

（注2-20）他の統計調査に統合されることにより当該基幹統計調査としては行われなくなる場合や、一般統計調査への区分変更の場合を含む。116～117頁のIVを参照。

（2）申請書の様式

申請は、126頁の別記様式第3号により行う。

（3）申請書に記載する事項

申請書には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 調査の名称
- ② 中止の理由及び時期
- ③ 中止後の措置（注2-21）

（注2-21）「中止後の措置」は、①申請に係る統計調査によって作成していた統計を、別の方法により引き続き作成する場合には、その作成方法を、②統計の作成を行わなくなる場合には、支障の有無及び代替措置を記載する。

（4）申請書に添付する書類

直近の調査計画及び調査票を添付する。

5 申請受理後の手続等

(1) 手続の概要

総務大臣は、申請された基幹統計調査について、法第10条各号に規定された要件の適合性を審査する。その際、法第9条第4項の規定に基づき、原則として、統計委員会の意見を聴く（後記「(3) 統計委員会への諮問」を参照）。

審査の結果、申請された基幹統計調査が法第10条各号に規定された要件の全てに適合していると認めるときは、総務大臣は、当該基幹統計調査を承認する。

(2) 審査に当たっての基本的方針

ア 新規実施

新規実施の申請については、132～137頁の別紙2-1に掲げる視点に即して、法第10条に規定された要件への適合性を総合的に審査する。

イ 変更申請

(ア) 変更申請については、以下に掲げる事項を中心に、別紙2-1に掲げる視点に即して、審査する。

- ① 変更する事項の妥当性
- ② 利活用の実績や利活用に関する環境変化
- ③ 他の基幹統計調査との重複状況
- ④ 前回承認時に「今後の課題」として指摘した検討課題や公的統計基本計画に掲げられた課題への対応状況

(イ) 変更しない事項については、原則として、変更事項に関連して確認を要する部分に限って審査を行う。

ただし、長期間にわたって見直しが行われていない事項については、その適切性について審査し、必要に応じて、次回に向けた検討課題として指摘し、点検・評価の実施を求めることがある。

(ウ) また、変更申請に当たって、「PDCAサイクルの確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく点検・評価を実施している場合には、その結果を活用し、効率的に審査する。

ウ 中止申請

中止申請については、次に掲げる視点から審査を行う。

- ① 調査の中止によって当該分野の統計体系に大きな空白を生じないか。
- ② 中止後の措置は適切か。

(3) 統計委員会への諮問

総務大臣は、行政機関の長から基幹統計調査の承認の申請があったときは、法第9条第4項本文の規定に基づき（変更又は中止の申請の場合には、法第11条第2項による法第9条第4項の準用に基づき）、統計委員会に諮問しなければならない。（注2-21-2）

ただし、法第9条第4項ただし書に規定する「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当する場合には、統計委員会への諮問は行わない。「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の範囲及びその取扱いについては、統計委員会が定めるところによる（詳細は155頁の参考6を参照）。

なお、軽微な事項に該当すると判断された案件については、承認後、総務省統計審査官室から統計委員会に対して処理結果の報告を行う。

（注2-21-2）申請に当たって、総務省統計審査官室に提出された関係書類のうち、統計委員会に諮問する際の諮問書（総務大臣名の公文書）に添付する書類は、基本的に、次のとおりである。

区分	諮問書に添付する書類
新規の場合	① 申請書（申請事項記載書を含む。） ② 調査票 ③ 承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類
変更の場合	① 申請書（申請事項記載書を含む。） ② 調査票の新旧対照表 ③ 変更後の調査計画 ④ 変更後の調査票 ⑤ 承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類
中止の場合	① 申請書（申請事項記載書を含む。） ② 直近の調査計画及び調査票

(4) 審査終了後の手続

ア 総務省統計審査官室から調査実施機関への通知書の送付

(ア) 承認する場合

総務省統計審査官室は、調査実施機関に対し、承認通知書（127頁。別記様式第4号）を送付する。条件（調査計画の修正）を付して承認した場合には、承認通知書に別紙として添付する。

なお、承認の効力は、特段の留保がなければ、承認後の直近の調査から発生するが、月次調査のように短い周期で行われる場合などにおいては、承認後の直近の調査とは異なる特定の時期（例えば、承認の3か月後の調査）から承認の効力を発生させる場合がある。このような場合には、承認通知書において、「なお、本承認は、令和〇年〇月分の調査から効力を有します。」と追記する。

(イ) 承認しなかった場合

総務省統計審査官室は、調査実施機関に対し、承認しなかった理由を付した通知書（128頁・別記様式第5号）を送付する。

(ウ) 課題文書の送付、PDCAサイクルとの関係

- a. 総務省統計審査官室は、審査の結果、次の①～⑤に該当する場合には、承認通知書とは別に、課題に関する文書を送付する。
- ① 統計調査を実際に行った上でないと、調査計画の合理性（例えば、個々の調査事項の必要性）が判断できないなど、審査の時点で直ちに結論が得られない場合
 - ② 精度の確保について、次回以降において検討すべき課題がある場合
 - ③ 公表が経常的に遅れており、具体的な改善策が示されていない場合
 - ④ 申請に係る統計調査に関して中長期的課題と考えられる事項がある場合
 - ⑤ 長期にわたって見直しが行われていない事項について検討を要する場合
- b. 総務省統計審査官室は、この文書の送付に当たり、PDCAサイクルにおける点検・検証の時期も踏まえ、調査実施機関と協議の上、適宜期限を定めて、課題の検討状況について報告を求めるものとする。

(エ) 申請受理後の標準的な処理期間

総務省統計審査官室は、統計委員会に諮問した案件については、統計委員会の答申がなされた日の翌日から起算して14営業日以内に、承認又は不承認の通知を行うものとする。

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」として、統計委員会に諮問しなかった案件については、申請書を受理した日の翌日から起算して10営業日以内に、承認又は不承認の通知を行うものとする。

(オ) 調査計画の透明性確保

総務省政策統括官（統計制度担当）は、当該申請を承認した場合、調査実施機関の協力を得て、e-Stat上の専用サイトに掲載することにより、調査計画の透明性を確保する。

イ 条件付き承認を行った後における修正書類の提出

公的統計基本計画^(注2-22)において、調査計画についてホームページでの掲載が求められていることを踏まえ、調査実施機関は、承認に条件が付された場合には、承認通知書の受領後速やかに、下表の区分に応じて、それぞれに掲げる提出書類に当該条件を反映させた上で、総務省統計審査官室に提出するものとする。

提出に当たっては、課長相当職の名義による連絡文書に添付する形で差し支えない（行政機関の長の名義による再申請の形式とする必要はない。）。

また、総務省は、提出された調査計画をe-Stat上に掲載し、一般に対し、調査計画の透明性の確保を図る。

区 分	提出書類
新 規	①調査計画、②調査票
変 更	①変更後の調査計画、②変更後の調査票
中 止	別記様式第3号の別紙（申請事項記載書の部分）

（注2-22）公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項
2 統計の品質確保
(4) 品質確保に向けた取組の強化
ア P D C Aサイクルの確立等
(略) 総務省は、(略) 透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。(略)

（5）基幹統計調査の実施に関する意見公募手続についての留意点

調査実施機関が、基幹統計調査の実施に際して国民に対する意見公募手続（パブリックコメント）を行う場合（注2-23）は、統計委員会（統計委員会の部会を含む。）の審議への反映等の観点から、統計委員会の審議前又は審議と並行して行い、必要に応じて、その結果が統計委員会の審議に取り入れられるように配慮することとする。

（注2-23）基幹統計調査の実施に当たっては、報告義務を課して行うことから、命令（政令又は省令）の制定（改正を含む。以下同じ。）が必要であるが（法第56条の2）、命令の制定については、承認手続終了後に法定のパブリックコメントとして行うことが必要になる。

ここで記載しているパブリックコメントは、それとは別に、調査計画の策定段階において、調査実施機関の任意で行うパブリックコメントを意味する。

Ⅲ 一般統計調査に関する申請手続等（注3-1、3-2）

（注3-1）一般統計調査とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう（法第2条第7項）。一般統計調査に関する申請手続等の流れについては、147頁の参考3を参照。

（注3-2）「Ⅲ」では、一般統計調査に関する申請や審査上の取扱いについて一覧できるようにするため、「Ⅱ 基幹統計調査に関する申請手続等」に記載している内容と同様であっても、「基幹統計調査の部分の準用」等として記載を省略せず、再掲している。

【一般統計調査に関する手続のポイント】

① 新規の場合

一般統計調査を新規に行おうとする場合には、原則として、総務大臣の事前承認が必要。申請する際に明らかにすべき事項や必要とされる書類についても、基本的に基幹統計調査の場合と同様（65～100頁の「2」を参照）。

② 変更の場合

調査計画の全部又は一部を変更しようとする場合にも、原則として、総務大臣の事前承認が必要。申請する際に明らかにすべき事項や必要とされる書類についても、基本的に基幹統計調査の場合と同様（101～109頁の「3」を参照）。

ただし、変更内容が、法第21条第1項ただし書に規定する「総務省令で定める軽微な変更」に該当する場合には、総務大臣への申請そのものが不要（承認を受ける必要なし）（103～109頁の「3（6）」を参照）。

なお、標本調査の場合に申請書に添付する「標本設計に関する資料」（100頁の「イ その他の添付書類」を参照）は、調査計画の一部ではなく、参考書類である。したがって、標本設計に関する資料に記載変更があっても、直ちに変更申請に直結するものではない。しかし、目標精度の見直しや選定方法の変更といった実質的な変更を行う場合には、調査計画に記載した報告者数や選定方法の書きぶりにかかわらず、変更申請が必要になる場合がある。したがって、標本設計に関する資料に変更が生じる場合には、申請の可否について、あらかじめ総務省統計審査官室に相談すること。

③ 中止の場合

一般統計調査を中止しようとする場合には、総務省統計審査官室への通知のみで手続が終了し、承認を得ることは不要（110頁の「4」を参照）。

④ 審査の重点化

一般統計調査は、「特定一般統計調査」と、それ以外の一般統計調査に区分されるが、後者に該当する統計調査の変更の場合には、一定の要件の下、総務省統計審査官室は、審査の重点化を図り、簡素化・迅速化する（112頁の（ウ）を参照）。

《手続の区分ごとの申請時及び審査時のポイント》

区分	申請時のポイント	審査時のポイント
新規	申請事項や添付書類は基本的に基幹統計調査と同様	基本的に基幹統計調査と同様
変更		基本的に基幹統計調査と同様。 <u>ただし、特定一般統計調査以外の調査の場合は、一定の要件の下、審査を重点化</u>
	軽微な変更は申請不要	—
中止	通知のみ	—

1 共通事項

(1) 申請等の名義

総務大臣への申請又は通知（以下「申請等」という。）は、法第19条第1項、法第21条第1項又は同条第3項の規定に基づき、「行政機関の長」の名義で行う。国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関については、特段の事情がなければ、各省大臣とする。なお、大臣の個人名を記載する必要はない。

また、行政機関に置かれた審議会等（国家行政組織法第8条）、施設等機関（同法第8条の2）、特別の機関（同法第8条の3）又は地方支分部局（同法第9条）が統計調査を実施する場合についても、それらの属する行政機関の長の名義で申請等する。

(2) 申請等に関する書類の提出

ア 申請書（又は通知書）及び添付書類は、総務省統計審査官室に提出する。申請書の公印及び契印は省略して差し支えない（10頁の「5 各種問合せ先」を参照）。

イ 複数の行政機関による共管で行われる統計調査については、それぞれの行政機関から申請等を行っても、連名により一括して申請等を行ってもよい。

ウ 申請等は、特段の事情（**注3-2-2**）がなければ、法第49条の2に規定する幹事（以下「統計幹事」という。）の属する部局課を経由して行うものとし、当該部局課においては、当該申請等に当たって、調査実施機関内における調整に努めるものとする。

（**注3-2-2**）「特段の事情」とは、例えば、統計調査の実施部課が、統計幹事の属する部局課を経由せずに申請に関する書類を提出することについて、当該実施部課、統計幹事の属する部局課及び総務省統計審査官室との間で合意がなされている場合をいう。

(3) 複数の調査票が用いられる統計調査の場合の書類の作成

申請する統計調査において複数の調査票が用いられる場合、申請事項記載書（別記様式第1号（その2）及び第2号の別紙部分。以下Ⅲの記載において同じ。）は、次の①又は②のいずれかの方法により作成すること。

- ① 調査票ごとに申請事項記載書を作成する。
- ② 一つの申請事項記載書としてまとめて作成する。ただし、この場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分けること。

(4) 追加資料の提出

申請等に当たって添付が求められる書類については、手続の区分ごとに、以下の部分で記載している。

- ・新規に行う場合については、97～100頁の「2（4）」を参照
- ・変更する場合については、102～103頁の「3（5）」を参照
- ・中止する場合については、110頁の「4（4）」を参照

ただし、総務大臣又は統計委員会(注3-2-3)は、審査又は審議の必要性から、それぞれ法第56条又は第50条の規定に基づき、これらの書類以外に、資料の提出を求めることがある。

(注3-2-3) 一般統計調査については、法の規定上、統計委員会への付議は想定されていない。しかし、基幹統計調査の試験調査を一般統計調査として行う場合など、統計委員会への情報提供や説明が求められる場合がある。

(5) 手続の迅速化・効率化に向けた相互協力

総務省統計審査官室及び調査実施機関は、申請前に行う関係書類の調整や疑義の解消等(以下「下審査」という。)について、相互に協力し、手続の迅速化・効率化に努める。

また、総務省統計審査官室は、「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく調査実施機関における点検・評価結果を活用し、手続の迅速化・効率化を図る。

(6) 調査実施機関から総務省統計審査官室への申請に関する相談時期

ア 調査実施機関は、申請を要する案件について、承認希望時期の2か月前までには、総務省統計審査官室に、申請の概要を連絡するなどして、下審査の相談を開始することが望ましい。ただし、新規調査については、更に期間の余裕をもって、相談することが望ましい。

イ 軽微な変更に該当するか否かに疑義がある案件についても、検討の結果、申請が必要になる場合があることから、期間の余裕をもって、相談することが望ましい。

ウ その他申請の要否に疑義が生じた場合には、総務省統計審査官室に、速やかに計画の概要を連絡し、相談すること。

2 一般統計調査を新規に行おうとする場合（法第19条関係）

（1）手続の概要

行政機関の長は、一般統計調査を新規に行おうとする場合には、法第19条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。この承認を受けようとする行政機関の長は、法第19条第2項により準用される法第9条第2項各号に規定された事項を記載した申請書に同条第3項に規定された書類を添えて総務大臣に申請しなければならない。

（2）申請書の様式

申請は、122～124頁の別記様式第1号（その2）により行う。

具体的な調査計画については、同様式の別紙「申請事項記載書」^{（注3-3）}で明らかにする。

《承認の範囲》

法に基づく承認は、この申請事項記載書で示された調査計画に対してなされる。申請事項記載書の別紙として添付される調査票や集計事項一覧などについても、調査計画の一部として承認の範囲に含まれる。

申請の際に添付される「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」（98～100頁を参照）や「標本設計に関する資料」（100頁を参照）は、審査の対象にはなるが、承認の範囲には含まれない。

（注3-3）調査票が複数ある場合については、以下の記載例のように、①申請事項記載書を調査票ごとに作成する場合には、「調査の名称」の部分に、調査票の名称を括弧書で記載する。②一つの申請事項記載書としてまとめて作成する場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分ける（63頁の1（3）を参照）。

《記載例》

〔申請事項記載書を調査票ごとに作成する場合〕

1 調査の名称

〇〇調査（A調査票）

（注）この場合、申請事項記載書の「2 調査の目的」以下は、A調査票について記載する。

〔一つの申請事項記載書としてまとめて作成する場合〕

（前略）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【A調査票】

① ▲▲▲▲

② ◆◆◆◆

③ ■■■■

【B 調査票】

① △△△△

② ◇◇◇◇

③ □□□□

(2) 基準となる期日又は期間

【A 調査票】

毎月15日現在

【B 調査票】

毎年3月31日現在

(後略)

(3) 申請事項記載書に記載する事項

申請事項記載書には、以下のア～サ（67～96頁）に掲げる事項を記載する。

ア 調査の名称

(ア) 調査の区分

一般統計調査は、公的統計基本計画において、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うなど、統計の重要度に応じた管理を行うことが求められている。

このため、「特定一般統計調査の指定について」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）に沿って「特定一般統計調査」又は「その他の一般統計調査」^(注3-4)のいずれか該当する選択肢の「□」を「■」にする。

なお、新規に申請する場合、想定される利活用を「特定一般統計調査の指定について」の別紙1「特定一般統計調査の選定基準」に照らして、各府省の統計幹事が判断した区分を選択する。

(注3-4) 「特定一般統計調査の指定について」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）に基づく「特定一般統計調査」又は「特定一般統計調査以外の一般統計調査」の区分は、原則として、1回限りの調査には適用されないが、「必要に応じて特定一般統計調査に準ずるものとして扱うことを妨げない。」とされている。

そのため、このマニュアルの運用に当たっては、「特定一般統計調査」には、特定一般統計調査に準ずるものとされた1回限りの調査を含み、「その他の一般統計調査」には、特定一般統計調査に準ずるものとされなかった1回限りの調査を含むこととし、該当する選択肢の「□」を「■」にする。

(イ) 調査の名称

a. この項目では、統計調査を行うに当たって用いる調査の名称を記載する。

b. 申請する際の調査名には、原則として実施年を付さない^(注3-5)。ただし、1回限りの統計調査については、実施年を付しても差し支えない。

(注3-5) 統計調査の実施に当たって用いる調査票に便宜「○年」（和暦・西暦の別を問わない。）と表示することは差し支えない。

【申請に当たってのポイント】

- 調査の内容から外れていない名称であること。
- 類似調査と同一名称であるなど、調査実施上、又は、調査結果の利活用において、混同するおそれがないものであること。
- 原則として、調査の名称には実施年を付さない。

イ 調査の目的

一般統計調査は、特定の利活用を想定して実施されることが多いことを踏まえ、想定される利活用の例示を含め、目的を具体的に記載する。

なお、申請の段階で想定される主な利活用については、申請書類に添付する「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」の中で記載を求める「調査の目的・必要性」の部分において、より具体的に記載する（98頁の「(イ) その他総務省令で定める書類」を参照）。

《記載例》

- ・ ～～の実態を把握することにより、 ～～する（想定される利活用を記載）ための基礎資料を得ることを目的とする。
- ・ ○○基本計画（閣議決定）を立案する際の基礎資料を得るため、 ～～の実態を把握することを目的とする。
- ・ (○○法に基づく) ○○の改定を行う際の算定根拠として、 ～～を明らかにする統計を作成することを目的とする。

【申請に当たってのポイント】

- ・ 申請時点で想定される（又は実績のある）利活用を具体的に例示しつつ、調査により明らかにする内容を記載することが必要。

ウ 調査対象の範囲

この項目では、報告者（調査対象者）を選定する際の母集団について、その地域的及び属性的な範囲を記載する。（注3-6）

（注3-6）調査によっては、報告者に対して、報告者自身とは異なる者に関する内容について回答を求める場合がある。

例えば、①市町村に対して、域内の農業組織の実態について報告を求める調査、②病院に対して、当該病院を利用した患者の実態について報告を求める調査、③学校に対して、個々の生徒の実態について報告を求める調査。

このような場合であっても、「調査対象の範囲」には、あくまで、報告者となり得る者の範囲を記載する。

上記の例でいうと、それぞれ、市町村、病院、学校が「調査対象の範囲」であり、農業組織、患者又は生徒に係る実態は、「報告を求める事項」として扱う。

（ア）地域的範囲

「全国」又は「その他」のいずれか該当する選択肢の「□」を「■」とする。

ただし、「全国」を対象にしつつ一部地域を除く場合や、「その他」に回答する場合には、その範囲を具体的に記載する。その場合、適宜、別紙に記載して差し支えない。

《記載例》

・ 全国 その他

ただし、別紙に掲げる地域を除く。

・ 全国 その他

○○大臣が指定する別紙に掲げる地域

【申請に当たってのポイント】

- ・ 作成する統計やその利活用目的を踏まえて、必要な地域を範囲としていること。
- ・ 特定の地域を対象とする場合、又は、除外する地域がある場合、その範囲が明確になっていること。

（イ）属性的範囲

「個人」「世帯」「事業所」「企業・法人・団体」「地方公共団体」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」した上で（複数選択可）、その具体的な内容を記載する。なお、学校等の教育施設は、区分上「事業所」として扱う。

《記載例》

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる大分類〇ー〇〇業に属する事業所のうち、従業者数

○人以上のもの

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所

「大分類○－○に属する個人経営の事業所」

「大分類○－○のうち、中分類○－○」に属する事業所

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類に掲げる大分類○－○○業に属する企業のうち、同分類の中分類ごとに、売上高を上位から累積し、当該中分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

○○法 (○年法律第○号) 第○条に規定する「…」に該当する団体

・ 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

○○大臣が指定する以下 (又は別紙) に掲げる施設

【申請に当たってのポイント】

- ・ 報告者となり得る者が含まれる範囲について記載すること (把握する調査事項に関する属性が記載されている場合があるので注意すること。69頁の注3-6を参照)。
- ・ 範囲が明確に画定されていること。
- ・ 調査目的を踏まえ、適切な属性の者を対象にすること。
- ・ 調査目的と関係のない属性が含まれていないこと。

エ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）

この項目では、調査実施機関が実際に統計調査の回答を求める者（報告者）について、次に掲げる事項を記載する。

- ① 報告者数
- ② 報告者の選定方法

（ア）報告者数

- a. 全数調査の場合には、母集団（69～70頁の「ウ 調査対象の範囲」で示された集団）の範囲と報告者の範囲が一致することから、母集団の大きさを記載する。概数で記載しても差し支えない。（注3-7）

《記載例》

〔過去の実績など確定している情報に基づいて記載する場合〕

- ・ 13,294事業所（令和〇年〇〇調査結果）

〔想定される概数で記載する場合〕

- ・ 約15,000事業所

- b. 標本調査の場合には、報告者数に加えて、母集団の大きさも併せて記載する。いずれについても、概数で記載しても差し支えない。（注3-7）

《記載例》

- ・ 約16,000世帯（母集団の大きさ：約500万世帯）
- ・ 約1,500企業及び約3,500事業所（母集団の大きさ：約20万企業・事業所）

（注3-7）報告者数を概数で記載する場合には、報告者数が1,000以上の場合には、上から3ケタ目を四捨五入して表記し（例：1,545⇒約1,500）、10以上999以下の場合には、上から2ケタ目を四捨五入して表記することを基本とする（例：580⇒約600、38⇒約40）。報告者数が一桁の場合には、実数で表記する。

- c. 申請時において、母集団情報が確定しておらず、それに伴い、報告者数についても確定できない場合には、見込みの数（過去の実績で仮置きした場合を含む。）で申請することができる。

この場合において、承認後の母集団情報の確定を受けた報告者数の再計算の結果、承認時の報告者数と差異が生じたとしても、標本設計の考え方やサンプルの選定方法が承認時から変更がなければ、承認されたとおりの対応として、改めて計画の変更を行う必要はない。

(イ) 報告者の選定方法

a. 選定方法

この項目では、「申請した周期で、今後、統計調査を実施するに当たり、どのような方法で報告者を選定するか」について記載する。「全数」「無作為抽出（□全数階層あり）」「有意抽出」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」した上で、母集団（69～70頁の「ウ 調査対象の範囲」で示された集団）から報告者を選定する具体的な方法を記載する。

各区分の補足説明は、下表のとおり。

標本調査の場合には、申請事項記載書に選定方法の概要を記載した上で、詳細は、申請書の参考資料として添付する「**標本設計に関する資料**」（詳細は100頁を参照）において記載する。また、統計調査によって、①調査を行う都度、報告者を選定し直す場合があるほか、②一定の周期ごとに報告者の選定し直し、その間は報告者を固定する場合など、「標本の交替」についても、様々なケースが想定される。これについても、「標本設計に関する資料」に記載する。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
全数 (注：全数調査のことをいう。)	<ul style="list-style-type: none">・母集団に含まれる個体を網羅的に調査する場合をいう。・例えば、調査対象の範囲において、「日本標準産業分類に掲げる大分類〇ー〇〇業に属する企業のうち、同分類の中分類ごとに売上高を上位から累積し、当該中分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業」のように、範囲に条件付けをした上で、該当する者を全て選定するような場合も「全数」として扱う。
無作為抽出	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ設定した標本設計の考え方にに基づき、標本の選定に当たって、恣意的な判断が入らないようにする方法をいう。・標本設計において、母集団を複数の階層に区分し、一部の階層について全数を選定する場合には、「■無作為抽出（■全数階層あり）」とした上で、どのような階層を全数としているかについて具体的に記載する。・「全数階層あり」が該当する場合については、<ol style="list-style-type: none">① 層の大きさが小さく、結果的に全数を選定せざるを得ない場合と、② 調査全体の標本設計の考え方として、一定の範囲について、層の大きさに関係なく、全数を選定する場合の2通りが想定される。①のケースについては、該当する層が大きくなることで

区 分	説 明
	全数階層とする必要がなくなる可能性があり、その場合には「 <input checked="" type="checkbox"/> 全数階層あり」が「 <input type="checkbox"/> 全数階層あり」になり、変更申請が必要となる場合がある。）
有意抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査実施機関が、その知識、経験等により「典型的」あるいは「代表的」であると考えられる標本を、母集団の中から恣意的に選定する方法をいう。 ・ 民間調査機関に登録されているモニターから選定して統計調査を行う場合については、基本的に有意抽出として扱う（モニターの範囲が、実施しようとしている統計調査の対象範囲の母集団を網羅するわけではないため）。 ・ 「有意抽出」として行うことが適切か否かについては、「調査対象の範囲」（母集団）や「調査の目的」との関係が重要となるので、留意が必要である。

b. 母集団情報

具体的な選定方法の記載に当たっては、報告者の選定に使用する母集団情報の名称についても、併せて記載する。特段の名称がない場合には、その出典（行政記録情報等の場合は根拠規定等）や母集団情報の整備方法を記載する。

1年以下の周期で継続して実施される統計調査において、随時（定期・不定期を問わない）更新される母集団情報を用いる場合には、年次等は記載せず、「調査実施時期に利用可能な最新の〇〇名簿」などと記載する。

一方、1回限りの統計調査、1年を超える間隔で行われる統計調査、又は不定期の調査については、母集団情報の時点も明記する。

《記載例》

〔全数調査の場合〕

- ・ 全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、調査対象の範囲に示した事業所の全数を報告者とする。

〔無作為抽出であって、かつ、全数把握する階層がある場合〕

- ・ 全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、業種別・常用労働者規模別に層化2段無作為抽出により選定する。このうち常用労働者が10,000人以上の企業は全数とする。

〔無作為抽出であって、かつ、全数把握する階層がない場合〕

- ・ 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出
 〇〇許可台帳を母集団情報とし、都道府県別に層化無作為抽出により選定する。

- ・ 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出
 直近の国勢調査の調査区から都道府県別人口規模別に層化して調査区を無作為抽出し、さらに調査を行う調査区内に所在する世帯から、〇〇大臣が定める方法により都道府県が選定する。（「〇〇大臣が定める方法」については、別紙参照）

〔有意抽出の場合〕

- ・ 全数 無作為抽出（ 全数階層あり） 有意抽出
 調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、産業中分類別に、生産額や従業員規模について代表的とみられる企業を選定する。（選定方法の詳細については、別紙参照）

【申請に当たってのポイント】

- ・ 報告者を選定するための母集団情報の記載を忘れないこと。
- ・ 事業所・企業を対象にする場合には、原則として、事業所母集団データベースに基づく情報を母集団情報とすること。同データベースを用いず、独自の母集団情報を用いる場合には、審査の過程において、当該母集団情報を用いる必要性・合理性についての説明が必要。
- ・ 全数調査として行うためには、次の①～④のいずれかに該当していること。
 - ① 当該分野における基本的な調査として詳細な構造把握が必要であること。
 - ② 他の統計調査の母集団情報としての利用が想定されていること。
 - ③ 母集団の大きさがかなり小さいため、標本調査として行う実益がないこと。
 - ④ ①～③のほか、一般的に許容される合理的な理由があること。
- ・ 「無作為抽出」の場合、申請書の参考資料として、「標本設計に関する資料」の添付が必要。仮に、具体的な説明があったとしても、報告者数が著しく大きい場合には、真に必要な報告者数なのか、再考が必要になる場合あり。

オ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(ア) 報告を求める事項（調査事項）

- a. 「報告を求める事項」とは、統計調査によって集める情報の内容、いわゆる「調査事項」をいう。

調査事項には、報告者から直接報告を得る事項（報告者自らが調査票に記載する事項に加え、統計調査事務に携わる者が、報告者への質問により回答を得る事項を含む。）だけでなく、統計調査の円滑な実施に資する観点から、統計調査事務に携わる者が、外観による確認や実測により把握する事項（例えば、住宅の構造や農地・宅地の広さについて、報告者に報告を求めることに代えて、統計調査員や職員が自ら確認や実測を行うもの。）も含めて記載する。

- b. 申請の際には、法第9条第3項の規定に基づき「報告を求める事項」を具体化するものとして、調査票を添付するとともに（詳細は97頁「(ア) 調査票」を参照）、記載例のとおり、調査票を添付している旨を記載する。

また、申請事項記載書にも調査事項を記載する。ただし、調査票上の項目名どおりに網羅的に列挙する必要はない。

なお、申請事項記載書に記載した調査事項に変更が生じない場合であっても、調査票に変更があれば、変更申請が必要になる場合があるので、申請の要否に疑義がある場合には、総務省統計審査官室に相談すること（調査票に実質的な変更が生じない場合には、基本的に「軽微な変更」に該当し、変更申請を要しない。108頁の【その他】㊸を参照）。

- c. 調査事項は、本来、集計するために報告を求めているものであることから、「集計しない事項の有無」の「有」を■としている場合には、申請事項記載書に、集計しない事項の内容と、当該事項の報告を求める必要性について記載する。

例えば、「法人番号」については、事業所母集団データベースを充実させるために用いられるほか、調査票情報の二次的な利用の一環として、他の統計調査とのデータ接続を行う際に用いられる場合が考えられるが、それ自体が集計されるものではないことから、「集計しない事項」に該当すると考えられる。

一方、「生年月日」については、それ自体を集計することはないが、この情報から年齢を計算し、年齢別集計に用いられることから、「集計しない事項」には該当しない。

- d. 統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項（5～6頁の「イ 統計の作成を目的としていること」を参照）が混在する調査については、個別利用を目的とする事項を記載する必要はない。また、「事実の報告」と「意識等に関する事項」（7～8頁の「エ 調査事項が事実に関するものであること」を参照）が混在する調査については、意識等に関する事項を記載する必要はない。

なお、このように、申請事項記載書に記載しないのは、承認申請の対象に含まれていないことを明示するための申請事務の便宜上の取扱いであって、実際に使用する調査票において、該当する部分を削除する必要はない。

- e. 調査員調査又は郵送調査で用いる紙媒体の調査票とオンライン調査で用いる調査票の様式が異なる場合、レイアウト等が異なっても、オンライン調査の調査票様式について別途承認を受ける必要はない。

オンラインのみで調査を行う場合であって、一定の帳票がなく、調査事項ごとに画面が遷移する場合には、画面の遷移が分かる資料を添付する（97頁の「(ア) 調査票」を参照）。

なお、調査票様式で用いられる色、フォント、デザインについては、審査の対象としては扱わない。

《記載例》

〔調査事項を全て集計する場合〕

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項（詳細は別添○の調査票を参照）
ア . . .
イ . . .
ウ . . .

〔集計しない事項の有無〕 無 有

〔調査事項のうち、集計しない事項がある場合〕

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項（詳細は別添○の調査票を参照）
ア 事業所の名称及び所在地
イ . . .
ウ . . .

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・事業所の名称については、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・○○○に関する事項は、～～の集計を行う際のウェイト付けにのみ用いるものであり、集計は行わない。

〔調査事項のうち、集計しない事項がある場合〕（法人番号の報告を求める場合）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添〇の調査票を参照）

ア 企業の名称及び所在地

イ 法人番号

ウ . . .

〔集計しない事項の有無〕 無 有

・企業の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

【申請に当たってのポイント】

- ・調査目的に照らして、関係のない調査事項や関連性が極めて薄いと考えられる調査事項は、基本的に認められない。
- ・年次調査（注：毎年定期的に行う調査をいう。）において、複数年（度）の実態について同時に報告を求めようとする場合には、審査の過程において、単年（度）の実態把握では足りない理由について説明が必要。
- ・集計しない事項については、その必要性についての記載が必要。
一般的には、以下のような利活用が想定される。
 - ① 疑義照会又は審査で用いる事項
 - ② 他の統計とのマッチング等で用いる事項
 - ③ 表章項目として集計結果には表れないが、集計の過程で、ウェイト付けの情報として必要な事項
 - ④ 公的統計基本計画等で一律に報告を求める事項とすることが求められている事項（例えば、法人番号）
 - ⑤ 他の調査の母集団情報として活用する事項
- ・他の統計調査の結果又は行政記録情報により、容易に代替できる調査事項については、基本的に認められない。

（イ）基準となる期日又は期間

- a. この項目では、調査事項について、いつの時点又はどの期間の内容について報告を求めるのかを記載する。調査事項により、時点・期間が異なる場合には、書き分ける。
- b. 84～85頁の「キ（イ）」で記載している「調査の実施期間又は調査票の提出期限」は、実際に統計調査を行う期間（調査票の配布から収集を行う期間等）を意味し、「基準となる期日又は期間」とは異なることに注意する。

《記載例》

統計調査の周期による区分	左の区分による記載例
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月末日現在 ・ 調査月の前月 1 か月間
四半期	<p>[四半期ごとの特定の日とする場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月のそれぞれ 15 日 ・ 毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間について、第 1 四半期（4～6 月）、第 2 四半期（7～9 月）、第 3 四半期（10～12 月）及び第 4 四半期（翌年 1～3 月）に区分し、各四半期の末日 <p>[四半期ごとの期間中の実績を求める場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間について、第 1 四半期（4～6 月）、第 2 四半期（7～9 月）、第 3 四半期（10～12 月）及び第 4 四半期（翌年 1～3 月）に区分し、各四半期の 3 か月間
1 年	<p>[調査全体を通じて期日・期間が同じ場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年 10 月 1 日現在 ・ 毎年 6 月の 1 か月間 ・ 調査実施年の前年の 1 年間（1～12 月） <p>[調査事項により期日・期間が異なる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査実施年の前年の 1 年間（1～12 月）。ただし、〇〇に関する事項については、毎年 6 月 1 日現在 ・ 「報告を求める事項」に記載した項目のうち、ア～ウについては、毎年 3 月 31 日現在。エ～カについては、調査実施年の前年の 12 月 31 日現在。それ以外の事項については、調査実施年の前年度の 1 年間（4～3 月）
1 年を超えるもの (注) 対象となる年を明示すること	<p>[調査全体を通じて期日・期間が同じ場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年度 1 年間の実績 <p>[調査事項により期日・期間が異なる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年度 1 年間の実績。ただし、〇〇に関する事項については、令和〇年 6 月 1 日現在

【申請に当たってのポイント】

- ・ 調査目的等を踏まえ、期日・期間の設定理由について説明できることが必要

カ 報告を求めるために用いる方法

(ア) 調査系統

- a. この項目では、どのような組織を用いて、また、どのような組織を經由して統計調査を行うのかを記載する。
具体的には、調査実施機関と報告者との間における調査票（記入前の調査票の配布及び記入済の調査票の取集）のやり取りが、どのような組織を經由して行われるのかを明らかにする。
- b. 民間事業者又は地方支分部局が、調査票の配布又は取集に関する事務を行う場合には、系統に記載する。
- c. 複数の調査系統を併用する場合には、それら全てを記載する。
調査票の配布と取集で調査系統が異なる場合には、書き分けて記載する。

《記載例》

〔都道府県を經由する調査員調査として行う場合〕

- ・ ○○省－都道府県－統計調査員－報告者

〔調査票の配布・取集に関する事務を民間事業者に委託している場合〕

- ・ ○○省－民間事業者－報告者

〔調査実施機関の地方支分部局を經由する場合〕

- ・ ○○省－地方○○局－報告者

〔本省庁が郵送・オンラインにより報告者と直接やり取りをする場合〕

- ・ ○○省－報告者

〔複数の系統を併用する場合（例えば、民間事業者による郵送とオンラインを併用する場合）〕

（郵送） ○○省－民間事業者－報告者

（オンライン） ○○省－報告者

〔配布と取集において、調査系統が異なる場合〕

- ・ 配布：○○省－民間事業者－報告者

- ・ 取集：報告者－○○省

【申請に当たってのポイント】

- ・ 調査を円滑に行うために適切な系統になっていること。
- ・ 複数の調査系統を併用する場合や、配布と取集で系統が異なる場合、それぞれの系統による役割分担が明確に整理されていること。

(イ) 調査方法

a. この項目では、報告者との間で調査票を配布・収集する際に用いる方法を記載する。

調査票の配布・収集を伴わない方法（例えば、聞き取り調査）を用いる場合には、報告者から調査事項について回答を求める方法を記載する。

調査実施機関と、統計調査事務を分掌する経由機関との間における情報の收受方法を指すものではない。

b. 「郵送調査」「オンライン調査」「調査員調査」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にした上で、具体的な方法を記載する。各区分の補足説明は、下表のとおり。

複数の方法を併用する場合には、該当する選択肢の「□」を全て「■」とする。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
郵送調査	・①紙媒体の調査票の配布又は収集を郵便で行う場合や、②報告内容が格納された磁気媒体等を郵送するような場合をいう。
オンライン調査	・①政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを用いる場合、②統計調査を実施するために特別に設けられたシステムを用いる場合のほか、③電子メール等電子情報のまま直接配布又は収集する場合も含む（ただし、FAX調査は除く。）。 ・申請事項記載書では、「政府統計共同利用システム」「独自のシステム」「電子メール」のいずれか該当する選択肢の□を■にする。 ・「独自のシステム」の場合には、システムの概要を記載する。「電子メール」の場合には、方法の概要を記載する。
調査員調査	・①非常勤の公務員として任用された者が、報告者が所在する現地に赴いて、対面等 ^(注) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う場合のほか、②統計調査事務を受託した民間事業者が、その社員（臨時に雇用した者を含む。）を報告者が所在する現地に赴かせ、対面等 ^(注) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う場合をいう。 (注) 実際に対面するほか、インターホン越し、ドア越し又は郵便ポストに投函するような場合も含まれる。
その他	・例えば、以下の方法が該当する。 ①「職員調査」(調査員以外の国又は地方公共団体の職員が、報告者が所在する現地に赴いて、対面等 ^(注1) により調査

区 分	説 明
	<p>票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う調査)^(注2)</p> <p>(注1) 実際に対面するほか、インターホン越し、ドア越し又は郵便ポストに投函するような場合も含まれる。</p> <p>(注2) 職員が、報告者が所在する現地に赴かず、報告者から直接報告を得ることに代えて、</p> <p>① 報告者から郵送、電子メール又はFAXにより調査事項に関する資料の提供を受けて調査票を作成する場合</p> <p>② 報告者が設けたウェブサイト等から調査事項を把握する場合については、報告者自らが調査票に記入して提出しているわけではなく、職員による聞き取りと同視できることから、職員調査に区分する。</p> <p>②「電話調査」(国若しくは地方公共団体の職員(調査員を含む。)又は調査事務を受託した民間事業者が、電話を用いて、報告者から調査事項について聞き取る調査)</p> <p>③「FAX調査」(FAXにより、調査票の收受を行う方法)</p> <p>・これらが該当する場合には、それぞれ「■その他(職員)」「■その他(電話)」「■その他(FAX)」のように記載する。</p> <p>・ただし、郵送調査、オンライン調査又は調査員調査により統計調査を行う過程において、報告者に対し、職員の訪問や電話又はFAXにより督促や疑義照会を行う行為を、殊更に「職員調査」「電話調査」「FAX調査」として、申請事項記載書に記載する必要はない。</p>

c. 民間事業者に統計調査に関する業務を委託する場合、「調査方法の概要」を記載する中で、調査票の配布・収集、督促・疑義照会に関する事務のみを記載する(調査票の印刷や、データ入力、集計作業などを含め、委託する業務内容を網羅的に記載する必要はない。)

d. 次に例示する場合のように、統計調査の実施過程において、報告者の要望又は事情等により、緊急避難的に、調査計画に定めた方法以外の方法により調査票の配布又は収集を行わざるを得ない場合を想定した記載は必要ない(実際に、このような対応がなされても、計画を逸脱したものとは扱わない。計画を変更する必要もない)。

① 郵送により調査票の配布・収集を計画していた統計調査の実施過程において、報告者側の要望又は事情により、職員又はFAXにより配布又は収集を行う場合、又は電話による聞き取りを行う場合

② 調査員により調査票の配布・収集を計画していた統計調査の実施過程において、報告者側の要望若しくは事情又は調査員の事故により、職員、郵送又はFAXによる配布又は収集を行う場合、又は電話による聞き取りを行う場合

《記載例》

〔郵送調査のみで行われる場合〕

■郵送調査 □オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出する。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

〔オンライン調査のみで行われる場合〕

□郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

（注）「政府統計共同利用システム」の場合には方法の概要について記載不要。「独自のシステム」の場合にはシステムの概要を、「電子メール」の場合には方法の概要を記載する。

〔複数の方法を併用する場合〕

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール） ■調査員調査□その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・調査員が、報告者となる各世帯に調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。
- ・世帯主又は世帯員は、調査員が配布する調査票に記入し、調査員に提出又は郵送により回答を提出するほか、政府統計オンライン調査システムを利用して回答することができる。

■郵送調査 ■オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール） □調査員調査
□その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送提出する。
- ・報告者から要望があれば、〇〇省又は民間事業者は、調査票の様式を電磁的記録媒体にしたものを電子メールにより送付し、報告者は、当該様式に入力し、電子メールにより提出することができる。

【申請に当たってのポイント】

- ・調査方法の選択が合理的であること。
- ・政府としてオンライン調査の推進を図っていることから、調査方法の1つとしてオンライン方式が含まれていない場合には、審査の過程で、理由の説明が必要。

キ 報告を求める期間

(ア) 調査の周期

- a. この項目では、調査が行われる周期について、「1回限り」「毎月」「四半期」「1年」「2年」「3年」「5年」「不定期」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にする。「その他」を選択した場合は具体的な周期を記載する。(注3-8、注3-8-2)
- (注3-8) 限られた期間内に複数回実施して終了する調査については、「その他」として、具体的な実施回数をカッコ内に記載する。
- (注3-8-2) 定期的又は継続的に行うものとして申請された調査であっても、審査の結果、「1回限り」との条件を付して承認する場合がある。
- b. 「不定期」とは、将来にわたって継続して行うことは明確であるが、一定の周期が決まっていないものをいう。不定期の調査については、調査実施の都度、必要性を確認するため、申請手続が必要となる（なお、2回目以降は変更申請として行う）。将来にわたって継続して行うこと自体が不明確な場合は、「1回限り」として申請する。
- c. 調査の周期が1年を超える場合又は不定期の場合は、直近の実施年も記載する。
- d. 統計調査を行う便宜上、毎月等の周期で報告を求めつつも、調査結果は年次で公表する場合は、調査の周期を「1年」とし、「(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限」の欄において、公表と異なる周期で報告を求める理由についても記載する。

《記載例》

〔周期が1年以下の場合〕

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)

〔周期が1年を超える場合又は不定期の場合〕

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和元年)

【申請に当たってのポイント】

- 調査の目的に照らして、適切な調査周期となっていることが必要
(例えば、詳細な構造変化を把握する目的であるにもかかわらず、短い周期で行うことを計画している場合は、必要性や報告者負担の観点から再考の余地がある。)

(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

この項目では、調査を実施する時期について、「調査の実施期間」又は「調査票の提出期限」のいずれかで記載する。

a. 調査の実施期間

「調査の実施期間」で記載する場合は、「調査の始期～調査の終期」の形式で記載する。

「調査の始期」及び「調査の終期」の補足説明は、下表のとおり。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
調査の始期	<ul style="list-style-type: none">・報告者において調査票への記入が可能になる時期を意味する。・具体的には、<ol style="list-style-type: none">① 調査員が調査票の配布を始める時期、② 郵送により調査票が報告者に到達する時期、③ オンライン調査のシステム上、入力が可能になる時期等をいい、マスコミによる広報や調査実施機関が行う報告者への事前周知の開始時期を意味するものではない。
調査の終期	<ul style="list-style-type: none">・調査票等に明記するなどにより報告者に示すことが予定されている調査票の提出（入力）期限をいう。・提出期限経過後に未提出の報告者に対して行われる督促の期間を加える必要はない。

始期及び終期はできるだけ具体的であることが望ましいが、申請の段階で、始期及び終期の日程の詳細が明確にできない場合は、一定の幅をもった記載でも差し支えない。

《記載例》

[1年を超える周期、1回限り又は不定期で行われる調査の場合]

(注) 年を明示することが必要

- ・令和〇年〇月〇日～〇月〇日
- ・令和〇年〇月上旬～〇月下旬
- ・令和〇年〇月～〇月

[年次調査の場合]

- ・毎年〇月〇日～〇月〇日（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。）
- ・毎年〇月上旬～〇月下旬（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。）
- ・毎年〇月～〇月

b. 調査票の提出期限

毎月行われている統計調査のように「調査の始期～調査の終期」による記載が困難な場合には、「調査票の提出期限」の形で示すこともできる。

その際、「毎月〇日」のように特定の日付を記載した場合、暦の関係で、土休日に当たる場合もあることから、直近の営業日が期限となる旨を追記しても差し支えない。

《記載例》

- ・ 調査票の提出期限は、毎月末日（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）
- ・ 調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の10日（10日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

【申請に当たってのポイント】

- ・ 調査事項の的確な内容を得るために適切な調査時期となっていること。
- ・ 報告者における負担を踏まえ、調査票の配布から回収までの期間が著しく短くなっていないこと。

ク 集計事項

(ア)「集計事項」とは、統計調査により集められた情報を用いて作成することが予定されている統計（集計表）の内容をいう。

(イ) 集計表の様式を添付する必要はないが（注3-9）、原則として、次の①又は②のように対応する。（注3-10）

- ① 「集計事項」欄に具体的な集計事項の一覧（例えば、作成される集計表の表題を列記したもの）を記載する。
- ② 「集計事項」欄に「～に関する集計」と概括的に記載した上で、具体的な集計事項の一覧（例えば、作成される集計表の表題を列記したもの、又は、集計区分・集計項目等の対応関係を表形式にしたもの）を別途添付する。

なお、予定される集計表が多数になる場合には、調査事項（集計しない事項を除く。）が全て集計に用いられることが確認できる範囲で、主な集計事項を示す形でも差し支えない。この場合、例えば、以下のような形式の表を、別紙として添付することが考えられる。

番号等	内容（表のタイトル等）	使用する調査事項

（注3-9）集計表の様式を添付する方が簡易である場合には、その対応でも差し支えない。

なお、集計表の様式を添付しない場合であっても、審査の過程において、参考資料として、必要な範囲で集計表の様式や集計プロセスに係る資料の提出を求める場合がある。

（注3-10）集計における都道府県別又は地域ブロック（複数の都道府県をまとめた区分）別の表し方については、公的統計基本計画を踏まえ、「地域別表章に関するガイドライン」（平成31年3月28日、総務省政策統括官（統計基準担当）決定）が策定されている。

地域ブロック別の集計を行う場合の表し方（ブロック別の都道府県の構成）については、調査計画に記載する必要がないものであるが、集計を行う際の参考資料として、152～154頁の参考5で掲載している。

《記載例》

〔集計事項が少なく、申請事項記載書に直接記載する場合〕

第1表 ○○○

第2表 ○○○

第3表 ○○○

・・・

〔集計事項の一覧を別紙として添付する場合〕

1 ……に関する集計

2に関する集計

.

(集計事項一覧については、別紙参照)

〔集計事項が多数にのぼり、主な集計事項を別紙として添付する場合〕

1に関する集計

2に関する集計

(主な集計事項については、別紙参照)

【申請に当たってのポイント】

- ・調査事項の全てが集計事項に使われていること。
(集計しない調査事項がある場合には、当該事項の必要性を別途審査)

ケ 調査結果の公表の方法及び期日

(ア) 公表・非公表の別

一般統計調査についても、基幹統計調査と同様、集計結果を原則として公表しなければならない（法第23条第1項本文）。しかし、法第23条第1項ただし書の規定に基づいて、例外的に調査結果の全部又は一部を非公表とすることができることから、公表・非公表の別について記載する。

具体的には、「全部公表」「一部非公表」「全部非公表」の選択肢のうち、該当する選択肢の「□」を「■」とした上で、「一部非公表」又は「全部非公表」を選択した場合には、その理由を具体的に記載する。

《記載例》

[全て公表予定の場合]

(1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)

(注) 全部公表の場合、「□」を「■」にするだけでよい。

[非公表の部分がある場合]

(1) 公表・非公表の別 (□全部公表 □一部非公表 ■全部非公表)

本調査については、〇〇調査を行うのに先だって、…に関する事項の記入可能性を確認するために行うものであって、当該事項の実態について明らかにすることを目的とするものではない。

そのため、集計結果が当該事項の実態を表すものではなく、公表によって、誤解等が生じるおそれ大きいと考えられることから非公表とする。

(注) 上記の例は、何らかの統計調査を行うのに先だって、記入状況を見るための試験調査を行うような場合を想定したもの。

【申請に当たってのポイント】

- ・原則は、全部公表とすることが必要。
- ・非公表が予定されている場合、その範囲と理由は合理的か。

(イ) 公表の方法

a. 「公表」とは、不特定多数の人々が知ることができるように発表することをいう。この項目では、前記「ク 集計事項」において明らかにした集計表の公表の方法について、「e-Stat」（「政府統計の総合窓口」。以下同じ。）「インターネット（e-Stat以外）」「印刷物」「閲覧」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にする。(注3-10-2)

複数の方法を併用する場合には、該当する選択肢の「□」を全て「■」とする。各区分の補足説明は、下表のとおり。

(注3-10-2)「ク 集計事項」において明らかにした集計表とは別に、説明やグラフを付した調査結果の概要資料が公表される場合があるが、その公表方法についてまで記載する必要はない。

〔各区分の補足説明〕

区 分	説 明
e-Stat	<ul style="list-style-type: none"> ・「ク 集計事項」において明らかにした集計表をe-Statに掲載している場合をいう。 ・e-Statに集計表を掲載した上で、調査実施機関のホームページにおいてリンクを張っている場合も該当する。
インターネット (e-Stat以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ク 集計事項」において明らかにした集計表を調査実施機関のホームページのみで公表し、e-Statに掲載していない場合をいう。
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> ・「ク 集計事項」において明らかにした集計表を不特定多数の者が利用できる形で紙媒体により提供する場合をいう。例えば、全国の図書館に報告書の配布が予定されている場合、官報への掲載が予定されている場合が該当する。「〇〇調査結果報告書」「〇〇調査年報」等の印刷物の名称は問わない。 ・ホームページ上に掲載している集計表を、個別の求めに応じて印刷して提供することは、インターネットで公表していることの運用の一環であり、印刷物による公表には該当しない。 ・報道発表の際に紙媒体の資料を配布するだけの場合についても、印刷物による公表には該当しない。
閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・上記3区分のいずれにおいても掲載していない集計表について、閲覧により提供する内容及び提供方法について周知した上で、利用の求めに応じて提供する方法という。 ・例えば、調査実施機関の指定する場所において、磁気媒体等に記録された集計結果を紙面又は電子計算機の画面上に表示して希望者に提供する方法が該当する。

- b. 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2012年(平成24年)9月7日最終改定)において、公的統計は、原則として、e-Statから一元的に提供するとされていたところであり(注3-11)、公的統計基本計画においても、e-Statによるデータ提供の推進が求められている(注3-12)。したがって、原則として、「e-Stat」の区分に該当していることが必要である。「e-Stat」の区分に該当しない場合には、審査の過程で、その理由を説明する必要がある。

「閲覧」の区分については、具体的な閲覧場所及び閲覧方法についても記載する。

《記載例》

〔e-Statのみで公表する場合〕

■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） □印刷物 □閲覧（ ）

〔複数の方法を併用する場合〕

■e-Stat □インターネット（e-Stat以外） ■印刷物 ■閲覧（〇〇省△△課において紙媒体で出力した表を閲覧に供する。）

【申請に当たってのポイント】

- 原則として、e-Statが公表方法に含まれていることが必要。仮に、含まれていない場合、その理由が、e-Statへの掲載を否定するほどに合理的なものであることが必要。

（注3-11）統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2012年（平成24年）9月7日最終改定）（抄）

第2 最適化の実施事項

I. 共通計画

7. 統計情報の電子的提供の推進

(2) 各府省は、2008年度（平成20年度）から、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート又はCSV形式ファイルにより作成するものとし、これらのスプレッドシート等を政府統計共同利用システムの統計表管理システムに蓄積するとともに、各府省のホームページから同システムへのリンクにより提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

また、各府省のホームページにおいて提供する統計表に係るスプレッドシート等について、2009年度末（平成21年度末）までに統計表管理システムからの提供に移行するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

（注3-12）公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計の利活用促進・環境改善

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

（略）また、政府の統計データについて、各府省は、e-Statへの登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。

（ウ）公表の期日

a. この項目では、作成した統計を、広く一般の利用に供する時期を記載する。

統計の公表については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において

原則として、すべての指定統計（注：現行の基幹統計）の第1報の公表を可能な限り早期化し、遅くとも月次調査（注：毎月定期的に行う調査をいう。）は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表する。

とされていることに準じて、特段の理由のない限り、この要件を充足する必要

がある。(注3-13)

また、集計事項が多岐にわたり、段階的に公表する場合は、段階ごとに公表の期日と内容を記載する。

(注3-13)「申請負担軽減対策」における「60日以内」及び「1年以内」に該当するか否かについては、調査票の提出期限の翌日から第1報の公表日までの期間で判断する。

- b. 申請の段階で、公表予定日を特定することまでは求めないが、「○月下旬」「○月○日まで」等、一定の時期を明らかにすることが必要である。
- また、一般統計調査については、基幹統計調査と異なり、法の規定上、具体的な公表の期日を事前に公表することは求められていない。しかし、統計利用者の利便性の観点から、基幹統計調査に準じて、公表日が確定した段階で、インターネット（e-Stat又は調査実施機関のホームページ）等で公表日を公表することが望ましい。
- c. 同じ内容を複数の方法で公表する場合であって、それぞれの方法による公表時期が異なる場合には、基本的に、最も早い時期を記載すれば足りる（例えば、確報をe-Statと印刷物で公表する場合であって、e-Statが令和2年10月、印刷物が令和2年12月である場合、調査計画には「確報については、令和2年10月」のように記載すればよい。）。なお、公表方法ごとの詳細な公表予定を計画に記載することを妨げるものではない。
- d. 公表の期日として記載した日が土休日に当たる場合の対応についても、あらかじめ記載することが望ましいが、既に承認がなされている場合において当該記載がない場合であっても、土休日を理由として公表が数日間繰下げになる場合には、変更申請を要しない。
- e. 承認を得た後、統計の精度を確認・確保するために(注3-14)、一時的に公表日を繰り下げる場合についても変更申請を要さない。ただし、公表日が遅れる理由及び新たな公表日をインターネット（e-Stat又は調査実施機関のホームページ）等で公表しなければならない。

(注3-14)月次調査の場合であって、土休日の関係で、集計作業を行う営業日が確保できない場合を含む。

《記載例》

〔月次調査のような短い周期の統計調査の場合〕

- ・原則として、調査月の翌月末（翌月末が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

- ・原則として、調査月の翌月10日（10日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

- ・原則として、速報は、調査月の翌々月の第1週。確報は、調査月の翌々月下旬

〔年次調査の場合〕

- ・調査実施年の翌年6月末（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）までに公表する。

〔1年を超える周期で行う調査の場合〕（注）年を明示することが必要。

- ・速報：○年○月末までに公表

（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

確報：○年○月下旬に公表

【申請に当たってのポイント】

- ・第1報の公表期日が、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）の記載を満たすものになっていること。満たさない場合には、その理由が合理的であること

- ・公表の期日が、土休日に当たる場合の取扱いについても記載することが望ましい。

コ 使用する統計基準等

(ア) この項目では、「調査対象の範囲」の画定や作成した統計の表章の際に使用する統計分類等の「統計基準」（法第2条第9項に規定する統計基準をいう。以下同じ。）等の使用状況について記載する。

現在、「統計基準」とされているのは、次の①～⑤に掲げるものである。

- ① 日本標準産業分類
- ② 日本標準職業分類
- ③ 疾病、傷病及び死因の統計分類
- ④ 指数の基準時に関する統計基準
- ⑤ 季節調整法の適用に当たっての統計基準

また、「統計基準」ではないが、統計作成に係る技術的な基準として、⑥及び⑦がある。

- ⑥ 日本標準商品分類
- ⑦ サービス分野の生産物分類

(イ) 前記(ア) ①～⑦のいずれかを使用している場合には、「使用する」の「□」を「■」とする。

その上で、「日本標準産業分類」「日本標準職業分類」「その他」のうち、該当する選択肢全ての「□」を「■」とし、具体的な使用方法についても記載する。

「その他」の場合には、使用する統計基準等の名称を括弧内に記載する。

なお、統計基準等に準拠するには至っていないが、参考情報として用いている場合についても、「使用する」の「□」を「■」とした上で、具体的な使用方法を記載する。

(ウ) 日本標準産業分類など今後の改定が想定される統計基準等を用いる場合、「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」のように、どの時点の統計基準等を用いているかについてまで記載する必要はない。

ただし、集計結果を公表する際には、利用者への情報提供の観点から、使用した統計基準等の年次についても公表することが望ましい。また、統計基準等が改定された際には、遡及集計の取扱いについても、情報提供することが望ましい（この関係で集計事項に変更が生じる場合には、変更申請が必要になる場合がある。）。

《記載例》

〔使用する場合〕

- ・ ■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他（ ）
- 使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。なお、小分類の区分については、それぞれの中分類の範囲内で集約して表章に利用する。

〔使用しない場合〕

- ・ 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、～～～を対象とした（～～～を対象を限定した）調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さい（ない）ことから、いずれの統計基準も使用しない。

【申請に当たってのポイント】

- ・ 統計基準等が可能な範囲で使用されていること。
- ・ 統計基準等を全く使用しない場合、その理由が適切であること。

サ その他総務省令で定める事項

申請事項記載書には、前記アからコに掲げる事項のほか、「調査票情報の保存期間及び保存責任者」に関する事項を記載する（法19条第2項において準用する法第9条第2項第9号の「その他総務省令で定める事項」の内容を定めた統計法施行規則第6条第1項の規定）。

○ 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- a. この項目では、法第2条第11項に規定されている「調査票情報」について、
- ① 記入済み調査票（注3-15）
 - ② 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体
 - ③ 当該統計調査の業務の一環として調査票情報を転記することにより作成する書類（注3-16）
- の保存期間及び保存責任者を記載する（表形式でもよい）。
- b. 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体についての保存期間については、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。平成31年4月19日最終改正）により、原則として、期限の定めなく保存し続けるとされていることに準拠する必要がある。（注3-17）
- c. 保存責任者は、それぞれの調査実施機関における文書管理に係る例規類により定められている保存責任者を記載する。
- d. 集計の過程で必然的に発生する中間生成物（注3-18）については記載する必要はない。また、集計結果は「調査票情報」に該当しないことから記載する必要はない。

《記載例》

〔表形式で記載する場合〕

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	〇〇省〇〇局長
調査票の内容を記録した電磁的記録	常用 (又は永年)	〇〇省〇〇局長
〇〇名簿	2年	〇〇省〇〇局長

〔表形式で記載しない場合〕

保存期間：記入済み調査票は1年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年
保存責任者：〇〇省〇〇局長

【申請に当たってのポイント】

- ・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、再集計や二次利用に支障が生じないよう十分な保存期間（「常用」又は「無期限」等）とされていること。

（注3-15）「記入済み調査票」とは、収集された紙媒体の調査票や、報告者が報告内容を格納して提出したCD-R等の磁気媒体を想定したものである。

したがって、オンライン調査のみで行われ、報告者との間において、紙媒体や磁気媒体の収受が発生しない場合には、「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」についてだけ記載すればよく、「記入済み調査票」について記載する必要はない。

（注3-16）例えば、統計調査の実施過程において得られた調査票情報を用いて、別途名簿作成し、当該統計調査又は他の統計調査の実施に利用している場合が該当する。

（注3-17）「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」では、調査票情報の保存期間について、次のとおり定められている。

第3 調査実施者における調査票情報等の取扱い

1 共通事項

(3) 保存期間

ア 期限の定めなく保存し続ける必要のあるもの

将来にわたって利用するため電磁的方法で記録する調査票情報及びドキュメントの保存期間は、個別の基幹統計調査の実施に係る政省令に規定している場合はその保存期間とし、それ以外については「常用（無期限）」として保存し続けるものとする。

（注3-18）「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」では、中間生成物の定義について、次のとおり定められている。

第1 総則

2 用語の定義

(7) 中間生成物

本ガイドラインにおいて「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

(4) 申請書に添付する書類

ア 調査票その他総務省令で定める書類

申請書には、法第19条第2項により準用される法第9条第3項の規定に基づき「調査票その他総務省令で定める書類」を添付しなければならない。

このうち、調査票については、申請事項記載書における「報告を求める事項」を具体化するものであり、申請事項記載書と一体のものとして、承認の範囲に含まれる。

(ア) 調査票

a. 「調査票」とは、報告者に記入を求める場合は、報告者が回答を記入する様式をいう。聞き取り調査のような場合は、統計調査事務に携わる者が報告者から聞き取った内容を記録する様式（統計調査員がタブレット端末を使用して報告する場合を含む。）をいう。

b. 調査員調査又は郵送調査とオンライン調査を併用する場合には、紙媒体の調査票とオンライン調査票の様式が異なる場合がある。この場合、紙媒体の調査票のみを添付すれば足りる（76頁の「(ア) 報告を求める事項」 e を参照）。

オンラインのみで調査を行う場合であって、一定の帳票がなく、調査事項ごとに画面が遷移する場合には、画面の遷移が分かる資料を添付する。

c. 統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項が混在する調査票の場合には、個別利用を目的とする事項に該当する部分を赤枠で囲む等、区分を明確にする（注3-19）。「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する調査票の場合についても、意識等に関する事項に該当する部分を同様に区分する（75～76頁の「(ア) 報告を求める事項」 d を参照）。

(注3-19) 赤枠で囲む等は、承認申請の対象には含まれていないことを明示するための申請事務の便宜上の取扱いであって、実際に使用する調査票において、該当する部分を赤枠で囲む等の対応をする必要はない。

【申請に当たってのポイント】

- 報告者にとって記入しやすい調査票となっていることが必要。
例えば、次のようなケースに該当する場合、再考が必要になる場合あり。
- ① 質問文が長文で分かりにくい。
- ② 調査事項の定義が明確でなく、回答が複数生じ得る。
- ③ 調査票の記入に当たって複雑な計算が必要になるなど、報告者に過度の負担をかける事項がある。
- ④ 報告者が記入しにくい構成になっている。
- ⑤ 合理的な理由ないままに、調査票全体で、調査事項が著しく多い。

(イ) その他総務省令で定める書類

- a. 申請に当たっては、前記(ア)で記載した調査票のほか、「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」を添付しなければならない(法第19条第2項により準用される法第9条第3項の「その他総務省令で定める書類」の内容を定めた統計法施行規則第6条第2項の規定)。
- b. 「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」では、「調査の目的・必要性」について具体的に記載することを含め、統計技術的合理性・妥当性や統計調査の重複が合理的範囲内であることを判断するため、下表の「記載項目」に掲げる事項を記載する。なお、書類の様式は問わない。

記 載 項 目	具体的な記載内容
調査の目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する統計調査を実施する背景事情や、統計調査の実施が不可欠である理由、想定される主な利活用を記載する。 ・「想定される主な利活用」については、以下のような形式で、区分について、該当する事項の□を■にするとともに、具体的な利活用を記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【政府内において想定される主な利活用】</p> <p>[区分]</p> <p><input type="checkbox"/>重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料</p> <p><input type="checkbox"/>基幹統計など重要な統計作成への利用</p> <p><input type="checkbox"/>国際機関への提供など国際比較上の利用</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p>[具体的な利活用]</p> </div>
他の統計調査との重複	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する統計調査と同様の内容を調査事項としている調査との間の重複状況や、仮に重複があっても、本調査を行わねばならない必要性を記載する。
行政記録情報等の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政記録情報等(例えば、法令に基づく許認可申請、届出、登録等の情報)に係る事前確認を行い、申請する統計調査の調査事項と類似の事項がある場合、代替利用の可能性等について記載する。 <p>(注)「行政記録情報」は、法第2条第10項の規定により、国の行政機関が保有する情報に限定され、地方公共団体が保有する情報は含まれない。そのため「行政記録情報等」として、地方公共団体が保有する情報も包括するものとしている。</p>

記 載 項 目	具体的な記載内容
事業所母集団データベースを利用した重複是正等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や企業・法人・団体を対象に行う標本調査の場合、原則として、事業所母集団データベースによる重複是正（報告者負担の平準化）の手続を別途行う必要がある。重複是正は、同データベースを母集団情報として用いない場合についても必要である。 ・また、全数調査を含む全ての統計調査について、調査に回答した報告者の情報（調査対象名簿）を、同データベースに登録（調査履歴登録）しなければならない。 ・そこで、事業所や企業・法人・団体を対象に行う統計調査について申請する場合には、この記載項目において、次に掲げる事項の予定時期を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 重複是正の実施（標本調査の場合） ② 調査結果名簿の履歴登録（全ての統計調査） <p>（注1）変更申請の場合には、前回調査の履歴登録の実施時期も記載する。</p> <p>（注2）重複是正等の具体的な手順等については、「事業所母集団データベース運用管理規程（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定。令和3年6月29日最終改正）を参照。</p>

《記載例》

【他の統計調査との重複】

- ・ ○○に関する統計調査としては、本調査のほかに、○○調査（○○省実施（基幹統計調査））及び○○調査（○○省実施（一般統計調査））がある。

しかし、前者については、・・・のみを調査の対象としているとともに、2年周期でしかデータの把握ができないものであり、・・・分野全体について、毎年行っている本調査を代替することはできない。また、後者については、①・・・、②・・・及び③・・・について報告を求めるものであり、・・・について把握しようとしている本調査とは、調査事項の内容が基本的に異なっており、代替することができない。

したがって、本調査と他の類似統計調査との重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

【行政記録情報等の利活用】

- ・ ○○に関する行政記録情報等としては、○○法（○年法律第○号）第○条に

基づく〇〇大臣に対する報告がある。しかし、これは、①・・・、②・・・及び③・・・の概要のみについて報告するものであるとともに、これらの内容に変更が生じた都度に報告することとされている。

そのため、本調査で把握しようとしている・・・に関する詳細な情報を把握することができないだけでなく、一律の時点における情報としても利用できない。

したがって、当該報告で本調査の内容を代替することはできず、他に同種の行政記録情報等は認められない。

【事業所母集団データベースを利用した重複是正等】

〔重複是正の対象となる統計調査の場合〕

- ・ 重複是正については、承認後速やかに行う（令和〇年〇月〇旬）。
- 調査結果名簿の履歴登録については、令和〇年〇月〇旬までに行う予定。

〔重複是正の対象とならない統計調査の場合〕

- ・ 本調査は、全数調査として行っていることから、重複是正の対象とはならない。
- 調査結果名簿の履歴登録については、令和〇年〇月〇旬までに行う予定。

イ その他の添付書類

前記ア記載の書類のほか、以下の書類を添付すること。

○ 標本設計に関する資料

無作為抽出により報告者を選定する場合には、以下に掲げる①～③の事項について明らかにした標本設計に関する資料を、申請書の参考資料として添付する。

既存資料があれば、原則として、その添付で足りるが、作成していない場合は、131頁の別紙1を参考に資料を作成する（ただし、既存資料がある場合でも、記載事項が足りない場合には、追加資料が必要）。

- ① 標本抽出の具体的な方法
- ② 標本交替等を行う場合の方法
- ③ 母集団推計（標本調査の結果から、母集団全体の大きさを推計すること）を行う場合の推計方法

3 一般統計調査を変更しようとする場合（法第21条第1項関係）

（1）手続の概要

ア 行政機関の長は、総務大臣の承認を受けた一般統計調査の調査計画の全部又は一部を変更しようとする場合（周期的に行うことが予定されている一般統計調査を一時的に休止する場合及び一般統計調査の一部を今後行わないこととする場合を含む。）には、法第21条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

法第19条第1項の承認を受けた後、法第21条第1項に基づく変更の承認を受けた一般統計調査を更に変更しようとする場合についても同様である。

イ ただし、変更内容のいずれもが、法第21条第1項ただし書に規定する「総務省令で定める軽微な変更」に該当する場合には、総務大臣の承認を受けることを要せず、申請行為自体が必要ない（詳細は103～109頁「（6）総務大臣の承認を要しない『軽微な変更』」を参照）。

この「軽微な変更」は、総務大臣の承認を受けて継続的に実施されている一般統計調査において、「改めて審査を行う必要がない変更」が行われた場合の手続負担を軽減するために、特に設けられている取扱いである。したがって、承認された調査計画による調査を一度も実施することなく、更に調査計画を変更しようとする場合には、仮に、その変更内容が「軽微な変更」に該当する場合であっても、原則として（注3-20）、改めて承認を受ける必要がある。

（注3-20）災害や感染症の発生、競争入札の不調など、当初の申請時において想定されない事態が発生し、やむを得ず「軽微な変更」に該当する範囲で調査計画を変更する場合や、「軽微な変更」の（カ）⑧に該当する調査票の様式の変更（108頁を参照）については、承認された調査計画による統計調査が一度も実施されていない場合であっても、例外的に「軽微な変更」に該当すると整理することができる。

（2）申請の要否に関する留意点

ア 1回限りで承認された統計調査を再び行おうとする場合には、仮に、それが従前の調査計画の一部を変更して行おうとする場合であっても、手続上は、新規に行うものとして申請する必要がある。

イ 標本調査の場合に提出する「標本設計に関する資料」は、申請書の一部ではなく、参考書類である（100頁の「イ その他の添付書類」を参照）。したがって、標本設計に関する資料に記載変更があっても、直ちに変更申請に直結するものではない。

しかし、目標精度の見直しや選定方法の変更といった実質的な変更を行う場合には、調査計画に記載した報告者数や選定方法の書きぶりにかかわらず、変更申請が必要になる場合がある。したがって、直近の段階で提出している標本設計に関する資料に変更が生じる場合には、申請の要否について、あらかじめ総務省統計審査官室に相談すること。

(3) 申請書の様式

申請書は、125頁の別記様式第2号を準用する。

この場合において、「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と、「第11条第1項」とあるのは「第21条第1項」と読み替えるものとする。

(4) 申請書に記載する事項

ア 申請事項記載書（別記様式第2号の別紙部分）には、調査計画のうち、変更する事項について、変更の内容及び理由を記載する。

イ 調査名を変更する場合は、次の記載例のとおり、申請書の鑑（別記様式第2号の別紙ではない部分。以下同じ）の「記」の部分に新旧の調査名を二段書きする。

《記載例》

記
変更後の調査名 ○○実態調査 (変更前：○○活動に関する状況調査)

ウ 承認の効力は、特段の留保がなければ、承認後の直近の調査から発生するが、月次調査のように短い周期で行われる場合などにおいては、承認後の直近の調査とは異なる特定の時期（例えば、承認の3か月後の調査）から調査計画の変更を予定している場合がある。このような場合には、次の記載例のとおり、申請書の鑑の「記」の部分に、調査計画の変更予定時期を記載する

《記載例》

記
○○動態統計調査（注：令和○年○月調査以降）

エ 「軽微な変更」（103～109頁の「(6)」を参照）を行った後に変更申請を行う場合には、申請事項記載書（別記様式第2号の別紙部分）の「変更前」の欄には、前回承認時の申請内容ではなく、軽微変更後の内容（複数回、軽微な変更を実施している場合には、直近の軽微変更後の内容）を記載する。

(5) 申請書に添付する書類

ア 申請書には、次に掲げる①～⑪の書類のうち、必要な書類を添付する。

なお、⑩を添付する場合は、その記載内容によって、③～⑤の添付が省略できる場合がある。

《必ず添付するもの》

- ① 変更後の調査計画

(注) 直近の調査計画に、今回の変更内容(申請事項記載書に記載した変更内容)を反映したものをいう。書類のタイトルについては、原則として、「調査計画(変更後)」にする。

- ② 承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類(98～100頁の「(イ) その他総務省令で定める書類」を参照)
- ③ 前回承認時に「今後の課題」として指摘した事項の対応状況
- ④ 調査結果の利活用状況
- ⑤ 過去に実施した調査における収集状況(調査票回収率(オンライン回答率を含む。)、有効回答率等)に関する書類

《調査票に変更が生じる場合に添付するもの》

- ⑥ 変更後の調査票
- ⑦ 調査票の新旧対照表

《標本設計に変更が生じる場合に添付するもの》

- ⑧ 標本設計に関する資料(100頁の「イ その他の添付書類」を参照)

《添付可能な場合に添付するもの》

- ⑨ 調査計画の変更に関する有識者の助言・意見等
- ⑩ 「PDCAサイクルの確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく当該統計調査に係る点検・評価結果
- ⑪ 統計幹事が、点検・評価を実施し、その結果等を確認の上で申請している旨を示す文書(「その他の一般統計調査」の場合。156頁の参考7を参照)

イ 前記アの添付書類の作成・提出に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(ア) 調査票が複数ある調査であって、一部の調査票についてのみ変更を行う場合には、変更が生じる調査票に関するもののみ添付すれば足りる。

ただし、調査票に変更が生じない場合であっても、審査に関連して提出を求める場合がある。

(イ) 合理的な理由のないままに、一部の公表がなされていない場合、又は、経常的に公表が遅れている場合については、公表が遅れている理由と対応方策について、説明資料を添付する。

(6) 総務大臣の承認を要しない「軽微な変更」

行政機関の長は、総務大臣の承認を受けた一般統計調査の調査計画の全部又は一部を変更しようとする場合には、法第21条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

しかし、変更内容のいずれもが、法第21条第1項ただし書に規定する「総務省令で定める軽微な変更」に該当する場合には、総務大臣の承認を受けることを要せず、申請自体が不要となる。

ア 「軽微な変更」に関する統計法施行規則の規定

総務大臣の承認を要しない「軽微な変更」については、法第21条第1項ただし書の規定に基づき、統計法施行規則第7条において、次のとおり規定されている。

- 一 法令の制定若しくは改廃又は統計基準の変更に伴い当然必要とされる形式的な変更
- 二 地域の名称の変更又は災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更
- 三 被調査者^(注)の負担の軽減を図るために行う、報告を求めるために用いる方法又は報告を求める期間の変更
- 四 災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更
- 五 統計を利用しようとする者の利便を図るために行う、集計事項又は調査結果の公表の方法若しくは期日の変更
- 六 前各号に掲げる変更のほか、法第二十条各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの

(注)「被調査者」は「報告者」と同義で用いられている。

イ 「軽微な変更」の具体的内容

統計法施行規則第7条各号に規定する「軽微な変更」については、具体的に、次に掲げる事例が該当するものとする。

(ア) 法令の制定若しくは改廃又は統計基準の変更に伴い当然必要とされる形式的な変更 (第1号)

- ① 他の法令の制定又は改廃に伴う調査事項等の形式的な変更
- ② 統計基準の変更に基づく調査対象の範囲の形式的変更

〔②の補足説明〕

- ・ 例えば、日本標準産業分類の改定により、産業の名称が変更されたことに伴い、調査対象の範囲に記載した産業の名称について、形式的に変更が生じる場合をいう。改定により、統計調査が対象とする産業の範囲が実質的に変わる場合には、軽微な変更には該当しない。

(イ) 地域の名称の変更又は災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更 (第2号)

- ① 市町村の廃置分合等による調査対象となる地域の名称変更
- ② 災害の発生に伴う調査対象となる地域的範囲又は属性的範囲の変更又は除外

(ウ) 被調査者の負担の軽減を図るために行う、報告を求めるために用いる方法又は報告を求める期間の変更 (第3号)

- ① 配布する調査票におけるプレプリントの実施
- ② 職員又は調査員により調査票の収集を行う統計調査について、郵送提出やオンライン報告についても可能とする変更

- ③ 郵送により調査票の収集を行う統計調査について、オンライン報告についても可能とする変更
- ④ オンライン報告における選択肢の追加（例えば、電子メールの使用に加えて、政府統計共同利用システムによる報告もできるようにする変更）
- ⑤ 公表期日に影響を与えない範囲での提出期限の延長

(エ) 災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更（第4号）

- 災害の発生に伴う統計調査の延期（提出期限の延長を含む。）又は一時中止

(オ) 統計を利用しようとする者の利便を図るために行う、集計事項又は調査結果の公表の方法若しくは期日の変更（第5号）

- ① 集計事項の追加、集計区分の詳細化
- ② 公表媒体の追加又は公表の早期化

(カ) 前記（ア）～（オ）に掲げる変更のほか、法第20条各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの（第6号）^{（注3-21）}

【調査対象の範囲】

- ① ローテーション調査における調査対象の範囲の周期的（定期的）変更
- ② 感染症等の発生に伴う調査対象となる地域的範囲又は属性的範囲の変更又は除外

〔②の補足説明〕

- ・ 「感染症等」の「等」は、大規模火災のような場合を想定している。以下同じ。

【報告者数】

- ③ 標本設計の考え方や報告者数の算定方法に変更が生じる場合であって、報告者の数が、直近の標本選定時と比べて10パーセント未満の減少であるもの

〔③の補足説明〕

- ・ 報告者数を概数で記載している場合には、実数ではなく、概数の変更前後の比較で報告者数の変化率を見る（例えば、約600が約500になった場合には、16.7パーセントの減になるので、軽微な変更には該当しない。）。

- ④ 同一母集団情報の更新による報告者数の増減

〔④の補足説明〕

- ・ 標本設計の考え方や報告者数の算定方法に変更が生じない場合であって、更新された母集団情報を当てはめた結果、生じた報告者数の増減をいう。
- ・ 例えば、毎年1月に母集団更新に伴う報告者数の再計算を行う月次調査のような場合には、当該再計算を行った1月時点の報告者数に変化があれば、軽微な変更には該当する。なお、再計算以外の時期（2月～12月）における報告者数に廃業等に伴う減少があった場合は、そもそも計画の変更には当たらない。
- ・ 例えば、生産額80パーセントの範囲を押さえるため、生産額上位の事業所から順に選定するような調査についても、「80パーセント」という基準を含め、選定方法に変更がなければ、報告者数の増減は、軽微な変更には該当する。
- ・ 全数調査又は標本調査における全数抽出の階層における報告者数の増減の場合を含む。

④－２ 災害又は感染症等の発生に伴う報告者数の変更

【調査期日】

⑤ 一時的又は特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更

⑤－２ 災害又は感染症等の発生に伴う調査期日の変更

【調査事項】

⑥ 調査票上の回答欄の追加、削除及び定義変更の合計箇所数が、調査票ごとに直近調査の回答欄総数の10パーセント未満であるもの（直近5年間の変更の累積が30パーセント未満である場合に限る。）

〔⑥の補足説明〕

- ・ 同一年度内に「10パーセント未満」の変更が繰り返された結果、年度当初と比較して10パーセント以上になった場合には、10パーセント以上になった段階の変更について、軽微な変更該当しないものとして総務大臣の承認を受けるものとする。
- ・ 複数年にわたって、10パーセント未満の変更が繰り返された結果、変更の累計が30パーセント以上になった場合には、30パーセント以上になった段階の変更について、軽微な変更該当しないものとして総務大臣の承認を受けるものとする（累積を計算するに当たっての分母は、変更を開始する直前の調査（前回承認時）の回答欄総数とする。）。
- ・ 調査票の回答欄のカウント方法については、148～151頁の参考4を参照。
- ・ 「調査票上の回答欄の追加、削除及び定義変更の合計箇所数」には、後記⑦～⑩に該当する事項及び前記（ア）①に該当する事項の数は含めない。

⑦ 緊急の必要性に基づく調査事項の一時的な追加又は緊急の必要性がなくなったことによる当該事項の削除

⑦－２ 災害又は感染症等が発生した地域における調査事項の一部削除

〔⑦－２の補足説明〕

- ・ 災害等の発生地域において、当初予定していた調査票を用いつつも、必要最小限の調査事項のみに限定して調査を実施することを想定したもの。

⑧ ローテーション調査における調査事項の周期的（定期的）変更

⑨ 制度の改廃に伴う調査事項の形式的な変更（前記（ア）①に該当しないもの）

〔⑨の補足説明〕

- ・ 制度改正や法令に該当しない内規・ガイドラインの変更による形式的な変更が該当する。

⑩ 調査事項に「法人番号」欄を追加する場合

【調査系統】

⑪ 調査実施機関内における調査担当部署の変更

⑫ 地方支分部局が行っていた事務を本省庁の直轄とする変更又はその逆

⑬ 調査実施機関が、直接郵送で行っていた統計調査を民間事業者に委託する変更又はその逆

⑭ 地方公共団体を経由して行っていた統計調査の全部又は一部について、調査実施機関（地方支分部局を含む。）の直轄とする変更

【調査方法】

- ⑮ 国直轄の職員調査として行っていた統計調査を国直轄の調査員調査とする変更又はその逆
- ⑯ 災害又は感染症等が発生した地域における調査方法の変更
- ⑰ オンライン調査について、電子メールを用いる方法から政府統計共同利用システムによる方法への変更

〔⑰の補足説明〕

- ・ 報告者の負担軽減というよりも、調査実施における秘密保護の向上に資するものであることから、(ウ)ではなく、(カ)において掲げている。

【調査の実施時期】

- ⑱ 感染症等の発生に伴う統計調査の延期（提出期限の延長を含む。）又は一時中止
〔⑱の補足説明〕
 - ・ 発生地域が限定的であっても、発生又は蔓延していない地域も含めて、調査全体を延期又は一時中止する場合を含む。
- ⑲ 業務委託契約における競争入札の不調や契約手続の遅れによる調査の実施時期の変更（公表期日の変更を伴わない場合に限る。）

【集計事項】

- ⑳ 全ての調査事項が集計で用いられている限りにおいて、集計事項の一部の変更・削除（軽微な変更該当する調査事項の変更に伴い、必然的に生じる集計事項の変更・削除を含む。）

〔⑳の補足説明〕

- ・ 集計を予定していたものの、調査を行った結果の精度等を考慮して、集計区分を統合して公表する場合や公表を差し控える場合を含む。
- ・ 集計事項の削除の結果として、速報や確報などのカテゴリー全体を公表しない状況になる場合には、集計事項及び公表期日の変更として変更申請が必要になる。

【公表の方法・期日】

- ㉑ インターネット公表（e-Stat）を行っており、利活用上支障が認められない範囲における印刷物又は閲覧による公表の廃止
- ㉒ 災害又は感染症等の発生に伴う公表期日の変更

【調査票情報の保存期間及び保存責任者】

- ㉓ 調査票情報の保存期間を長期化する変更
- ㉔ 調査実施機関内における調査票情報の保存責任者の変更
- ㉕ 調査票情報の保存責任者を地方公共団体の職員から国の職員に変更するもの

【その他】

- ㉖ 「特定一般統計調査」「その他の一般統計調査」の区分変更
- ㉗ 調査の周期が1年を超える統計調査について、同じ内容で、承認された周期どおりに調査を行う場合

〔⑳の補足説明〕

- ・ 調査計画上は、「基準となる期日又は期間」、「報告を求める期間」及び「公表の期日」に記載されている年のみが更新される。
- ⑳ 調査計画の表現ぶりの変更又は調査票の様式の変更であって、実質的な内容変更を伴わないもの

〔㉑の補足説明〕

- ・ 「調査票の様式の変更」については、次に掲げる場合が該当する。
 - i) 調査票における説明の明確化（調査事項の定義を実質的に変更する場合を除く。）
 - ii) 調査事項として用いる用語についての形式的な修正（例えば、建設工事に関する内容を回答することが明らかな統計調査において、「建設工事实績額」の回答欄を「工事实績額」に修正する場合等）
 - iii) 記入欄の微細な変更（例えば、金額を記入する欄について、一桁ごとに記入枠を設ける等）
 - iv) 周期的・継続的に行う調査における調査票上の年・月等の表示の更新

㉑-2 時限的な取扱いに係る記載を、その失効後に削除する場合

（注3-21）調査票を分割する場合、分割後の調査票ごとに報告者の配り分けが発生する等の見直しを伴うことが考えられることから「軽微な変更」には該当しない。

ウ 「軽微な変更」に係る手続等

（ア）一般統計調査の変更内容の全てが104～108頁の「イ 『軽微な変更』の具体的な内容」に掲げる事項のいずれかに該当することが明らかであると調査実施機関が判断した場合には、申請の手続を要しない。

ただし、公的統計基本計画（注3-22）において、調査計画についてホームページでの掲載が求められていることを踏まえ、調査実施機関は、別記様式第6号（129頁）の送付状に、変更後の調査計画及び調査票を添えて、原則として、当該変更が適用される統計調査の実施前に、総務省統計審査官室に提出する。提出に当たっては、変更部分を赤字にする又は下線を付す等、分かるようにすれば足り、新旧対照表を作成する必要はない。調査計画どおり統計調査を実施した後、集計事項や公表期日について、「軽微な変更」に該当する変更が生じた場合には、別記様式第6号（129頁）の送付状に、変更後の調査計画（調査票は不要）を添えて、集計結果の公表前に、総務省統計審査官室に提出する。

総務省は、提出された調査計画をe-Stat上に掲載し、一般に対し、調査計画の透明性の確保を図る。（注3-23）

（注3-22）公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(4) 品質確保に向けた取組の強化

ア P D C A サイクルの確立等

（略）総務省は、（略）透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。（略）

(注 3-23) 一般統計調査の調査計画についてのウェブサイトへの掲載については、基幹統計調査の掲載終了後、順次行う。

(イ) 調査実施機関が、「軽微な変更」の後、変更申請をする場合には、別記様式第 2 号の別紙（申請事項記載書）の「変更前」の欄には、直近の計画内容（直近の「軽微な変更」による計画内容）を記載する。

(ウ) 軽微な変更に該当するか否かに疑義が生じた場合には、検討の結果、申請が必要になる場合があることから、仮に申請手続を経るとした場合に希望する承認時期の 2 か月前までには、総務省統計審査官室に相談することが望ましい。

4 一般統計調査を中止しようとする場合（法第21条第3項関係）

（1）手続の概要

行政機関の長は、総務大臣の承認を受けた一般統計調査の全部を今後行わないこととする場合、法第21条第3項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。

（2）通知書の様式

通知書は、126頁の別記様式第3号を準用する。

この場合において、「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と、「申請」とあるのは「通知」と、「第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので」とあるのは「第21条第3項の規定に基づき」と読み替えるものとする。

（3）通知書に記載する事項

通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- ① 調査の名称
- ② 中止の理由及び時期
- ③ 中止後の措置（注3-24）

（注3-24）「中止後の措置」は、①申請に係る統計調査によって作成していた統計を、別の方法により引き続き作成する場合には、その作成方法を、②統計の作成を行わなくなる場合には、支障の有無及び代替措置を記載する。

（4）通知書に添付する書類

直近の調査計画及び調査票を添付する。

5 申請受理後の手続等

(1) 手続の概要

総務大臣は、申請された一般統計調査について、法第20条各号に規定された要件の適合性を審査する。(注3-25)

審査の結果、申請された一般統計調査が法第20条各号に規定された要件の全てに適合していると認めるときは、総務大臣は、当該一般統計調査を承認する。

なお、一般統計調査の審査に当たっては、あらかじめ統計委員会の意見を聴くことを要しないが、基幹統計調査の調査計画を検討するために行われる試験調査（一般統計調査として行われる。）については、当該基幹統計調査の審査の過程において、統計委員会に対して情報提供をする場合がある。

(注3-25) 一般統計調査を全部中止する場合については、総務大臣に中止の通知がなされることで手続は完了する。

(2) 審査に当たっての基本的方針

ア 新規申請

(ア) 新規実施の申請については、138～143頁の別紙2-2に掲げる視点に即して、法第20条に規定された要件への適合性を総合的に審査する。

(イ) 継続的な実施が予定されつつも、前回申請における審査の結果、「1回限り」との条件を付して承認された一般統計調査（申請時は、「新規」として申請する。）については、①「1回限り」との条件が付された理由への対応状況や、②今回申請における前回承認からの変更事項を中心に審査し、それ以外の事項については、原則として、変更事項に関連して確認を要する部分に限って審査を行う。

イ 変更申請

変更申請については、おおむね下表に掲げる方針により審査を行う。詳細については、(ア)～(エ)を参照。

	特定一般統計調査	その他の一般統計調査
変更する事項	別紙2-2に掲げる視点に即して、審査《後記(ア)》	統計幹事の文書添付により、審査を迅速化《後記(ウ)》
変更しない事項	精度の確保に関する事項は、変更しない場合も確認《後記(イ)①》 長期間にわたって見直しが行われていない事項については、その適切性について審査する場合あり《後記(イ)②》	原則として審査しない（変更事項に関連して確認を要する部分に限って審査）《後記(イ)本文》

(ア) 基本的な取扱い

以下に掲げる事項を中心に、別紙 2 - 2 に掲げる視点に即して、審査する。

- ① 変更する事項の妥当性
- ② 利活用の実績や利活用に関する環境変化
- ③ 他の統計調査との重複状況
- ④ 前回承認時に「今後の課題」として指摘した検討課題や公的統計基本計画に掲げられた課題への対応状況

(イ) 変更しない事項に関する審査

変更しない事項については、原則として、変更事項に関連して確認を要する部分に限って審査を行う。ただし、

- ① 「特定一般統計調査」においては、精度の確保に関する事項は、変更の有無にかかわらず確認し、必要に応じて、次回に向けた検討課題として指摘し、点検・評価の実施を求めるなどにより、品質の確保・向上を図る。
- ② 長期間にわたって見直しが行われていない事項については、その適切性について審査し、必要に応じて、次回に向けた検討課題として指摘し、点検・評価の実施を求めることがある。

(ウ) 「その他の一般統計調査」における審査の迅速化

「その他の一般統計調査」（一般統計調査のうち、特定一般統計調査に該当しないもの）について、「統計幹事が、点検・評価を実施し、その結果等を確認の上で申請している旨を示す文書」（103頁の⑩及び156頁の参考 7 を参照）が提出された場合には、報告者負担の増加の有無を基準に審査する。

具体的には、報告者負担の総量（便宜的に「報告者数」×「調査票上の回答欄の数」×「調査周期」で計算する。以下「報告負担総量」という。）が増えない限りにおいて、次表に掲げる取扱いにより、変更事項の妥当性（前記（ア）①）を判断し、審査を迅速化する。（注 3 - 26）

変更する申請事項	審査上の取扱い
報告を求める個人又は法人その他の団体 (報告者数、報告者の選定方法)	報告者数の変更や、全数調査の是非又は標本設計の見直しについて、原則として、提出された書類のみで判断する。
報告を求める事項（調査事項）	追加される調査事項について、次の①～③を満たせば承認する。 ① 調査目的との関連性が認められること ② 報告者に著しい負担をかけるものでないこと ③ 他の統計調査や行政記録情報との重複が合理的な範囲を越えないこと

変更する申請事項	審査上の取扱い
基準となる期日又は期間	報告者の負担を大きくする変更でなければ、承認する。
報告を求めるために用いる方法	
調査の周期	申請書類の記載不備がなければ、承認する。
調査の実施期間	次の①及び②を満たせば承認する。 ① 実施期間を短縮するものでないこと ② 他の統計調査との間において、調査時期の重複が発生又は拡大していないこと
集計事項	変更される調査事項が集計事項に反映されていることのみを確認し、反映されていれば、承認する。
調査結果の公表の方法及び期日	結果の利用に支障が生じると認められる変更でなく、かつ、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）を満たしていれば、承認する。
使用する統計基準	申請書類の記載不備がなければ、承認する。
調査票情報の保存期間及び保存責任者	調査票情報の二次利用や提供に支障が生じると認められる変更でなければ、承認する。

（注3-26）母集団情報の更新により報告者数が増加するだけの変更の場合、統計調査としては、報告負担総量が増加するが、軽微な変更の（カ）④に該当することから、申請は不要である。

（エ）点検・評価の活用

「PDC Aサイクルの確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づく点検・評価を実施している場合には、その結果を活用し、効率的に審査する。

ウ その他

統計調査を実際に行った上でないと、調査計画の合理性（例えば、個々の調査事項の必要性）が判断できないなど、審査の時点で、直ちに結論が得られない場合には、承認通知書とは別に、課題に関する文書を添付することを前提に、審査を迅速化する（以下の（3）ア（ウ）を参照）

（3）審査終了後の手続

ア 総務省統計審査官室から調査実施機関への通知書の送付

（ア）承認する場合

総務省統計審査官室は、調査実施機関に対し、承認通知書（127頁。別記様式第4号を準用）を送付する。条件（調査計画の修正）を付して承認した場合には、承認通知書に別紙として添付する。

この場合において、別記様式第4号中「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と読み替えるものとする。

なお、承認の効力は、特段の留保がなければ、承認後の直近の調査から発生す

るが、月次調査のように短い周期で行われる場合などにおいては、承認後の直近の調査とは異なる特定の時期（例えば、承認の3か月後の調査）から承認の効力を発生させる場合がある。このような場合には、承認通知書において、「なお、本承認は、令和〇年〇月分の調査から効力を有します。」と追記する。

(イ) 承認しなかった場合

総務省統計審査官室は、調査実施機関に対し、承認しなかった理由を付した通知書（128頁・別記様式第5号を準用）を送付する。

この場合において、別記様式第5号中「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と読み替えるものとする。

(ウ) 課題文書の送付、PDCAサイクルとの関係

a. 総務省統計審査官室は、審査の結果、次の①～⑤に該当する場合には、承認通知書とは別に、課題に関する文書を送付する。

- ① 統計調査を実際に行った上でないと、調査計画の合理性（例えば、個々の調査事項の必要性）が判断できないなど、審査の時点で直ちに結論が得られない場合
- ② 精度の確保について、次回以降において検討すべき課題がある場合
- ③ 公表が経常的に遅れており、具体的な改善策が示されていない場合
- ④ 申請に係る統計調査に関して中長期的課題と考えられる事項がある場合
- ⑤ 長期にわたって見直しが行われていない事項について検討を要する場合

b. 総務省統計審査官室は、この文書の送付に当たり、PDCAサイクルにおける点検・検証の時期も踏まえ、調査実施機関と協議の上、適宜期限を定めて、課題の検討状況について報告を求めるものとする。

(エ) 申請受理後の標準的な処理期間

総務省統計審査官室は、申請書を受理した日の翌日から起算して10営業日以内に当該申請に対する承認又は不承認の通知を行うものとする。

(オ) 調査計画の透明性確保

総務省政策統括官（統計制度担当）は、当該申請を承認した場合、調査実施機関の協力を得て、e-Stat上の専用サイトに掲載することにより、調査計画の透明性を確保する。

イ 条件付き承認を行った後における修正書類の提出

公的統計基本計画^(注3-27)において、調査計画についてホームページでの掲載が求められていることを踏まえ、調査実施機関は、承認に条件が付された場合には、承認通知書の受領後速やかに、下表の区分に応じて、それぞれに掲げる提出書類に当

該条件を反映させた上で、総務省統計審査官室に提出するものとする。

提出に当たっては、課長相当職の名義による連絡文書に添付する形で差し支えない（行政機関の長の名義による再申請の形式とする必要はない。）。

また、総務省は、提出された調査計画をe-Stat上に掲載し、一般に対し、調査計画の透明性の確保を図る。（注3-28）

区 分	提 出 書 類
新 規	①調査計画、②調査票
変 更	①変更後の調査計画、②変更後の調査票
中 止	別記様式第3号の別紙（申請事項記載書の部分）

（注3-27）公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項
2 統計の品質確保
(4) 品質確保に向けた取組の強化
ア P D C Aサイクルの確立等
(略) 総務省は、(略) 透明性の確保の一環として、各府省の統計調査の調査計画や事後検証の結果を一元的に閲覧できるようホームページに掲載する。(略)

（注3-28）一般統計調査の調査計画についてのホームページへの掲載については、基幹統計調査の掲載終了後、順次行う。

IV 複数の手続が同時に発生する場合の取扱い^(注4-1)

(注4-1) 統計調査に関する手続に併せて基幹統計の新たな指定、変更又は解除が生じる場合には、法第7条の規定に基づき、その手続も必要となる(14~15頁のII-1【補足】を参照)。

1 複数の統計調査を統合する場合

(1) 複数の基幹統計調査を統合する場合

ア 複数の基幹統計調査から、新しい基幹統計調査を創設する場合

- ① 統合後の基幹統計調査については、新規の申請(16~51頁・II-2を参照)
- ② 統合前の基幹統計調査については、中止の申請(56頁・II-4を参照)

イ 一つの基幹統計調査に他の基幹統計調査を吸収する場合

- ① 吸収する基幹統計調査については、変更の申請(52~55頁・II-3を参照)
- ② 吸収される基幹統計調査については、中止の申請(56頁・II-4を参照)

(2) 複数の一般統計調査を統合する場合

ア 複数の一般統計調査から、新しい一般統計調査を創設する場合

- ① 統合後の一般統計調査については、新規の申請(65~100頁・III-2を参照)
- ② 統合前の一般統計調査については、中止の通知(110頁・III-4を参照)

イ 一つの一般統計調査に他の一般統計調査を吸収する場合

- ① 吸収する一般統計調査については、変更の申請(101~109頁・III-3を参照)
- ② 吸収される一般統計調査については、中止の通知(110頁・III-4を参照)

(3) 基幹統計調査と一般統計調査を統合する場合

ア 基幹統計調査と一般統計調査を統合して新たな基幹統計調査を創設する場合

- ① 統合後の基幹統計調査については、新規の申請(16~51頁・II-2を参照)
- ② 統合前の基幹統計調査については、中止の申請(56頁・II-4を参照)
- ③ 統合前の一般統計調査については、中止の通知(110頁・III-4を参照)

イ 基幹統計調査に一般統計調査を吸収する場合

- ① 吸収する基幹統計調査については、変更の申請(52~55頁・II-3を参照)
- ② 吸収される一般統計調査については、中止の通知(110頁・III-4を参照)

2 基幹統計調査・一般統計調査間の区分変更を行う場合

(1) 基幹統計調査として行われていたものを一般統計調査に変更する場合

- ① 基幹統計調査の中止の申請（56頁・Ⅱ－4を参照）
- ② 一般統計調査の新規の申請（65～100頁・Ⅲ－2を参照）

(2) 一般統計調査として行われていたものを基幹統計調査に変更する場合

- ① 基幹統計調査の新規の申請（16～51頁・Ⅱ－2を参照）
- ② 一般統計調査の中止の通知（110頁・Ⅲ－4を参照）

附 則

(施行期日)

- 1 このマニュアルは、令和2年10月1日から施行する。ただし、施行日前に下審査を終えている案件の申請書類については、なお従前の例によることができる。

(「基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領」等の廃止)

- 2 このマニュアルの施行により、「基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領」(平成20年12月18日総務省政策統括官(統計基準担当)決定。令和2年9月7日最終改正)及び「統計法に基づく統計調査の申請書類を作成する際の留意点」(付録：調査票の回答欄のカウント方法)(平成22年8月17日総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室。平成23年3月31日最終改正)は廃止する。

(マニュアルの見直し)

- 3 このマニュアルについては、施行から1年後を目途に見直しの余地を検討する。その後も、承認等手続の運用状況を勘案し、不断に見直しの余地を検討するものとする。

附 則 (令和3年6月29日総政企第131号)

このマニュアルは、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月8日総政企第211号)

このマニュアルは、令和3年11月1日から施行する。ただし、施行日前に下審査を終えている案件の申請書類については、なお従前の例によることができる。

別記様式第1号（その1・基幹統計調査を新規に実施する場合）

（文書番号）
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長^{（注1）}

基幹統計調査の実施について（申請）

下記調査の実施について、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

主管部課	
事務担当者	電話 () e-mail

別紙

申請事項記載書(注2)

1 調査の名称

2 調査の目的

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出(全数階層あり) 有意抽出)

(3) 報告義務者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

8 集計事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他()

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

12 立入検査等の対象とすることができる事項

注1) 申請書の公印及び契印は省略して差し支えない。

2) 調査票が複数ある場合には、次の①又は②のいずれかの方法により作成する。

① 調査票ごとに申請事項記載書を作成する。

② 一つの申請事項記載書としてまとめて作成する。ただし、この場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分けること。

※ 記載量が多くなる事項については、適宜、別葉にして差し支えない。

別記様式第1号（その2・一般統計調査を新規に実施する場合）

（文書番号）
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長^{（注1）}

一般統計調査の実施について（申請）

下記調査の実施について、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

主管部課	
事務担当者	電話 () e-mail

別紙

申請事項記載書(注2)

- 1 調査の名称 (特定一般統計調査 その他の一般統計調査)

- 2 調査の目的

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲 (全国 その他)

 - (2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - (1) 報告者数

 - (2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項

[集計しない事項の有無] 無 有

 - (2) 基準となる期日又は期間

- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査系統

 - (2) 調査方法
 郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)
 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

8 集計事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

注1) 申請書の公印及び契印は省略して差し支えない。

2) 調査票が複数ある場合には、次の①又は②のいずれかの方法により作成する。

① 調査票ごとに申請事項記載書を作成する。

② 一つの申請事項記載書としてまとめて作成する。ただし、この場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分けること。

※ 記載量が多くなる事項については、適宜、別葉にして差し支えない。

総務大臣 殿

行政機関の長^(注2)

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査



別紙

申請事項記載書^(注3)

1 調査の名称

2 変更の内容

変更案	変更前 ^(注4、5)	変更理由

注1) 一般統計調査の変更において、この様式を準用する際には、「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と、「第11条第1項」とあるのは「第21条第1項」と読み替える。

2) 申請書の公印及び契印は省略して差し支えない。

3) 申請事項記載書は、記載量に応じて、横長で作成しても差し支えない。

4) 基幹統計調査について、前回の承認から今回の申請までの間に「申請を要しない変更」（53頁の「オ」を参照）が行われている場合には、「変更前」の欄は、直近に実施された調査内容（すなわち、申請を要しない変更を反映した調査内容）を記載する。

5) 一般統計調査に準用する場合であって、前回の承認から今回の申請までの間に「軽微な変更」（103～109頁の「(6)」を参照）が行われている場合には、「変更前」の欄は、直近に実施された際の調査内容（すなわち、軽微な変更を反映した調査内容）を記載する。

※ 主管部課欄及び事務担当者欄については、別記様式第1号と同じ。

（文書番号）
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長^{（注2）}

基幹統計調査の中止について（申請）

下記調査の中止について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

~~~~~  
別紙

申請事項記載書

- 1 調査の名称
- 2 中止の理由及び時期
- 3 中止後の措置

---

注1) 一般統計調査の変更において、この様式を準用する際には、「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と、「申請」とあるのは「通知」と、「第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので」とあるのは「第21条第3項の規定に基づき」と読み替える。

2) 申請書の公印及び契印は省略して差し支えない。

※ 主管部課欄及び事務担当者欄については、別記様式第1号と同じ。



（行政機関の長） 殿

総 務 大 臣

基幹統計調査<sup>（注1）</sup>の承認について（通知）

〇年〇月〇日付け（文書番号）で申請された下記調査の  
別紙のとおり変更することを条件に<sup>（注2）</sup>承認します。<sup>（注3）</sup>

|   |    |   |       |
|---|----|---|-------|
| { | 実施 | } | について、 |
|   | 変更 |   |       |
|   | 中止 |   |       |

記

〇〇〇〇調査

---

注1）一般統計調査の変更において、この様式を準用する際には、「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と読み替える。

2）承認に当たって、条件を付する場合には、下線部の文言を追加するとともに、条件を付した別紙を添付する。

3）月次調査のように短い周期で行われる場合などにおいて、承認後の直近の調査とは異なる特定の時期（例えば、承認後3か月後）から承認の効力を発生させる場合には、改行して、例えば、「なお、本承認は、令和〇年〇月分の調査から効力を有します。」と追記する。

別記様式第5号（承認しない場合）

（公印・契印省略）

総政審第〇〇〇号

〇年〇月〇日

（行政機関の長） 殿

総 務 大 臣

基幹統計調査<sup>(注)</sup>の不承認について（通知）

〇年〇月〇日付け（文書番号）で申請された〇〇調査の { 実施  
変更  
中止 } について、

下記の理由により、不承認とします。

記

（不承認の理由を記載）

---

注) 一般統計調査の変更において、この様式を準用する際には、「基幹統計調査」とあるのは「一般統計調査」と読み替える。

別記様式第6号（一般統計調査について「軽微な変更」を行う場合）

事務連絡  
令和〇年〇月〇日

総務省統計審査官室 宛

調査実施機関の主管部課名

「軽微な変更」を行った調査計画について

統計法第21条第1項ただし書に規定する「軽微な変更」を行ったので、別添のとおり、変更後の調査計画を提出します。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 統計調査名                     |  |
| 政府統計コード（注1）               |  |
| 主管部課                      |  |
| 軽微変更の前提となる計画の承認年月日        |  |
| 調査実施機関において軽微変更する旨の決定日（注2） |  |
| 軽微変更の適用開始時期（注3）           |  |
| 軽微変更の内容（注4）               |  |

| 調査計画事項                    |                       | 変更した部分<br>(該当項目に○) |
|---------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 調査の名称                   |                       |                    |
| 2 調査の目的                   |                       |                    |
| 3 調査対象の範囲                 | (1) 地域的範囲             |                    |
|                           | (2) 属性的範囲             |                    |
| 4 報告を求める個人又は法人その他の団体      | (1) 報告者数              |                    |
|                           | (2) 報告者の選定方法          |                    |
| 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 | (1) 報告を求める事項          |                    |
|                           | (2) 基準となる期日又は期間       |                    |
| 6 報告を求めるために用いる方法          | (1) 調査系統              |                    |
|                           | (2) 調査方法              |                    |
| 7 報告を求める期間                | (1) 調査の周期             |                    |
|                           | (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 |                    |
| 8 集計事項                    |                       |                    |
| 9 調査結果の公表の方法及び期日          | (1) 公表・非公表の別          |                    |
|                           | (2) 公表の方法             |                    |
|                           | (3) 公表の期日             |                    |
| 10 使用する統計基準等              |                       |                    |
| 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者      |                       |                    |

(注1) e-Stat上、複数の政府統計コードが付与されている場合には、該当するコード番号を全て記載

(注2) 調査実施機関内における計画変更の意思決定日を記載。決裁をとっている場合には、決裁年月日を記載

(注3) 例えば、「令和3年1月分調査(令和3年2月実施)から適用」「令和3年調査(令和3年6月実施)から適用」のように記載

(注4) 「イ『軽微な変更』の具体的内容」(103～109頁)に掲げた事例のうち、変更の内容が該当する事例の番号を記載する。複数の事例が該当する場合には、全てを記載する(例えば、「(カ)④⑥⑩⑳」のように記載する。)



標本設計に関する資料に記載する内容

**1 標本抽出の具体的な方法**

次に掲げる事項を参考に、標本設計に関する考え方及び報告者数の算定の流れを記載する。  
 複数の段階を経て抽出する場合には、段階ごとに記載する。  
 なお、事項ごとに区分して記載する必要はない。

| 事 項       | 記 載 内 容                                 |
|-----------|-----------------------------------------|
| 抽 出 方 法   | 層化抽出、多段抽出、単純無作為抽出、確率比例抽出、系統抽出などの手法      |
| 層 化 基 準   | 層化を行っている場合、層ごとの層化基準及び区分数                |
| 抽 出 単 位   | 「個人」「世帯」「事業所」「企業」「調査区」「市町村」等、抽出の対象となる単位 |
| 抽 出 枠     | 抽出の際に用いる母集団情報                           |
| 計 算 式     | 報告者数を算定する際の計算式                          |
| 抽 出 率     | あらかじめ抽出する比率を定めている場合、その比率                |
| 目 標 精 度   | 標本設計の段階で目標としている調査結果の精度                  |
| 目 標 回 収 率 | 報告者数の算定に当たり目標としている調査票の回収率               |

**2 標本交替等を行う場合の方法**

次に掲げる事項について、該当する場合には記載する。

| 事 項     | 記 載 内 容                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 標本の代替方法 | 経常的に行う統計調査について、廃業などにより調査対象から脱落が生じた場合に、代替の調査対象を選定することが予定されている場合には、その方法 |
| 標本の交替   | 経常的に行う統計調査について、標本設計の考え方に変更を伴わない定期的な標本交替を行う場合には、その周期と方法                |

**3 母集団推計を行う場合の推計方法**

集計時に母集団推計を行う場合について、その推計方法の概要を記載する。  
 計算式の記載は必要ない。

審査の視点及び当該視点を審査する際の考え方(基幹統計調査)

>この表は、基幹統計調査の新規申請及び変更申請の審査を行うに当たっての基本的な視点及び当該視点を審査する際の考え方を掲げたものである。  
 >したがって、個別の審査においては、統計調査の特性に応じて、本表に掲げられていない視点を追加して確認する場合がある。  
 >なお、基幹統計調査の中止については、本文57頁「(2) 審査に当たっての基本的方針」のウで記載していることから、この表には記載していない。

| 申請事項                              |                                                    | 審査の視点                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 左記視点について審査する際の考え方 | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|--------------|
| 基幹統計を作成するための必要十分性等の視点(法第10条第1号)   |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| 調査対象の範囲                           | 作成される基幹統計に照らして、<br>範囲に偏りはないか。                      | (調査の統計技術的合理性等の視点と一体的に審査する)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |             |              |
| 報告を求める事項                          | 作成される基幹統計に照らして、<br>不足している事項はないか。                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| 集計事項                              | 基幹統計として追加すべき集計事<br>項はないか。                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| 調査の統計技術的合理性等の視点(法第10条第2号、第20条第1号) |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| 調査の名称                             | 調査される内容を的確に表すと<br>ともに、実施に当たって適切な名称<br>となっているか。     | ◆以下に掲げる観点が満たされていれば、基本的に問題ない。<br>①調査の内容から外れていない名称であること。<br>②類似調査と同一名称であるなど、調査実施上、又は、調査結果の利活用において、混同するおそ<br>れがないものであること。<br>◆名称を変更する場合には、上記に加えて、当該変更により、調査の実施や利活用に混乱が生じな<br>いよう、必要な周知を行う計画となっていることが必要。                                                                                                                         | ○                 |             | ○            |
| 調査の目的                             | 調査を実施する必要があるか。                                     | ◆主な利活用や、既存統計及び行政記録情報による代替可能性については、申請書類に添付す<br>る「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」により確認する。<br>その中で、以下に掲げる観点について明確にされていれば、基本的に問題ない。<br>① 情報収集の必要性(具体的な利活用)<br>② 既存の統計調査や関連する行政記録情報との間に重複がないこと、仮に重複があったとして<br>も、調査の必要性を否定しない範囲にとどまっており、代替可能性がないこと。<br>◆審査に当たって、具体的な利活用例の資料、既存の統計調査や関連する行政記録情報につい<br>ての具体的情報について、追加で資料を求めることがある。 | ○                 |             | ○            |
|                                   | 統計調査により把握する事項や、<br>調査により明らかにする内容が記<br>載されているか。     | ◆基幹統計調査の場合には、当該調査により作成される基幹統計の名称や、基幹統計の作成目的<br>が記載されているなどにより、基幹統計との関係が記載されていることが必要。                                                                                                                                                                                                                                          | ○                 |             | ○            |
| 調査対象の範囲                           | 報告負担を課す上で合理的な範<br>囲に限定されているか。また、範<br>囲に不足するものはないか。 | ◆調査目的に照らして、必要な範囲となっていることが必要。例えば、以下に掲げる観点を確認し、<br>合理的であれば、基本的に問題ない。<br>① 範囲の定義は明確か。<br>② 必要とされる範囲に漏れはないか。<br>③ 調査目的と関係のない属性が含まれていないか。<br>④ 使用する母集団情報の範囲と整合しているか。<br>⑤ 一部の地域や産業を除外している場合、その理由は妥当か。<br>なお、法第10条第1号の観点からの再考を求める場合がある。                                                                                            | ○                 |             | ○            |

| 申請事項               | 審査の視点                                  | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                       | 新規・変更<br>共通                                                | 変更申請<br>のみ該当 |
|--------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------|
| 報告を求める個人又は法人その他の団体 | 適切な母集団情報を用いているか。                       | <p>◆調査の目的や調査対象の範囲に合致した最新の母集団情報を用いることが必要。</p> <p>◆事業所や企業を対象とする統計調査については、特段の支障がなければ、事業所母集団データベースから得られる情報を母集団として利用することとし、そのように対応されている場合には、基本的に、追加の説明を求めない。同データベースによらない独自の情報を母集団として用いる場合には、その必要性と合理性について説明を求める。</p> <p>◆母集団情報を変更する場合には、例えば、母集団情報を変更することにより、精度の向上又は報告者数の抑制に効果がある等の説明が必要。</p> | ○                                                          |              |
|                    | 全数調査の場合、全数調査として行う必要性はあるか。              | <p>◆全数調査として行うためには、原則として、次の①～④のいずれかに該当していることが必要。</p> <p>① 当該分野における基本的な調査として詳細な構造把握が必要であること。</p> <p>② 他の統計調査の母集団情報としての利用が想定されていること。</p> <p>③ 母集団の大きさが小さいため、標本調査として行う実益がないこと。</p> <p>④ ①～③のほか、一般的に許容される合理的な理由があること。</p>                                                                    | ○                                                          |              |
|                    | 標本調査の場合、標本設計は適切か。                      | <p>◆「無作為抽出」で行う場合には、標本設計に関する資料の添付が必要。その際には、例えば、以下に掲げる観点の明確化が必要。</p> <p>① どのような考え方に基づいて標本設計がなされているか(層化区分、目標精度・目標回収率の設定等)。</p> <p>② 十分な回収率向上方策の実施を前提に、報告者数の抑制(目標回収率の設定)に留意されているか。</p> <p>③ 標本設計の考え方を分かりやすく公表する計画になっているか。</p>                                                               | ○                                                          |              |
|                    | 有意抽出として行う場合、その選択は合理的か。                 | <p>◆無作為抽出ではなく、殊更に有意抽出とする必要性についての説明が必要。また、その抽出方法が、調査目的に沿ったものであることが必要。</p>                                                                                                                                                                                                                | ○                                                          |              |
|                    | 調査を実施する上で、適切な個人又は法人その他の団体を報告義務者としているか。 | <p>◆調査事項を報告を求める上で、合理的と考えられる者を報告義務者としていれば、追加説明を求めない。</p>                                                                                                                                                                                                                                 | ○                                                          |              |
|                    | 報告を求める事項                               | 調査目的に沿った調査事項とされているか。                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>◆調査目的との関係が認められない調査事項や関連性が極めて薄いと考えられる調査事項は、基本的に認めない。</p> | ○            |
|                    |                                        | <p>◆調査目的の範囲内であることが十分認められる調査事項については、基本的には否定しない。ただし、調査全体として調査事項が多く、報告者負担が著しく大きくなると考えられる場合には、調査事項の優先度に沿った取捨選択を行い、調査事項の削減を求める。なお、法第10条第1号の観点からの再考を求める場合がある。</p>                                                                                                                             | ○                                                          |              |

| 申請事項        |      | 審査の視点                               | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                           | 新規・変更<br>共通                                                                                                                                                                                  | 変更申請<br>のみ該当 |   |
|-------------|------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---|
|             |      |                                     | ◆必要性に疑義がある調査事項について、実際に調査を行った結果を見ないと判断ができない場合には、承認時における課題として整理し、当該事項の判断のために審査が長期化することを避ける。                                                                                                                   | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      |                                     | ◆毎年調査において、複数年(度)の実態について同時に報告を求めようとする場合には、報告者負担軽減の観点から、単年(度)の実態把握ではいけないのかについて説明が必要。                                                                                                                          | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 集計しない調査事項はないか。                      | ◆集計しない調査事項を、調査事項として把握する必要性についての説明が必要。                                                                                                                                                                       | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 他の調査票情報や行政記録情報の活用により、削除できる調査事項はないか。 | ◆他の調査票情報又は行政記録情報により、容易に代替・利用できる調査事項については、基本的に認めない。                                                                                                                                                          | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 報告者にとって記入しやすい調査票となっているか。            | ◆例えば、以下に掲げるようなケースに該当する場合、調査票の設計について再考を求める。<br>① 質問文が長文で分かりにくい。<br>② 調査事項の定義は明確でなく、回答が複数あり得る。<br>③ 調査票の記入に当たって複雑な計算が必要になるなど、報告者に過度の負担をかける事項がある。<br>④ 報告者が記入しにくい構成になっている。<br>⑤ 合理的な理由ないままに、調査票全体で、調査事項が著しく多い。 | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 調査事項の変更に合理的な理由があるか。                 | ◆変更申請にあつては、報告者負担の抑制にも留意しつつ、具体的な利活用や社会・経済状況等の変化等を踏まえた変更となっていることについての説明が必要。                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                              | ○            |   |
|             |      |                                     | ◆申請された調査事項の変更以外に、社会経済情勢の変化により、必要性が低下していると認められる調査事項がある場合には、その削除を求める場合がある。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                              | ○            |   |
|             |      |                                     | ◆調査事項が大幅に増えている場合、総量抑制の観点から、可能な範囲での調査事項の削減が必要。                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                              | ○            |   |
|             |      | 報告を求めるとなる期日又は期間                     | 適切な期日又は期間の内容を報告させるものとなっているか。                                                                                                                                                                                | ◆以下に掲げる例のように、調査目的や報告者の負担に照らして、合理的な期日又は期間設定になっていれば、基本的に問題ない。<br>① 報告事項を把握する上で、変動の少ない時期を選定している。<br>② 他の統計調査結果との比較の観点から設定している。<br>③ ○月1日や○月末時点、前年1年間(1月1日～12月31日)など、報告者にとって、分かりやすい期日・期間で設定している。 | ○            |   |
|             |      |                                     | 調査事項の基準となる期日・期間が安定しているか。                                                                                                                                                                                    | ◆例えば、毎回、同じ月日を基準日として調査していた調査について、その基準日を変更する場合には、調査目的・報告者負担に照らして、合理的な理由が必要。<br>◆基準日・基準期間を変更する場合には、過去の結果との接続について、利用者に対して、どのような情報提供するのかについても説明が必要。                                               |              | ○ |
| 報告を求めるとなる方法 | 調査系統 | 調査を円滑に行うために適切な組織を経由するものとなっているか。     | ◆正確な回答を円滑に得る観点から、適切な系統になっていることが必要。<br>◆複数の調査系統を採用する場合や、配布と取集で系統が異なる場合、それぞれの系統による役割分担が明確に整理されていることが必要。                                                                                                       | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      |                                     |                                                                                                                                                                                                             | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |



| 申請事項     |         | 審査の視点                              | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 新規・変更<br>共通                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更申請<br>のみ該当 |
|----------|---------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|          | 調査方法    | 調査方法(郵送調査、オンライン調査、調査員調査等)の選択は合理的か。 | <p>◆調査方法(郵送調査、オンライン調査、調査員調査等)の選択について、正確な回答の確保、効率的な調査の実施及び報告者負担の軽減の観点からの説明が必要。<br/>特に、調査員調査については、正確性の確保が重視される一方、調査員と接触することによる報告者の負担もあることから、調査員調査を単独で選択する場合には、他の方法との併用が困難である理由の明確化が必要。</p> <p>◆政府としてオンライン調査の推進を図っていることから、調査方法の1つとしてオンライン方式が含まれていない場合、明確な理由が必要。</p> <p>◆民間事業者が構築した独自のシステムを利用してオンライン調査を行う場合には、事業者が変更になった場合の業務の継続性、入札が不調に終わった場合の調査の実施可能性、情報漏えいへの懸念、また排他的な調達になる可能性もあることから、その方法を選択する必要性について、コストや調達する際の仕様上の配慮を含め、合理的な理由が必要。</p> <p>◆郵送調査・オンライン調査を選択している場合、回収率の向上方策についての説明も必要。</p> | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|          |         | 調査員調査で行う場合、調査員の業務内容は明確か。           | ◆基幹統計調査における調査員調査の場合、調査員が法定受託事務の一部を行うことになることも踏まえ、事務内容の明確化が必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|          |         | 調査実施過程における秘密保護について十分な方策が講じられているか。  | ◆統計調査上の秘密保護については、実施上、自明のことであることから、申請事項記載書上も特段の記載を求めておらず、特に確認が必要と認められる場合以外は、改めて説明を求めない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|          |         | 調査の周期                              | 調査周期は合理的なものか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>◆調査目的を踏まえ、適切な調査周期となっていることが必要。<br/>例えば、詳細な構造変化を把握する目的であるにもかかわらず、短い周期で行うことを計画している場合は、把握の必要性や報告者負担の観点から、周期の長期化を求める場合がある。</p> <p>◆集計結果に短期的変動が見られず、統計の利用に当たっても支障がないような場合には、調査の実施周期を延長(毎月調査を四半期調査に、半年ごとの調査を毎年調査にする等)を求める場合がある。<br/>逆に、社会経済状況の変化を踏まえ、毎年の状況把握が求められる調査について、5年などの周期に変更がない場合、調査の一部をについて毎年調査とするなど見直しを求める場合がある。</p> | ○            |
| 報告を求める期間 | 調査の実施期間 | 調査票の配布から回収まで十分な期間が設けられているか。        | ◆調査実施期間(始期と終期)で記載する場合、調査票の配布から回収までの期間が一定期間確保されていることが必要。<br>月次調査・四半期調査については1週間以上、年次調査・周期調査については2週間以上を確保していない場合には、再考を求める場合がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|          |         | 調査事項の的確な内容を得るために適切な調査時期となっているか。    | ◆調査の実施から調査結果の公表までのスケジュールも踏まえつつ、報告者の負担にも留意した調査実施時期となっていれば、基本的に問題ない。<br>そのような判断がなく、いたずらに報告者にとっての業務繁忙期(決算期や農繁期)が実施時期となっている場合には、再考を求める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |
| 集計事項     |         | 適切な集計が予定されているか。                    | ◆調査事項(集計に用いない事項を除く。)の全てが集計事項に使われていれば、基本的に問題ない。<br>なお、法第10条第1号の観点からの再考を求める場合がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |

| 申請事項                    | 審査の視点                                                                                     | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
|                         |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |              |
| 調査結果の公表の方法及び<br>期日      | インターネットが公表の媒体に<br>含まれているか。含まれていない場<br>合、その理由は合理的なものか。                                     | ◆e-Statが公表方法に含まれている場合には、追加の説明を求めない。<br>◆e-Statが含まれていない場合、その理由が、e-Statへの掲載を否定するほどに合理的なものであることが必要。                                                                                                                                                                                 | ○           |              |
|                         | 公表が適切な時期に行われているか。                                                                         | ◆第1報の公表期日が、申請負担軽減対策(平成9年2月10日閣議決定)の記載を満たしていれば、追加の説明は求めない。記載を満たさない場合には、その必要性について説明が必要。<br>◆公表が経常的に遅れている場合には、遅延の理由及び遅延による支障並びに改善の見込みについて説明が必要。<br>遅延の理由が、業務運営に係るものである場合には、統計作成に係る一連のプロセスの見直しを求める場合がある。<br>遅延しているにもかかわらず支障が認められない場合、また、改善の見込みが乏しい場合には、調査の必要性及び周期等調査内容の見直しを求める場合がある。 | ○           | ○            |
| 使用する統計基準                | 統計基準の使用は適切なものとな<br>っているか。統計基準によらない<br>場合、その判断は適切か。                                        | ◆統計基準が可能な範囲で使用されており、使用方法が具体的に記載されていれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                                                                                | ○           |              |
|                         |                                                                                           | ◆統計基準を全く使用しない場合、その理由が一般的に許容できるものであれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                                                                                 | ○           |              |
| 調査票情報の保存期間及び<br>保存責任者   | 保存期間及び保存責任者は適切<br>か。                                                                      | ◆調査票の内容を記録した電磁的記録媒体について、十分な保存期間(「常用」又は「無期限」等)とされていれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                                                                 | ○           |              |
|                         |                                                                                           | ◆調査票の内容を記録した電磁的記録媒体について、調査実施機関以外の者が保存責任者になっている場合には、再集計や二次利用に支障が生じないようにするため、調査実施機関においても保存することを求める。                                                                                                                                                                                | ○           |              |
| 立入検査等の対象とする<br>ことができる事項 | 立入検査等の対象となる事項は<br>明確か。                                                                    | ◆立入検査等の対象となる事項について、特定の事項が限定的に記載されている場合には、その理由について説明が必要。                                                                                                                                                                                                                          | ○           |              |
| (統計法施行令第5条)             | 報告を求める個人又は法人その<br>他の団体に対し、当該調査が基<br>幹統計調査である旨を、調査票に<br>記載することその他の方法によ<br>り、明示することとされているか。 | ◆調査票に記載がされていれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                                                                                                       | ○           |              |
|                         |                                                                                           | ◆調査票に記載がなされない場合、それが明示される資料が提出されれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                                                                                    | ○           |              |
| (計画全般)                  | 試験調査を実施している場合に<br>は、その結果を反映したものと<br>なっているか。                                               | ◆試験調査の結果の反映状況が分かる資料の添付が必要。                                                                                                                                                                                                                                                       | ○           |              |

| 申請事項                                | 審査の視点                                                                                     | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                            | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 他の基幹統計調査との重複排除の視点（法第10条第3号、第20条第2号） |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                              |             |              |
| 調査対象の範囲<br>報告を求める期間                 | 他の統計調査と同じ範囲に対して、同じ時期に報告を求めるものとなっていないか。そのようになっている場合、調査対象となる地域や報告を求める時期を変更することで、重複を排除できないか。 | ◆「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」の中で記載を求める「他の統計調査との重複」「行政記録情報等の利活用」の記載に基づいて確認を行う。                                                                                                                          | ○           |              |
| 報告を求める事項                            | 他の統計調査でも報告を求めている事項がある場合、当該調査で報告を求めることに合理性はあるか。                                            |                                                                                                                                                                                                              | ○           |              |
| 報告を求める個人又は法人その他の団体                  | 事業所母集団データベースを利用した重複是正が求められる調査について、重複是正措置が適切に計画・実施されているか。                                  | ◆「承認を受けようとする基幹統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」の中で記載を求める「事業所母集団データベースを利用した重複是正等」の記載により確認する。<br>「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に沿って、事業所母集団データベースを利用した重複是正や、同データベースへの履歴登録の実施が計画されていれば、追加の説明は求めない。 | ○           |              |
|                                     |                                                                                           | ◆前回調査に係る履歴登録が、予定どおり終了していれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                       |             | ○            |
| 各号横断的事項                             |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                              |             |              |
| （計画全般）                              | 過去の審査時又は統計委員会答申において「今後の課題」とされた事項に関する取組が適切に行われているか。                                        | ◆課題の取組状況について、資料の提出を求める。このうち、短期的課題については、具体的な進捗の説明が必要。中長期的課題の場合には、現状における方向性についての説明が必要。<br>原則として、統計委員会の諮問審議においても確認する。軽微変更の場合には、必要に応じて、統計委員会に情報提供する。                                                             |             | ○            |

【注】変更申請の際には、変更される申請事項に関する視点及び「各号横断的事項」に関する視点について、審査を行う。

審査の視点及び当該視点を審査する際の考え方(一般統計調査)

>この表は、一般統計調査の新規申請及び変更申請の審査を行うに当たっての基本的な視点及び当該視点を審査する際の考え方を掲げたものである。  
 >したがって、個別の審査においては、統計調査の特性に応じて、本表に掲げられていない視点を追加して確認する場合がある。  
 >なお、一般統計調査の中止については、総務大臣に対する通知にとどまる(審査は行わない)ことから、この表には記載していない。

| 申請事項                      | 審査の視点                                      | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                                                       | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|---------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 調査の統計技術的合理性等の視点(法第20条第1号) |                                            |                                                                                                                                                                                                                                         |             |              |
| 調査の名称                     | 調査される内容を的確に表すとともに、実施に当たって適切な名称となっているか。     | ◆以下に掲げる観点が満たされていれば、基本的に問題ない。<br>①調査の内容から外れていない名称であること。<br>②類似調査と同一名称であるなど、調査実施上、又は、調査結果の利活用において、混同するおそれがないものであること。                                                                                                                      | ○           |              |
|                           |                                            | ◆名称を変更する場合には、上記に加えて、当該変更により、調査の実施や利活用に混乱が生じないよう、必要な周知を行う計画となっていることが必要。                                                                                                                                                                  |             | ○            |
| 調査の目的                     | 調査を実施する必要があるか。                             | ◆主な利活用や、既存統計及び行政記録情報による代替可能性については、申請書類に添付する「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」により確認する。<br>その中で、以下に掲げる観点について明確にされていれば、基本的に問題ない。<br>① 情報収集の必要性(具体的な利活用)<br>② 既存の統計調査や関連する行政記録情報との間に重複がないこと、仮に重複があったとしても、調査の必要性を否定しない範囲にとどまっており、代替可能性がないこと。 | ○           |              |
|                           |                                            | ◆審査に当たって、具体的な利活用例の資料、既存の統計調査や関連する行政記録情報についての具体的情報について、追加で資料を求めることがある。                                                                                                                                                                   | ○           |              |
|                           |                                            | ◆回収率が著しく低い場合、利活用に支障が生じていないか確認する。                                                                                                                                                                                                        |             | ○            |
|                           | 統計調査により把握する事項や、調査により明らかにする内容が記載されているか。     | ◆一般統計調査の場合には、特定の行政需要が想定されている場合が多いことから、そのような場合には、目的の中に、それが明記されていることが必要。                                                                                                                                                                  | ○           |              |
|                           | 個別の行政需要の変化等により、調査結果の利用が低下又は不明確になっていないか。    | ◆一般統計調査の変更申請にあつては、変更内容にかかわらず、常に、調査実施の必要性を確認する。調査目的としていた行政需要が低下している場合には、新たな行政需要の発生を含め、継続の実施の必要性について確認する。また、既存統計の充実により、統計調査を行う必要性が乏しくなっている状況がある場合には、将来的な調査の中止を含めて再考を求める場合がある。                                                             |             | ○            |
| 調査対象の範囲                   | 報告負担を課す上で合理的な範囲に限定されているか。また、範囲に不足するものはないか。 | ◆調査目的に照らして、必要な範囲となっていることが必要。例えば、以下に掲げる観点を確認し、合理的であれば、基本的に問題ない。<br>① 範囲の定義は明確か。<br>② 必要とされる範囲に漏れはないか。<br>③ 調査目的と関係のない属性が含まれていないか。<br>④ 使用する母集団情報の範囲と整合しているか。<br>⑤ 一部の地域や産業を除外している場合、その理由は妥当か。                                            | ○           |              |

| 申請事項               | 審査の視点                  | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                                                                                                       | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|--------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 報告を求める個人又は法人その他の団体 | 適切な母集団情報を用いているか。       | <p>◆調査の目的や調査対象の範囲に合致した最新の母集団情報を用いることが必要。</p> <p>◆事業所や企業を対象とする統計調査については、特段の支障がなければ、事業所母集団データベースから得られる情報を母集団として利用することとし、そのように対応されている場合には、基本的に、追加の説明を求めない。同データベースによらない独自の情報を母集団として用いる場合には、その必要性と合理性について説明を求める。</p> <p>◆母集団情報を変更する場合には、例えば、母集団情報を変更することにより、精度の向上又は報告者数の抑制に効果がある等の説明が必要。</p> | ○           |              |
|                    | 全数調査の場合、全数調査の必要性はあるか。  | <p>◆全数調査として行うためには、原則として、次の①～④のいずれかに該当していることが必要。</p> <p>① 当該分野における基本的な調査として詳細な構造把握が必要であること。</p> <p>② 他の統計調査の母集団情報としての利用が想定されていること。</p> <p>③ 母集団の大きさが小さいため、標本調査として行う実益がないこと。</p> <p>④ ①～③のほか、一般的に許容される合理的な理由があること。</p>                                                                    | ○           |              |
|                    | 標本調査の場合、標本設計は適切か。      | <p>◆「無作為抽出」で行う場合には、標本設計に関する資料の添付が必要。その際には、例えば、以下に掲げる観点の明確化が必要。</p> <p>① どのような考え方に基づいて標本設計がなされているか(層化区分、目標精度・目標回収率の設定等)。</p> <p>② 十分な回収率向上方策の実施を前提に、報告者数の抑制(目標回収率の設定)に留意されているか。</p> <p>③ 標本設計の考え方を分かりやすく公表する計画になっているか。</p>                                                               | ○           |              |
|                    |                        | <p>◆想定される回収率が著しく低いために、報告者数が大きくなっている場合には、回収率の改善とともに、報告者数の再検討を求める場合がある。</p>                                                                                                                                                                                                               | ○           |              |
|                    |                        | <p>◆標本設計を変更する場合には、それまでの設計による支障及び変更により想定される効果についての説明が必要。</p> <p>◆計画の変更により、報告者数が著しく大きくなっている場合には、その理由について説明が必要であるが、調査目的や標本設計の考え方も踏まえ、真に必要な報告者数なのか再考を求める場合がある。</p>                                                                                                                          | ○           | ○            |
|                    | 有意抽出として行う場合、その選択は合理的か。 | <p>◆無作為抽出ではなく、殊更に有意抽出とする必要性についての説明が必要。また、その抽出方法が、調査目的に沿ったものであることが必要。</p>                                                                                                                                                                                                                | ○           |              |
| 報告を求める事項           | 調査目的に沿った調査事項とされているか。   | <p>◆調査目的との関係が認められない調査事項や関連性が極めて薄いと考えられる調査事項は、基本的に認めない。</p>                                                                                                                                                                                                                              | ○           |              |
|                    |                        | <p>◆調査目的の範囲内であることが十分認められる調査事項については、基本的には否定しない。ただし、調査全体として調査事項が多く、報告者負担が著しく大きくなると考えられる場合には、調査事項の優先度に沿った取舍選択を行い、調査事項の削減を求める</p>                                                                                                                                                           | ○           |              |

| 申請事項        |      | 審査の視点                               | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                                           | 新規・変更<br>共通                                                                                                                                                                                  | 変更申請<br>のみ該当 |   |
|-------------|------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---|
|             |      |                                     | ◆必要性に疑義がある調査事項について、実際に調査を行った結果を見ないと判断ができない場合には、承認時における課題として整理し、当該事項の判断のために審査が長期化することを避ける。                                                                                                                   | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      |                                     | ◆毎年調査において、複数年(度)の実態について同時に報告を求めようとする場合には、報告者負担軽減の観点から、単年(度)の実態把握ではいけないのかについて説明が必要。                                                                                                                          | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 集計しない調査事項はないか。                      | ◆集計しない調査事項を、調査事項として把握する必要性についての説明が必要。                                                                                                                                                                       | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 他の調査票情報や行政記録情報の活用により、削除できる調査事項はないか。 | ◆他の調査票情報又は行政記録情報により、容易に代替・利用できる調査事項については、基本的に認めない。                                                                                                                                                          | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 報告者にとって記入しやすい調査票となっているか。            | ◆例えば、以下に掲げるようなケースに該当する場合、調査票の設計について再考を求める。<br>① 質問文が長文で分かりにくい。<br>② 調査事項の定義は明確でなく、回答が複数あり得る。<br>③ 調査票の記入に当たって複雑な計算が必要になるなど、報告者に過度の負担をかける事項がある。<br>④ 報告者が記入しにくい構成になっている。<br>⑤ 合理的な理由ないままに、調査票全体で、調査事項が著しく多い。 | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      | 調査事項の変更に合理的な理由があるか。                 | ◆変更申請にあつては、報告者負担の抑制にも留意しつつ、具体的な利活用や社会・経済状況等の変化等を踏まえた変更となっていることについての説明が必要。                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                              | ○            |   |
|             |      |                                     | ◆申請された調査事項の変更以外に、社会経済情勢の変化により、必要性が低下していると認められる調査事項がある場合には、その削除を求める場合がある。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                              | ○            |   |
|             |      |                                     | ◆調査事項が大幅に増えている場合、総量抑制の観点から、可能な範囲での調査事項の削減が必要。                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                              | ○            |   |
|             |      | 報告を求めるとなる期日又は期間                     | 適切な期日又は期間の内容を報告させるものとなっているか。                                                                                                                                                                                | ◆以下に掲げる例のように、調査目的や報告者の負担に照らして、合理的な期日又は期間設定になっていれば、基本的に問題ない。<br>① 報告事項を把握する上で、変動の少ない時期を選定している。<br>② 他の統計調査結果との比較の観点から設定している。<br>③ ○月1日や○月末時点、前年1年間(1月1日～12月31日)など、報告者にとって、分かりやすい期日・期間で設定している。 | ○            |   |
|             |      |                                     | 調査事項の基準となる期日・期間が安定しているか。                                                                                                                                                                                    | ◆例えば、毎回、同じ月日を基準日として調査していた調査について、その基準日を変更する場合には、調査目的・報告者負担に照らして、合理的な理由が必要。<br>◆基準日・基準期間を変更する場合には、過去の結果との接続について、利用者に対して、どのような情報提供するのかについても説明が必要。                                               |              | ○ |
| 報告を求めるとなる方法 | 調査系統 | 調査を円滑に行うために適切な組織を経由するものとなっているか。     | ◆正確な回答を円滑に得る観点から、適切な系統になっていることが必要。<br>◆複数の調査系統を採用する場合や、配布と取集で系統が異なる場合、それぞれの系統による役割分担が明確に整理されていることが必要。                                                                                                       | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |
|             |      |                                     |                                                                                                                                                                                                             | ○                                                                                                                                                                                            |              |   |

| 申請事項           |         | 審査の視点                                         | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                    | 新規・変更<br>共通                                                                                                                         | 変更申請<br>のみ該当 |
|----------------|---------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                | 調査方法    | 調査方法(郵送調査、オンライン調査、調査員調査等)の選択は合理的か。            | ◆調査方法(郵送調査、オンライン調査、調査員調査等)の選択について、正確な回答の確保、効率的な調査の実施及び報告者負担の軽減の観点からの説明が必要。<br>特に、調査員調査については、正確性の確保が重視される一方、調査員と接触することによる報告者の負担もあることから、調査員調査を単独で選択する場合には、他の方法との併用が困難である理由の明確化が必要。     | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         |                                               | ◆政府としてオンライン調査の推進を図っていることから、調査方法の1つとしてオンライン方式が含まれていない場合、明確な理由が必要。                                                                                                                     | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         |                                               | ◆民間事業者が構築した独自のシステムを利用してオンライン調査を行う場合には、事業者が変更になった場合の業務の継続性、入札が不調に終わった場合の調査の実施可能性、情報漏えいへの懸念、また排他的な調達になる可能性もあることから、その方法を選択する必要性について、コストや調達する際の仕様上の配慮を含め、合理的な理由が必要。                      | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         |                                               | ◆郵送調査・オンライン調査を選択している場合、回収率の向上方策についての説明も必要。                                                                                                                                           | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         | 調査実施過程における秘密保護について十分な方策が講じられているか。             | ◆統計調査上の秘密保護については、実施上、自明のことであることから、申請事項記載書上も特段の記載を求めておらず、特に確認が必要と認められる場合以外は、改めて説明を求めない。                                                                                               | ○                                                                                                                                   |              |
| 報告を求める期間       | 調査の周期   | 調査周期は合理的なものか。                                 | ◆調査目的を踏まえ、適切な調査周期となっていることが必要。<br>例えば、詳細な構造変化を把握する目的であるにもかかわらず、短い周期で行うことを計画している場合は、把握の必要性や報告者負担の観点から、周期の長期化を求める場合がある。                                                                 | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         |                                               | ◆集計結果に短期的変動が見られず、統計の利用に当たっても支障がないような場合には、調査の実施周期を延長(毎月調査を四半期調査に、半年ごとの調査を毎年調査にする等)を求める場合がある。<br>逆に、社会経済状況の変化を踏まえ、毎年の状況把握が求められる調査について、5年などの周期に変更がない場合、調査の一部をについて毎年調査とするなど見直しを求める場合がある。 |                                                                                                                                     | ○            |
|                | 調査の実施期間 | 調査票の配布から回収まで十分な期間が設けられているか。                   | ◆調査実施期間(始期と終期)で記載する場合、調査票の配布から回収までの期間が一定期間確保されていることが必要。<br>月次調査・四半期調査については1週間以上、年次調査・周期調査については2週間以上を確保していない場合には、再考を求める場合がある。                                                         | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         |                                               | 調査事項の的確な内容を得るために適切な調査時期となっているか。                                                                                                                                                      | ◆調査の実施から調査結果の公表までのスケジュールも踏まえつつ、報告者の負担にも留意した調査実施時期となっていれば、基本的に問題ない。<br>そのような判断がなく、いたずらに報告者にとっての業務繁忙期(決算期や農繁期)が実施時期となっている場合には、再考を求める。 | ○            |
| 集計事項           |         | 適切な集計が予定されているか。                               | ◆調査事項(集計に用いない事項を除く。)の全てが集計事項に使われていれば、追加の説明を求めない。                                                                                                                                     | ○                                                                                                                                   |              |
| 調査結果の公表の方法及び期日 |         | インターネットが公表の媒体に含まれているか。含まれていない場合、その理由は合理的なものか。 | ◆e-Statが公表方法に含まれている場合には、追加の説明を求めない。                                                                                                                                                  | ○                                                                                                                                   |              |
|                |         |                                               | ◆e-Statが含まれていない場合、その理由が、e-Statへの掲載を否定するほどに合理的なものであることが必要。                                                                                                                            | ○                                                                                                                                   |              |

| 申請事項              | 審査の視点                                      | 左記視点について審査する際の考え方                                                                                                                                                                       | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|-------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
|                   |                                            |                                                                                                                                                                                         |             |              |
|                   | 公表が適切な時期に行われているか。                          | ◆第1報の公表期日が、申請負担軽減対策(平成9年2月10日閣議決定)の記載を満たすとともに、想定される利活用に間に合う時期に公表されることが必要。                                                                                                               | ○           |              |
|                   |                                            | ◆公表が経常的に遅れている場合には、遅延の理由及び遅延による支障並びに改善の見込みについて説明が必要。<br>遅延の理由が、業務運営に係るものである場合には、統計作成に係る一連のプロセスの見直しを求める場合がある。<br>遅延しているにもかかわらず支障が認められない場合、また、改善の見込みが乏しい場合には、調査の必要性及び周期等調査内容の見直しを求める場合がある。 |             | ○            |
|                   | 非公表を予定している場合、その理由は合理的か。                    | ◆全部公表となっていれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                | ○           |              |
|                   |                                            | ◆非公表が予定されている場合、開示請求された場合に不開示と判断されるに相当する理由が必要。                                                                                                                                           | ○           |              |
| 使用する統計基準          | 統計基準の使用は適切なものとなっているか。統計基準によらない場合、その判断は適切か。 | ◆統計基準が可能な範囲で使用されており、使用方法が具体的に記載されていれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                       | ○           |              |
|                   |                                            | ◆統計基準を全く使用しない場合、その理由が一般的に許容できるものであれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                        | ○           |              |
| 調査票情報の保存期間及び保存責任者 | 保存期間及び保存責任者は適切か。                           | ◆調査票の内容を記録した電磁的記録媒体について、十分な保存期間(「常用」又は「無期限」等)とされていれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                        | ○           |              |
|                   |                                            | ◆調査票の内容を記録した電磁的記録媒体について、調査実施機関以外の者が保存責任者になっている場合には、再集計や二次利用に支障が生じないようにするため、調査実施機関においても保存することを求める。                                                                                       | ○           |              |

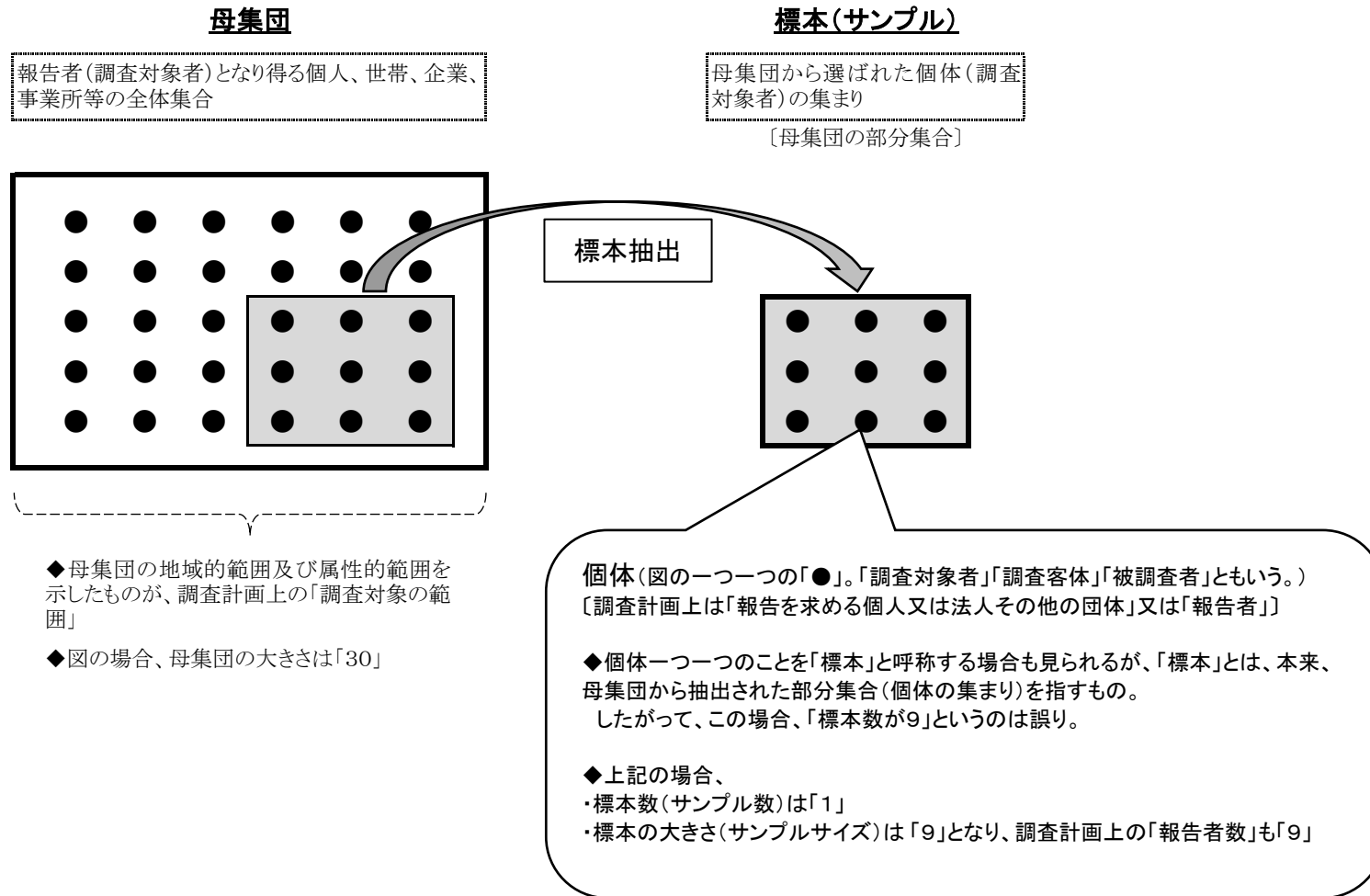


| 申請事項                      |                                                                                           | 審査の視点                                                                                                                                                                                                        | 左記視点について審査する際の考え方 | 新規・変更<br>共通 | 変更申請<br>のみ該当 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|--------------|
| 他の統計調査との重複排除の視点（法第20条第2号） |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| 調査対象の範囲<br>報告を求める期間       | 他の統計調査と同じ範囲に対して、同じ時期に報告を求めるものとなっていないか。そのようになっている場合、調査対象となる地域や報告を求める時期を変更することで、重複を排除できないか。 | ◆「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」の中で記載を求める「他の統計調査との重複」「行政記録情報等の利活用」の記載に基づいて確認を行う。                                                                                                                          | ○                 |             |              |
| 報告を求める事項                  | 他の統計調査でも報告を求めている事項がある場合、当該調査で報告を求めることに合理性はあるか。                                            |                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| 報告を求める個人又は法人その他の団体        | 事業所母集団データベースを利用した重複是正が求められる調査について、重複是正措置が適切に計画・実施されているか。                                  | ◆「承認を受けようとする一般統計調査の実施の必要性を明らかにした書類」の中で記載を求める「事業所母集団データベースを利用した重複是正等」の記載により確認する。<br>「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に沿って、事業所母集団データベースを利用した重複是正や、同データベースへの履歴登録の実施が計画されていれば、追加の説明は求めない。 | ○                 |             |              |
|                           |                                                                                           | ◆前回調査に係る履歴登録が、予定どおり終了していれば、追加の説明は求めない。                                                                                                                                                                       |                   |             | ○            |
| 各号横断的事項                   |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                              |                   |             |              |
| (計画全般)                    | 過去の審査時において「今後の課題」とされた事項に関する取組が適切に行われているか。                                                 | ◆課題の取組状況について、資料の提出を求める。このうち、短期的課題については、具体的な進捗の説明が必要。中長期的課題の場合には、現状における方向性についての説明が必要。                                                                                                                         |                   |             | ○            |

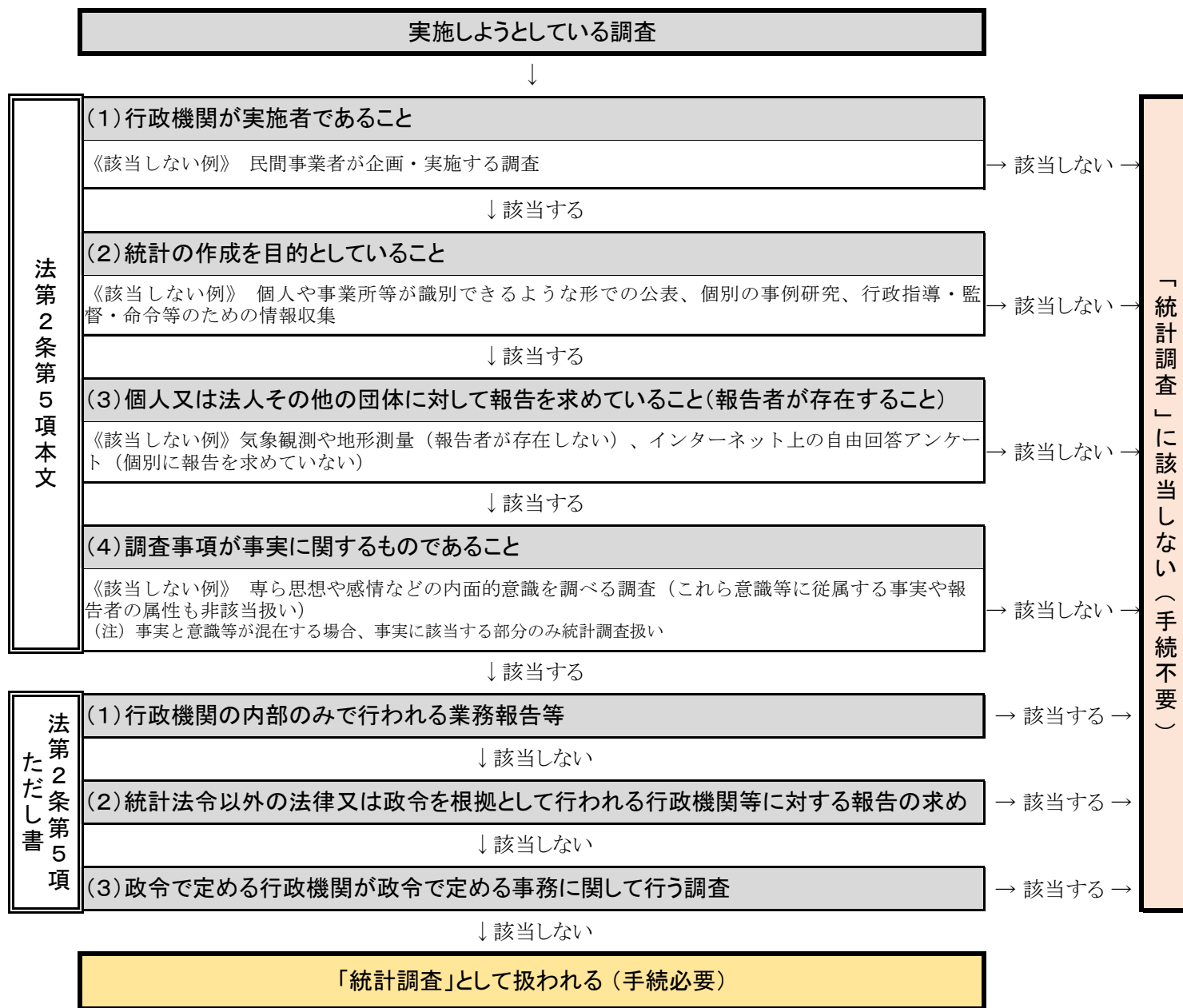
【注】変更申請の際には、変更される申請事項に関する視点及び「各号横断的事項」に関する視点について、審査を行う。



〔参考1〕 母集団と標本の関係等



[参考2] 「統計調査」該当性についての判断の流れ、「統計調査」に該当した場合の手続の概要

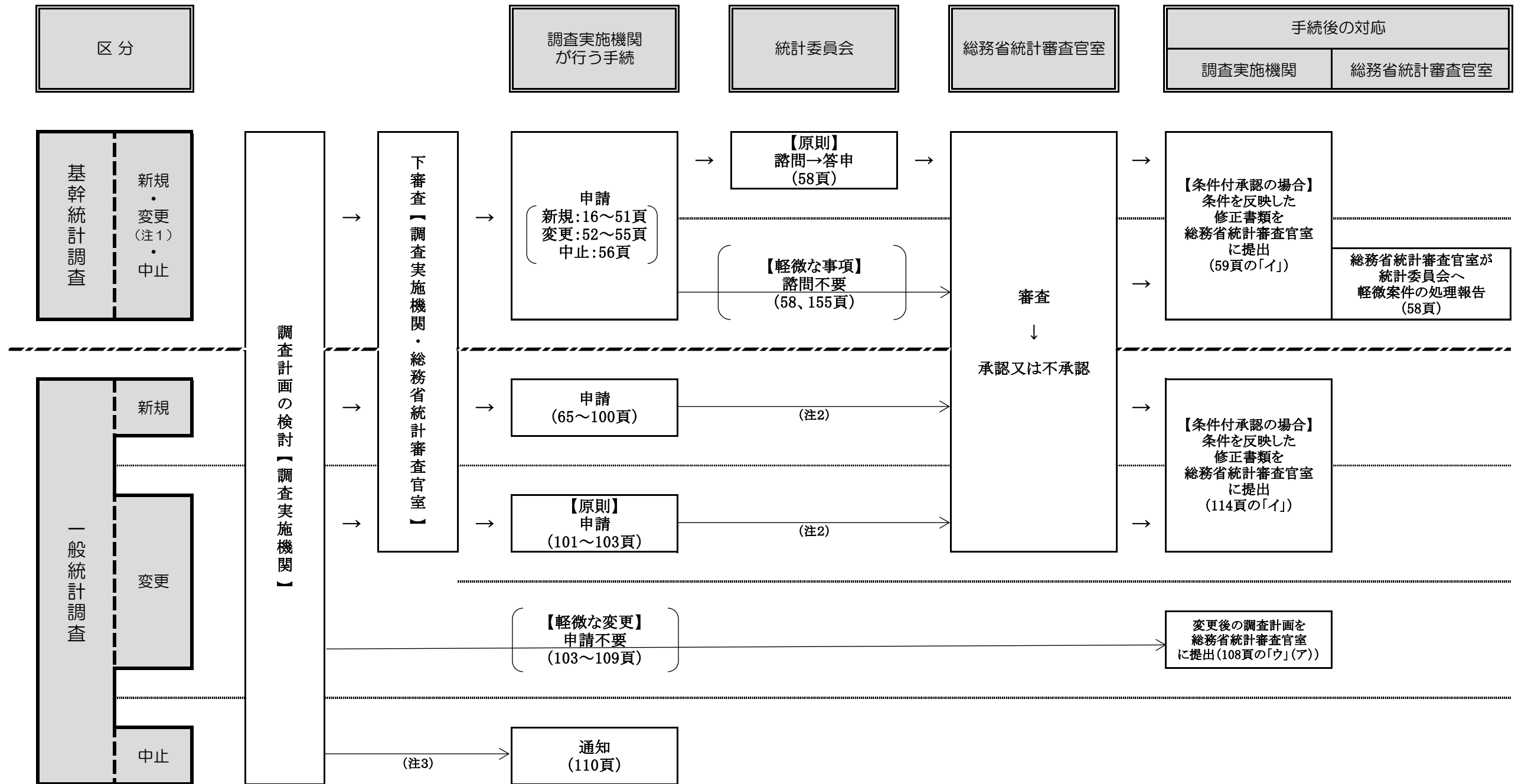


【必要とされる手続の概要】

| 区分 | 基幹統計調査                                         | 一般統計調査                         |
|----|------------------------------------------------|--------------------------------|
| 新規 | 総務大臣の承認<br><br>※「軽微な事項」の場合以外は、<br>統計委員会への諮問が必要 | 総務大臣の承認                        |
| 変更 |                                                | 総務大臣の承認<br>※ただし「軽微な変更」の場合は申請不要 |
| 中止 |                                                | 総務大臣への通知                       |

[注] 具体的な手続の流れについては、147頁の参考3を参照。

[参考3] 申請手続等の流れについての一覧表



(注1) 申請を要しない変更の場合(53頁の「オ」を参照)についても、変更後の調査計画を総務省統計審査官室に提出すること。

(注2) 一般統計調査については、統計委員会の意見を聴くことを要しない。  
ただし、基幹統計調査の調査計画を検討するために行われる試験調査(一般統計調査として行われる。)については、審査の過程において、統計委員会に対して情報提供をする場合がある。

(注3) 中止する際の通知は審査の対象ではないが、通知文書の発出前に、総務省統計審査官室に連絡・相談すること。

※ 図中の( )書きは、マニュアル本文の該当部分を指す。

## 【参考4】 調査票の回答欄のカウント方法（一般統計調査の変更関係）

一般統計調査に係る「軽微な変更」のうち、以下の項目（106頁の（カ）⑥）の運用に当たり、調査票の回答欄のカウント方法について、具体例を参考に提示する。

⑥ 調査票上の回答欄の追加、削除及び定義変更の合計箇所数が、調査票ごとに直近調査の回答欄総数の10パーセント未満であるもの

### 1 カウントの原則

調査票において、調査事項として設けられている回答欄の数でカウントする。報告者によって「該当なし」として空欄になり得るか否かを問わない。報告者の連絡先は、調査事項としてはカウントしないが、報告者の名称、所在地及び法人番号については、調査事項に含める。

### 2 具体例

(1) 記入部分が連続しており、一体としてとらえられるものは、全体として1か所とカウントする。

【例1】 「平成□年□月」 ⇒ 記入部分は2か所であるが、1か所としてカウントする。

【例2】 「□時□分～□時□分」 ⇒ 記入部分は4か所であるが、1か所としてカウントする。

(2) 記入部分が連続していても、内容的に独立している場合には、それぞれカウントする。

【例1】

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 生産額 | 受入額 | 出荷額 | 在庫額 |
|     |     |     |     |

} 4か所とカウントする

【例2】 次の設問にお答えください。

- ① 貴社の資本金額はいくらですか  円
- ② 従業員数は何人ですか。  人
- ↳ そのうちパートタイマーは何人ですか  人
- } 3か所とカウントする

(3) 複数の選択肢を設けてその中から該当するものを選ぶ形式については、選択する数にかかわらず、1か所とカウントする。

【例】 以下のような説明により回答を求める部分

- ◆ 「次に掲げるものから該当するものに○をつけてください」
- ◆ 「次に掲げるものから売上の多い順に3つ選んでください。」

(4) 一部の報告者に回答をを求める事項であってもカウントする。

【例】 以下のような説明により回答を求める部分

- ◆ 「問10で『該当する』と答えた人のみ答えてください」

(5) 多数の記入部分を設けて、該当する部分だけ記入させる場合

ア 原則

記入部分の数にかかわらず、項目の内容ごとに1か所とカウントする。

【例】

| 品名 | 個数 | 金額 | 合計 |
|----|----|----|----|
|    |    |    |    |
|    |    |    |    |
|    |    |    |    |

項目ごとに1か所とカウントする。  
左の表の場合、「品名」、「個数」、「金額」、「合計」の4か所

イ 例外

記入項目がプレプリントされている部分については、記入が想定されていると考えられることから、当該部分に限っては、前記(2)により、個別にカウントする。

【例】

| 品名 | 個数 | 金額 | 合計 |
|----|----|----|----|
| A  | ①  | ②  | ③  |
| B  | ④  | ⑤  | ⑥  |
|    |    |    |    |
|    |    |    |    |

i) 品名がプレプリントされているA、Bに対応する①～⑥の部分は、記入部分ごとに1か所とカウントする。→6か所  
ii) 品名が記載されていない部分については、前記アの原則により、項目(品名、個数、金額、合計)ごとに、それぞれ1か所とカウントする。  
⇒ その結果、左の表の場合、合計10か所

ウ 補足

なお、多数の記入部分を設けて、該当する分だけ記入させるような場合について、空欄の増減については変更箇所にはカウントしない。

【例】

| 品名 | 個数 | 金額 | 合計 |
|----|----|----|----|
|    |    |    |    |
|    |    |    |    |

↓

| 品名 | 個数 | 金額 | 合計 |
|----|----|----|----|
|    |    |    |    |
|    |    |    |    |
|    |    |    |    |

もともと、項目の内容ごとに1か所(左の例の場合4か所(品名、個数、金額、合計))とカウントしているものであり、欄が増えてもその実質は変わらないことから、空欄の増加はカウントしない。  
したがって、左の例の変更後も4か所に変更なし。

(6) 同じ内容を尋ねるものであっても、質問の設定によって回答欄の数が変わる場合がある。

【例1】次の中から該当するものに○を付けてください。

- ア 20歳未満の子がいて、同居している。      イ 20歳未満の子がいて、別居している。  
ウ 20歳以上の子がいて、同居している。      エ 20歳以上の子がいて、別居している。

【例2】次の項目の該当する部分に○をしてください。

- ① 20歳以上の子がいるか      ② ①でアと回答した場合について、同居していますか  
ア いる      ア 同居している  
イ いない      イ 別居している

⇒ 【例1】の場合は1か所、【例2】の場合は、①及び②の2か所とカウントする。

### 3 「追加」「削除」「定義変更」の意味

#### (1) 追加

直近の調査票の中に相当するものがない回答欄の新設

#### (2) 削除

直近の調査票の中に設けられていた回答欄であって、今回の調査票の中に相当するものがないもの

#### (3) 定義変更

直近の調査票の中に設けられていた回答欄について、内容の変更を行った上で今回の調査に引き継がれているもの（回答欄の項目名を変更せず、定義のみを変更する場合を含む。）

#### 【「定義変更」に該当する例】

- ① 従前「給与」という回答欄を設けて、定期的に支給される金額について回答を求めていた項目について、「給与総額」という回答欄に変更し、賞与など特別に支払われた給与を含んで回答を求める場合
- ② 従前から設けている「給与」という回答欄の名称はそのまま、回答欄の定義（説明）において、定期的に支給される金額のみとする説明から、賞与など特別に支払われる給与の金額を含める旨の説明に変更する場合
- ③ 収入金額について3区分の中から選択させる調査事項について、5区分に変更する場合

### 4 回答欄の統合又は分割のときの変更箇所数のカウント

#### (1) 直近調査の回答欄を統合する場合

統合前の個数を変更箇所数とする。

#### 【例】3か所を1か所に統合した場合

⇒ 変更箇所は3（定義変更1か所、削除2か所）とカウントする。

4か所（削除3か所、新規1か所）とはカウントしない。

#### (2) 直近調査の回答欄を分割する場合

分割後の回答欄数（統合前の回答欄と純増の回答欄の個数の合計）を変更箇所数とする。

#### 【例】1か所を3か所に分割した場合

⇒ 変更箇所は3（定義変更1か所、新規2か所）とカウントする

4か所（削除1か所、新規3か所）とはカウントしない。



## 5 回答欄の率の算定式（注：計算は、調査票ごとに行う。）

$$\frac{\text{（追加+削除+定義変更）}}{\text{（直近調査<sup>（注）</sup>の回答欄総数）}}$$

【例①】直近調査の回答欄総数：100 か所

⇒ [今回調査] 追加9項目 …… 9パーセントの変動

⇒ 軽微に該当

【例②】直近調査の回答欄総数：100 か所

⇒ [今回調査] 追加10か所、削除5か所、定義変更5か所……20パーセントの変動

⇒ 軽微に該当せず

（注）「直近調査」とは、直前に実施された調査を指す。総務大臣の承認を受けたか、「軽微な変更」に該当するものとして総務大臣の承認を受けなかったかを問わない。

## 6 その他

（1）質問文や回答欄の説明であって、当該回答欄の定義に実質的な変更を生じない説明の詳細化や表現ぶりの変更にとどまる場合には変更箇所にはカウントしない。

ただし、回答欄の内容に実質的な変更を及ぼす場合には、前記3（3）の「定義変更」に該当する。

（2）項目の変動に伴って項目番号のみが変更される部分については、実質的な変更がないことから変更箇所にはカウントしない。

（3）回答欄の大きさの変更は、変更箇所にはカウントしない。

## 〔参考5〕

### 地域別表章に関するガイドライン

平成 31 年 3 月 28 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

#### 1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、地域ブロック別の表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとされていることを踏まえ、統計間の比較可能性や再集計機能の向上によるユーザーの利便性の向上を図るための地域別表章の指針として、本ガイドラインを策定する。

#### 2 背景

現在、我が国の地域ブロック別の区分については、行政分野を通じて統一的に用いられているものではなく、公的統計の結果を地域ブロック別に表章する際の区分についても、統計作成機関が各統計の目的に応じそれぞれ設定している。

第Ⅲ期基本計画に係る統計委員会による審議においては、このような状況に対して、統計の表章は統一的であることが望ましいとの指摘があった。その一方で、統計にはそれぞれ役割がありその目的に沿った地域ブロック区分があってもよく、全部を一律的に同じ区分にしなくてもよいといった指摘もなされた。

これら審議結果を踏まえ、第Ⅲ期基本計画では、「表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。」と定められた。

今回、この第Ⅲ期基本計画に基づき、総務省において、公的統計の結果を地域別に表章する際の標準的な区分の在り方について検討したものである。

#### 3 現状

現在、基幹統計のうち地域ブロック別の表章が行われているものをみると、統計作成機関の地方支分部局の行政運営の基礎資料とするため当該地方支分部局の管轄区域ごとに表章区分を設定したものや、地域特性を表章するため自然的・経済的条件を基に表章区分を設定したものなど、それぞれの統計の目的に応じて設定されている。具体的には、採用されている主な地域ブロック区分としては4類型に整理される（別紙）。

#### 4 基本的な考え方

以上のような状況を踏まえると、地域ブロック区分の表章区分の標準化に当たっては、統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図ると同時に、地域ブロック区分に対する統計ユーザーの多様なニーズにも可能な限り対応することが必要であると考えられる。

このため、地域ブロック別の結果表章に当たっては、以下によることを基本として、統計の利便性の確保に努めることとする。

- (1) 統計作成機関は、ユーザーによる任意の地域ブロック区分による組み替え集計が可能となるよう、作成する統計について都道府県単位の結果表章を推進する。
- (2) これに抛り難く地域ブロック別による表章のみを行う場合は、現行、基幹統計の結果表章において主に採用されているⅠからⅣの地域ブロック区分の種類のうち、採用事例が多い類型Ⅰの地域ブロック区分による結果表章を公表する。

## 5 具体的な取組

- (1) 統計作成機関は、作成する統計のうち都道府県単位の表章が行われていないものについて、都道府県単位の表章を可能とするための検討を行い、可能なものについては、これを実施することとする。
- (2) (1)に抛り難い場合については、以下によることとする。
  - ① 類型Ⅰの地域ブロック区分による表章が行われている統計については、引き続きこれによることとする。
  - ② 類型Ⅰ以外の地域ブロック区分による表章が行われている統計については、類型Ⅰによる表章の追加又は類型Ⅰによる表章への変更が可能か検討を行い、可能なものについては、これを実施する。
  - ③ 地域ブロック区分による表章が行われていない統計については、類型Ⅰによる表章が可能か検討を行い、可能なものについては、これを実施する。  
なお、類型Ⅰによる地域区分の名称は、「地域別表章に関するガイドラインによる地域区分」とする。
- (3) (1)及び(2)の対応を行うに当たっては、統計によっては、表章結果の精度を確保するため標本設計の変更が必要になること等により統計の継続性が確保できなくなる場合や、標本サイズの拡大やシステムの改修など新たにコストを要する場合もあることから、可能なものから順次進めることとする。
- (4) 上記取組の対象は、公的統計全体とし、(1)又は(2)による結果表章は、主な統計表（例：総括集計表、横断的集計表、全国表、年次表など）を中心に行うこととする。ただし、全国値の推計のみを行う加工統計や一部地域のみを対象として調査を実施する一般統計など、都道府県単位又は地域ブロック区分での表章が困難なものについては対象としない。

## 6 フォローアップの実施

- (1) 総務省政策統括官（統計制度担当）は、第Ⅲ期基本計画の計画期間の最終年度である2022年度中に、各統計作成機関におけるガイドラインへの対応状況について、上記5(1)又は(2)による結果表章を行わなかった場合の理由を含めて確認を行い、その結果を公表する。
- (2) 総務省政策統括官（統計制度担当）は、(1)で把握した状況等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする。

(注) 総務省政策統括官の担務の名称変更に伴い、令和3年6月29日総政企第131号により、「6 フォローアップの実施」中の「総務省政策統括官（統計基準担当）」を「総務省政策統括官（統計制度担当）」に改正した。

# 地域ブロック区分の主な類型

別紙

| 都道府県名  | 類型 I    |        | 類型 II | 類型 III | 類型 IV | その他<br>(OECD<br>Regional Database) |        |    |
|--------|---------|--------|-------|--------|-------|------------------------------------|--------|----|
|        | 参考①     | 参考②    |       |        |       |                                    |        |    |
| 01北海道  | 北海道     |        | 北海道   | 北海道    | 北海道   | 北海道                                |        |    |
| 02青森県  | 東北      |        | 東北    | 東北     | 東北    | 東北                                 |        |    |
| 03岩手県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 04宮城県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 05秋田県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 06山形県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 07福島県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 08茨城県  | 関東      | 北関東・甲信 | 関東 II | 関東     | 関東    | 北関東・甲信                             |        |    |
| 09栃木県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 10群馬県  |         | 南関東    | 関東 I  |        | 関東    | 東京                                 | 南関東    |    |
| 11埼玉県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 12千葉県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 13東京都  |         | 北関東・甲信 | 関東 II |        | 関東    | 関東                                 | 北関東・甲信 |    |
| 14神奈川県 |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 19山梨県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 20長野県  |         | 北陸     |       |        | 中部    | 北陸                                 | 北陸信越   | 北陸 |
| 15新潟県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 16富山県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 17石川県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 18福井県  | 東海 (中部) |        | 近畿    | 北陸     | 中部    | 東海                                 |        |    |
| 22静岡県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 21岐阜県  |         |        | 中部    | 中部     |       |                                    | 中部     | 中部 |
| 23愛知県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 24三重県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 25滋賀県  | 近畿      | 近畿 II  | 近畿    | 近畿     | 近畿    | 近畿                                 |        |    |
| 26京都府  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 27大阪府  |         | 近畿 I   |       |        |       |                                    |        |    |
| 28兵庫県  |         | 近畿 II  |       |        |       |                                    | (神戸)   |    |
| 29奈良県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 30和歌山県 |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 31鳥取県  | 中国      | 山陰     | 中国    | 中国     | 中国    | 中国                                 |        |    |
| 32島根県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 33岡山県  |         | 山陽     |       |        |       |                                    |        |    |
| 34広島県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 35山口県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 36徳島県  | 四国      |        | 四国    | 四国     | 四国    | 四国                                 |        |    |
| 37香川県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 38愛媛県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 39高知県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 40福岡県  | 九州      | 北九州    | 九州    | 九州 I   | 九州    | 九州・沖縄                              |        |    |
| 41佐賀県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 42長崎県  |         | 南九州    |       | 九州 II  |       |                                    |        |    |
| 43熊本県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 44大分県  |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 45宮崎県  |         | 南九州    |       |        |       |                                    |        |    |
| 46鹿児島県 |         |        |       |        |       |                                    |        |    |
| 47沖縄県  | 沖縄      |        | 沖縄    | 沖縄     | 沖縄    |                                    |        |    |

※ 類型 I のうち、関東ブロック、近畿ブロック、中国ブロック又は九州ブロックをさらに細分割しているものについては、類型 I として整理の上、参考①及び②として示している。

〔参考6〕

統計法第9条第4項ただし書における  
「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日  
統 計 委 員 会 決 定  
改正 平成 30 年 9 月 28 日  
改正 令和 2 年 3 月 16 日  
改正 令和 3 年 7 月 30 日

- 1 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 4 項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げる場合を指すものとする。
  - ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更、同一母集団情報の定期的な更新等に伴い当然必要とされる事項の変更
  - ② 市町村の廃置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
  - ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
  - ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
  - ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないもの（郵送調査を実施している場合のオンラインによる調査方法の追加又は郵送調査及びオンライン調査の民間委託を含む。）
  - ⑥ 効率的な統計作成のための調査事項への法人番号の追加
  - ⑦ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便等に資する観点から行う変更（公表期日の早期化、インターネットによる公表方法の追加又はインターネット公表を行っている場合における印刷物による公表の廃止や印刷物に掲載する統計表の縮減を含む。）
  - ⑧ 災害や感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更
  - ⑨ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
  - ⑩ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更（統計委員会で認められた選定基準による調査品目の変更を含む。）
  - ⑪ 上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの
- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計制度担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

〔参考7〕 統計幹事による確認書の様式例（「その他の一般統計調査」の変更関係）

（注）「その他の一般統計調査」の変更申請に当たり、統計幹事が点検・評価を行っている場合、その結果も踏まえて調査計画の変更を立案した旨等を示す文書（103頁の⑪）の一例を示したものである。

令和〇年〇月〇日

〇 〇 省

〇〇調査の変更申請について

標記調査の変更申請については、統計幹事の下、別添の点検・評価を実施し、その結果を踏まえるとともに、変更する調査計画について、総務省が示す承認申請に係るマニュアルに沿ったものであることを確認した上で、申請を行っています。

# 索引

- 【い】**  
e-Stat …… 39, 88  
意見公募手続 …… 60  
意識等 …… 7, 26, 48, 75, 97  
一般統計調査 …… 61  
印刷物 …… 39, 89  
インターネット …… 7, 39, 89
- 【え】**  
閲覧 …… 39, 89
- 【お】**  
オンライン調査 …… 27, 31, 48, 76, 80, 97
- 【か】**  
課題文書 …… 59, 114
- 【き】**  
基幹統計 …… 14  
基幹統計調査 …… 11  
基準となる期日又は期間 …… 28, 77  
気象観測 …… 7  
記入済み調査票 …… 45, 95  
行政記録情報 …… 5  
行政記録情報等 …… 49, 98  
行政機関等 …… 4  
業務記録 …… 5
- 【け】**  
軽微な事項（基幹統計調査関係） …… 58, 155  
軽微な変更（一般統計調査関係） …… 103, 129  
月次調査 …… 41, 90
- 【こ】**  
公的統計の整備に関する基本的な計画  
→ 公的統計基本計画 …… 1, 40, 53, 89  
公表 …… 39, 88
- 個体 …… 3, 145  
個別利用 …… 6, 26, 48, 75, 97
- 【さ】**  
サンプル …… 3, 145  
サンプルサイズ → 標本の大きさ  
サンプル調査 …… 3
- 【し】**  
事業所母集団データベース …… 10, 50, 99  
下審査 …… 13, 64  
悉皆調査 …… 3  
指定統計 …… 41, 90  
諮問（統計委員会） …… 12, 58  
集計事項 …… 38, 86  
修正書類（条件付き承認の場合） …… 59, 114  
条件付き承認 …… 59, 114  
承認通知書 …… 58, 113  
承認の範囲 …… 16, 65  
職員調査 …… 32, 80  
申請事項記載書  
…… 16, 54, 65, 102, 120, 123, 125, 126  
申請負担軽減対策 …… 41, 90
- 【せ】**  
生年月日 …… 26, 75  
政府統計の総合窓口 → e-Stat  
全数調査 …… 3, 23, 72
- 【そ】**  
総務省統計審査官室 …… 4  
属性的範囲 …… 20, 69  
その他の一般統計調査 …… 112, 156
- 【た】**  
立入検査等 …… 46

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| <b>【ち】</b>                     |                |
| 地域的範囲                          | 20, 69         |
| 地域ブロック                         | 38, 86         |
| 地域別表章に関するガイドライン                | 38, 86, 152    |
| 中間生成物                          | 45, 95         |
| 抽出調査                           | 3              |
| 調査員調査                          | 31, 80         |
| 調査客体                           | 3, 145         |
| 調査計画                           | 3              |
| 調査系統                           | 30, 79         |
| 調査事項                           | 26, 75         |
| 調査実施機関                         | 3              |
| 調査対象者                          | 3, 20, 69, 145 |
| 調査対象の範囲                        | 20, 69         |
| 調査の始期                          | 36, 84         |
| 調査の実施期間                        | 36, 84         |
| 調査の周期                          | 35, 83         |
| 調査の終期                          | 36, 84         |
| 調査の名称                          | 18, 67         |
| 調査の目的                          | 19, 68         |
| 調査票                            | 48, 97         |
| 調査票の提出期限                       | 37, 85         |
| 調査票情報                          | 45, 95         |
| 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン | 45, 95         |
| 調査方法                           | 31, 80         |
| 重複是正等                          | 50, 99         |

|            |        |
|------------|--------|
| <b>【て】</b> |        |
| 電話調査       | 32, 81 |

|            |                  |
|------------|------------------|
| <b>【と】</b> |                  |
| 統計委員会      | 12, 58           |
| 統計幹事       | 12, 63, 103, 156 |
| 統計基準       | 43, 93           |
| 統計作成支援センター | 10               |
| 統計調査       | 4                |

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 統計調査員                | 32      |
| 統計調査等業務の業務・システム最適化計画 | 40, 89  |
| 特定一般統計調査             | 67, 111 |

|            |        |
|------------|--------|
| <b>【に】</b> |        |
| 日本標準産業分類   | 43, 93 |

|            |        |
|------------|--------|
| <b>【ね】</b> |        |
| 年次調査       | 28, 77 |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>【は】</b>         |  |
| パブリックコメント → 意見公募手続 |  |

|            |              |
|------------|--------------|
| <b>【ひ】</b> |              |
| 被調査者       | 3, 145       |
| 標本         | 3, 145       |
| 標本設計       | 51, 100, 131 |
| 標本調査       | 3            |
| 標本の大きさ     | 3, 145       |

|            |        |
|------------|--------|
| <b>【ふ】</b> |        |
| FAX調査      | 32, 81 |
| フェイス事項     | 7      |
| 不定期        | 35, 83 |

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| <b>【ほ】</b>         |           |
| 報告義務者              | 25        |
| 報告者                | 3, 22, 71 |
| 報告者数               | 22, 71    |
| 報告負担総量             | 112       |
| 報告を求める個人又は法人その他の団体 |           |
| → 報告者              |           |
| 報告を求める事項 → 調査事項    |           |
| 報告を求めるために用いる方法     |           |
| → 調査方法             |           |
| 法人番号               | 26, 75    |



|       |                    |
|-------|--------------------|
| 母集団   | 3, 145             |
| 母集団推計 | 51, 100            |
| 母集団情報 | 22, 24, 53, 71, 73 |

**【む】**

|       |        |
|-------|--------|
| 無作為抽出 | 23, 72 |
|-------|--------|

**【も】**

|      |           |
|------|-----------|
| モニター | 7, 24, 73 |
|------|-----------|

**【ゆ】**

|      |        |
|------|--------|
| 有意抽出 | 24, 73 |
| 郵送調査 | 31, 80 |